

活動報告

【会 合】

第 20 回法整備支援連絡会

国際協力部教官

小 谷 ゆかり

第 1 開催状況

日時 平成 31 年 2 月 1 日（金）午前 10 時から午後 5 時 40 分まで
場所 東京会場：法務省国際法務総合センター「国際会議場 A」
大阪会場：大阪中之島合同庁舎 2 階 「国際会議室」
テーマ 「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」
式次第 後掲資料「プログラム」参照
出席者 178 名（東京会場 90 名，大阪会場 88 名）

第 2 第 20 回法整備支援連絡会の概要

1 はじめに

法務総合研究所では，独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により，平成 12 年（2000 年）以降，法整備支援関係者間の情報共有や意見交換の場として，法整備支援連絡会を開催しています。20 回目という大きな節目を迎えた今回の法整備支援連絡会は，「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」と題し，東京都昭島市にある法務省国際法務総合センター「国際会議場 A」をメイン会場，大阪市にある大阪中之島合同庁舎「国際会議室」をサテライト会場として行ない，両会場とも 80 名を超える参加者が集う盛況な会合となりました。



【東京会場の様子】



【大阪会場の様子】

2 第 20 回法整備支援連絡会のテーマ

20 回目という節目を迎えた本連絡会では，「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」をテーマとしました。

SDGsとは、2015年に国連で採択された国際社会の目標であり、2030年を期限とする17の目標が定められています。そのうちのゴール16には、「法の支配の促進」が明記されました。我が国においても、SDGs達成に向けて官民連携した幅広い対策が講じられ、SDGsの達成、「法の支配」の促進に対する認識は高まっています。

他方、法務省は、SDGsが掲げられるかなり前から、「法の支配」の促進につながる国際協力を推進してきました。

すなわち、法務省は、1994年にベトナムを対象とした法制度整備支援を開始し、1996年から同国への同支援がJICA（独立行政法人国際協力機構）プロジェクトとして実施されるようになり、その後現在に至るまでの間、多くの関係者のご支援、ご協力を受け、その支援対象国及び支援分野を急速に拡大させながら、多くの成果を挙げてきました。

しかしながら、法整備支援に携わる関係機関において、法の支配に立脚したグッドガバナンスの実現に貢献する法整備支援とSDGsの関係について、これまで正面から議論されてきたわけではありませんでした。

そこで、本連絡会では、国内外の専門家を交え、SDGsの枠組みや開発支援の中に、法整備支援がどのように位置付けられるのかを考察するとともに、今後の法整備支援の在り方や役割について、改めて議論することとしました。

3 プログラムの紹介

第1部では、世界的に著名な経済学者であり、国連事務総長の特別顧問を務める米国コロンビア大学教授のジェフリー・サックス氏から、「SDGsと法の役割」と題する基調講演をしていただきました。

サックス氏からは、SDGsが謳う「法の支配」には、途上国の貧しい人々に対する司法アクセスの保障、透明で責任ある行政、汚職防止等、多くの側面があり、それらがSDGsの各目標に反映されている旨お話しいただきました。また、途上国における法の支配の現状及びその解決策の多様性について言及しながら、「法の支配」はSDGs達成に向けて重要な役割を担っているとして、「法の支配」の重要性について触れられ、これまでの法整備支援に対する日本の貢献につき、賛辞が述べられました。

第2部では、国連開発計画（UNDP）バンコク地域ハブのニコラス・ブース氏（ガバナンス及び平和構築チーム担当オフィサー兼紛争防止・司法アクセス・人権アドバイザー）より、「開発支援の潮流と法整備支援」と題するプレゼンテーション及び慶應義塾大学大学院の松尾弘教授とのトークセッションを実施しました。

ブース氏によるプレゼンテーションでは、開発課題を解決するための情報センターの役割を担うUNDPの法の支配分野に関する活動として、貧困の根絶や誰一人として取り残されない“Leave No One Behind”世界の実現等に向けた取組等についてお話

しいたきました。

その後の松尾教授とのトークセッションでは、カンボジアを例に挙げるなどして法の支配の確立状況に関する問題提起、誰一人取り残されない社会の実現、法遵守の文化“Culture of Lawfulness”の重要性について、更に深く検討がなされました。



【第2部 トークセッションの様子】

第3部では、法整備支援の関係機関による活動報告を行ない、続く第4部においては、「日本の法整備支援の目的・役割は何か」をテーマにパネルディスカッションを実施して、SDGsとの関連における法整備支援の目的や役割、また、これからの日本の法整備支援はどうあるべきかについて、参加者による活発な意見が出されました。なお、第2部に続き第4部においても、カンボジアが例に出され、会場からの質問も交えるなどして熱い議論が展開されました。



【第3部 法務総合研究所国際協力部の活動報告の様子(大阪会場)】



【第4部 パネルディスカッションの様子(東京会場)】

プログラムの全体を通じて、有意義かつ大変興味深い議論がなされておりますので、後掲の議事録をお読みいただければと思います。

4 おわりに

本連絡会を通じて、改めて、法律を作るだけにとどまらず、その法律の適切な運用を支えることが法整備支援の役割・目的であり、その積み重ねが、一般国民に信頼され、受け入れられる司法制度の確立につながっていくことを確認することができました。

ご参加いただいた皆様においても、本連絡会は、上記メインテーマ等について活発かつ忌憚のない議論がなされたことにより、法制度整備支援の在り方についてこれまでとは異なる視点から考察する良い機会となったものと考えます。

次回の第21回法整備支援連絡会は、令和2年2月14日（金）に開催予定です。開催日が近くなりましたら、国際協力部のホームページに御案内を掲載しますので、法整備支援に興味のある方は、是非ご参加ください。

第20回法整備支援連絡会 プログラム

第1 日時

平成31年2月1日（金）午前10時から午後5時40分まで

第2 場所

東京会場：法務省国際法務総合センター「国際会議場A」

大阪会場：大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」

第3 開催趣旨

法制度整備支援関係者の情報交換，支援の在り方に関する意見交換

第4 テーマ

持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援

第5 プログラム概要 ※敬称略

開会挨拶 10:00～10:10

法務省法務総合研究所長

大場 亮太郎

挨拶 10:10～10:20

独立行政法人国際協力機構（JICA）理事

前田 秀

第一部 基調講演 10:30～11:10

コロンビア大学教授（ニューヨークから中継）

ジェフリー・サックス

「SDGsと法の役割」

第二部 プレゼンテーション・トークセッション 11:10～12:30

「開発支援の潮流と法整備支援」

プレゼンター

UNDPバンコク地域ハブガバナンス及び平和構築チーム担当オフィサー兼紛争
防止・司法アクセス・人権アドバイザー

ニコラス・ブース

コメンテーター

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松尾 弘

—— 昼食休憩 12:30～13:30 ——

第三部 活動報告 13:30～14:50

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長

國分 典子

日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長

外山 太士

JICA公共政策・産業開発部ガバナンスグループ次長

澤田 寛之

国連アジア極東犯罪防止研修所長

瀬戸 毅

法務省法務総合研究所国際協力部副部長

伊藤 浩之

—— 休憩（14:50～15:10） ——

第四部 パネルディスカッション 15:10～17:30

（休憩15分及び会場との質疑応答含む）

テーマ 「日本の法整備支援の目的・役割は何か」

モデレーター

法務省法務総合研究所国際協力部長

森永 太郎

パネリスト

名古屋大学CALEセンター長

國分 典子

日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長

外山 太士

JICA公共政策・産業開発部ガバナンスグループ次長

澤田 寛之

外務省国際局地球規模課題総括課

村上 裕公

法務省大臣官房国際課付

福島 崇之

国連アジア極東犯罪防止研修所長

瀬戸 毅

閉会挨拶 17:30～17:40

公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）理事長

大野 恒太郎

レセプション 18:15～

備考：日本語・英語同時通訳

プログラム内容は変更になる場合があります。

第20回法整備支援連絡会発言録

○鈴木 ご来場の皆様、大変長らくお待たせいたしました。ただいまから第20回法整備支援連絡会を開会いたします。私は本日の司会を務めます法務省法務総合研究所国際協力部教官の鈴木一子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

法整備支援連絡会は、今年で20回目を迎えます。本日は、この会場と大阪会場をテレビ会議システムで結び、大阪からも質問やコメントをいただきます。

それでは、ここで、大阪会場につないでみたいと思います。

○高木 大阪会場の進行役を務めます法務総合研究所国際協力部教官の高木晶大でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木 大阪会場からも参加いただき、誠にありがとうございます。

それでは、まず初めに、本連絡会の主催者であります法務省法務総合研究所所長、大場亮太郎より、開会のご挨拶を申し上げます。

大場所長、よろしくお願ひいたします。

○大場 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました法務総合研究所の大場亮太郎と申します。1月18日付で最高検察庁から法務総合研究所に異動してまいりました。法整備支援に関わりますのは、私自身といたしましては初めてではありますがけれども、法整備支援を含む国際協力は、現在、法務省でも力を入れている分野の一つでもあります。微力ながら法整備支援の発展に寄与していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、改めまして、本日はお忙しい中、多くの方々に法整備支援連絡会にご参加いただき、ありがとうございました。ニューヨークからご講演いただくジェフリー・サックス教授、バンコクからお越しいただいたニコラス・ブース様、そしてトークセッションやパネリストをお願いしております皆様方にも、心から御礼を申し上げます。

また、ご出席の皆様には、日ごろ法務総合研究所

の行う法整備支援活動に多大なご支援、ご協力をいただいておりますことを、改めて感謝申し上げる次第であります。

さて、2000年から始まりましたこの法整備支援連絡会も、今回で20回目ということになります。法務総合研究所は、第1回の法整備支援連絡会を主催いたしましたけれども、法整備支援活動に関わっておられる関係者の方々の気軽な情報交換、意見交換の場として活用していただきたいと、こういう趣旨で当初開催いたしました。その後、関係機関の皆様のご理解、ご協力をいただき、法整備支援に関わる関係者が一堂に会する場として、毎年、多くの方々にご参加いただいているところであります。

日本の法整備支援に対する支援対象国からの期待は高く、対象国や支援対象とする法分野も拡大している今日であります。法整備支援を効果的に実施するために、法整備支援連絡会の重要性がますます高まっているものと思ひます。

この連絡会につきましては、毎回テーマを工夫してご議論いただいているところでありますけれども、今回の法整備支援連絡会におきましては、「持続可能な開発目標と法整備支援」というテーマを掲げました。ミレニアム開発目標の後継として、2015年に国連で採択されましたSDGs (Sustainable Development Goals, 持続可能な開発目標) では、「法の支配の促進」が明記されているところであります。来年2020年4月には、京都で第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆるコングレスが、日本では50年ぶりに開催されます。法務省などの関係機関では、その準備作業を行っておりますけれども、このコングレスにおきましてもSDGs達成に向けた議論がなされることになっていきます。

このような取組や法の支配の促進についての意識は高まってはおりますけれども、一方で開発支援における法の役割や、法整備支援が開発支援の中どのように位置付けられるのかといった問題につきま

しては、まだまだ議論の余地があると思われます。

そこで、SDGsとの関わりという観点から、今後の我が国の法整備支援の在り方を検討することが有意義であると考え、今回のテーマを設定したところでもあります。幅広い議論が可能なテーマであると思いますので、さまざまな視点から有益なお話を伺えるものと楽しみにしております。どうぞ皆様の自由闊達なご議論をお願いしたいと思います。

最後になりますが、本法整備支援連絡会開催に当たりまして、最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センター、国連開発計画駐日代表事務所の皆様に感謝申し上げますとともに、本日もご出席いただきました皆様のますますのご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○鈴木 大場所長、ありがとうございました。

続きまして、独立行政法人国際協力機構（JICA）、前田秀理事よりご挨拶をいただきます。

前田理事、よろしく願いいたします。

○前田 おはようございます。ただいまご紹介にあずかりましたJICA理事の前田でございます。

本日の法整備支援連絡会にご来場いただきました皆様及び開催にご尽力いただきました関係者の皆様に、共催者であるJICAを代表いたしまして心より御礼申し上げます。

第20回目を迎えました今回の法整備支援連絡会のテーマは、「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」であります。

皆様ご承知のように、SDGsは、2015年9月に開催された国連サミットで採択された、2030年をターゲットとした国際開発目標です。

「誰一人として取り残さない“leave no one behind”」とうたっているこの目標に対しまして、法整備支援はどのように貢献できるかについて、本日は皆様と意見交換を行い、今後の法整備支援の在り方について考える機会としたいと考えております。

さて、SDGsという切り口で法整備支援を取り

上げるとすると、最初に思い浮かびますのはターゲット16ではないでしょうか。そこでは、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」という目標が掲げられています。より具体的にはSDGs 16.3におきまして「法の支配の促進」が掲げられております。これは、持続可能な発展や平和で安定した社会の実現のためには、「法の支配」に基づいた社会の構築が必要という国際社会の決意の現れだと思えます。開発という視点では、「法の支配」は重層的な意味を持つと思えますが、法律の起草支援や法分野における人材育成を進めていくということは、こうした目標を達成する手段・ツールとしての法の整備を通じて「法の支配」の促進につながるものであります。さらに、「法の支配」が普遍化することは、基本的人権の尊重、平和な社会の構築、恐怖や欠乏のない生活の享受にもつながるものでありまして、ほかのSDGsの目標の達成につながる基礎足り得るものであります。

また、SDGsは、包摂的で持続的な経済成長や、働きがいのある人間らしい仕事のための条件を作り出すということも目標としておりまして、これがターゲット8であります。そのためには、各国のビジネス環境を支える法律の整備や、労働者の権利保護のための仕組みも必要であります。日本が法整備支援を開始して以来、市場経済化を支援するべく民事関連法の起草支援を実施してまいりました。こうした支援が結実いたしまして、最近では2017年にネパール、そして昨年12月にはラオスにおいて民法典が成立いたしました。

ラオスでの法整備支援は2003年より開始されましたが、カウンターパートとともに何が必要かを考え、現地の人材を育成するという姿勢は、支援開始当初から現在のプロジェクトに至るまで貫かれております。民法典起草支援もその流れの中で実施され、法律を起草することができるまでに人材が育ってきたタイミングで民法典起草支援に着手いたしま

した。起草作業を通じたラオス側と日本側のさまざまな議論もまた人材育成の一環でありまして、その結果、ラオス人の手による、ラオスの社会の実情に合致した民法典がこのたび成立するに至りました。今月、ビエンチャンにおきまして民法典成立記念の式典がございまして、私も出席する予定でありますけれども、本日、改めて祝意を表するとともに、これまでご尽力いただきました関係者の皆様の努力に敬意を表したいと思っております。

このように日本は法整備や法運用組織の機能強化に係る取組を行ってまいりましたが、一般市民が法によって解決すべき問題に直面した際に、法律についての情報や司法制度にアクセスできる環境が整備されていなければ、日常の問題解決に法律が利用される場面は限られるわけです。このため、SDGs 16.3においては「全ての人々への司法への平等なアクセスの提供」が掲げられております。

JICAは、司法へのアクセスを確保する意義や重要性についての理解を深め、各国の司法アクセス改善を促進することを目的として、日弁連の皆様の協力を得まして、6カ国からの法務省の職員、検察官等を本邦に招いての研修を今年度より開始いたしました。日本における司法アクセス改善に向けたこれまでの取組の変遷をご紹介するとともに、法テラスやコールセンターなどを訪問して、実際の情報提供サービスの現場の視察を行ったところです。来年度以降も引き続きこの研修を実施して、各国での司法アクセス改善に向けた取組に協力していきたいと考えております。

また、日本の法整備支援の多くはアジアにおいて行われておりますけれども、アフリカにおいても、フランス語圏アフリカを対象とした刑事司法研修や、ケニアでは競争法の研修を行っております。2019年8月には第7回アフリカ開発会議(Tokyo International Conference on African Development = TICAD)が横浜で開催されます。TICADのプロセスを通じまして、アフリカにおける法の支配の強化や、公正で開かれたビジネス環境の促進を支援することで、SDGsの実現をアフリカ諸国の皆様

とともに目指したいと思っております。

また、世界の繁栄・平和を促進するために、日本は「自由で開かれたインド太平洋構想」を打ち出したところでもあります。この構想は、太平洋とインド洋の連結性及びアジアとアフリカの交わりが生むダイナミズムによりまして地域全体の安定と発展を目指すものでありまして、これは「法の支配」の概念なしには実現し得ないものであります。

次に、発信に関する取組でございますけれども、JICAは、日本の関係者が現地のパートナーとともに知恵を絞って、試行錯誤を繰り返しながら取り組んできた法整備支援の20年をまとめました書籍で、「世界を変える日本式『法づくり』』という本を昨年の6月に出版いたしました。この書籍の制作のときに資料の提供やインタビューにご協力いただきました皆様に、この場を借りて御礼申し上げたいと思っております。

私自身、日本の法整備につきまして、昨年の8月にブラジルのサンパウロ大学の法学部で学生向けに講演をする機会をいただきまして、この講演において、日本自身の明治期からの法整備の経験をご紹介するとともに、相手国の自主性を尊重し、相手国に寄り添いながら協力を進めるという日本の法整備支援の理念についてもお話しさせていただきました。現地の学生からは、この理念に非常に賛同する声の後からも寄せられまして、日本の法整備支援のアプローチは世界に誇れるものであるという思いを新たにいたしましたところでもあります。

ブラジルを初めとする中所得国も、支援の受け手から支援する側になりつつある状況ですが、日本の法整備支援のアプローチについて世界に発信して、各国政府や援助機関、さらに市民社会や民間セクターを含むさまざまなパートナーとともに、「法の支配」の実現を目指すことが望まれるところでもあります。このようなグローバル・パートナーシップの活性化もSDGsのターゲット17に掲げられているところでもあります。

本日、この場には、日ごろよりJICAの事業にご協力をいただいております関係者の皆様に多数ご

出席いただいております。改めて日ごろの皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、本日の連絡会に参加された皆様と、さらなるネットワークの構築ができればと考えております。

また、ニューヨークからご講演いただくジェフリー・サックス様、それから会場にお越しくださいましたUNDP (United Nations Development Programme, 国際連合開発計画) のニコラス・ブース様にも心から御礼申し上げますとともに、今後とも日本のSDGsへの取組、法整備支援活動におきまして、良きパートナーとしてともに活動できればと願っております。

最後になりましたが、本日の連絡会の成功と今後の協力の深化を祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

○鈴木 前田理事、ありがとうございます。

それでは、第1部に入ります。

これから基調講演として、コロンビア大学教授のジェフリー・サックス様から、「SDGsと法の役割」と題し、ご講演いただきます。

本日は、スカイプを通じ、ニューヨークから中継でご講演いただきます。

第1部は、ただいまから11時10分までを予定しております。

ここで、ジェフリー・サックス様のご経歴をご紹介します。

ジェフリー・サックス様は、経済学がご専門で、コロンビア大学センター・フォー・サステナブル・ディベロップメントの所長を務めておられます。ハイパーインフレーション、市場経済への体制移行、貧困の撲滅などのさまざまな問題について、南米、アフリカ、アジアなど各国の政府のアドバイザーを務めるなどして取り組んでいます。SDGs及びその前身のMDGsに関するさまざまなプロジェクトに関わってきました。コフィー・アナン、パン・ギムン、現在のアントニオ・グテーレス事務総長の3代にわたって、国連事務総長の特別顧問を務めておられます。

サックス氏との中継の準備をしておりますので、少々お待ちください。

○サックス 皆様、こんにちは。ありがとうございます。第20回の連絡会にこのように参加する機会をいただき、ありがとうございます。

第20回の法整備支援連絡会ということですが、今年の連絡会は持続可能な開発目標について取り上げてくださるということを変えたいと思います。日本、そして日本国政府がSDGsを推進するために様々な努力をしてくださっていることを感謝申し上げます。また、今年のTICAD (Tokyo International Conference on African Development, アフリカ開発会議) に出席するために日本を訪れる予定です。日本、そしてアフリカ各国の首脳が集まり、アフリカにとってのSDGsについてTICADでは議論されることとなります。

本日の皆様は、主に法的な研修、そして支援をアジアで行うということにフォーカスをしておられるというふうに認識していますけれども、私の方からもう少し一般的に司法アクセス、それからSDGsについてお話ししたいと思います。

皆様ご存じだと思いますけれども、SDGsには17のゴールがありますが、SDGsのゴール16、これは法律に関するもの、法律に捧げられたゴールです。ゴール16のエッセンスは、司法アクセスを全ての人に促進するというものです。そして、このSDGsのゴール16論理を追っていくということが、なによりも優れた手法です。というのも、このゴール16のターゲットのほとんどが司法アクセスに関するものでありまして、こういった研修を日本国政府が推進するのかということも示されているからです。SDGs達成のために何をすべきかが示されています。

重要なターゲットとして、法整備支援と関連があるものについて挙げたいと思います。

まずターゲット16.3は、国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供するというもので、これはまた後ほど立ち返ってお話ししたいと思います。そ

れからターゲット16.4では、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶するとうたっています。またターゲット16.5は、あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させるとうたっています。そして、ターゲット16.6は、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させることを求めています。ターゲット16.7は、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保することを求めています。また、ターゲット16.9では、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供することを求めています。出生登録、あるいはオンラインでの生体認証での身分証明、あるいは国民の身分証明カードを全ての人々に提供するということを求めているのです。ターゲット16.10では、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障することを求めています。

私は、こういった枠組みで法の支配を捉えるということが望ましいと考えています。というのは、法の支配というのは複数の次元の法律が扱われているからです。刑法、民法、公法、そして国際法が含まれています。ですから司法アクセスということを考えるときには、法の支配といってもとても広い意味で捉える必要があります。したがって、法律の次元として少なくとも3つの次元で重要なものを明らかにすることが役に立つと思います。

まず第1が、国内レベルでの法の支配です。途上国における国内での法の支配です。貧しい国においては、法の支配について幾つかの問題があります。第1の問題、最も喫緊の課題かもしれませんが、一般論として貧しい人々には司法へのアクセスがほとんどありません。貧しい人々は、弁護士の費用を払うこともできない、そして、裁判所に行くこともできないということがしばしばです。また自分の権利を知らない。そして、保護されていない。警察から保護されていないといったことがしばしばあります。したがって、様々な犯罪に対して極めて脆弱です。犯罪活動、窃盗、あるいは安全が欠けた状態、詐欺など、様々な法的な権利の濫用の危険にさらさ

れています。これは豊かな国でも同じです。貧しい人々のほとんどが、司法へのアクセス、法の支配へのアクセスがありません。

したがって、第1のポイントを組み立てて考えていく上で重要なことは、貧しい人々の保護ということです。そして、この保護については、コミュニティベースの保護でなければなりません。貧しい人々、特に貧しい女性、それから貧しい子どもたちが虐げられないように、暴力にさらされないように、例えば売春や奴隷労働を、自発的ではない労働を強要されないように守らなければなりませんし、貧しい人々が司法にアクセスを持って、自分の財産権を守ることができるようにしなければなりません。貧しい人々は、しばしば、土地や住宅やそれ以外の様々な物的な財産を持っていても、それを奪われてしまうということがあるからです。したがって、司法アクセスを貧しい人々のために確保するというプロジェクトは極めて重要です。

大きな成功を達成している事例も幾つもあります。そして、皆様の努力もそういった成功を促すものであると思います。私は、貧しい国々において、司法へのアクセスを得ることができるようにするために、警察の研修を支援することによって、貧しい人が保護されるようにしたり、貧しい人々が法律分野での支援を受けることができるようにしたりするという事に関わってきましたが、この分野は非常に重要なことです。

二つ目に、こちらもやはり国内の法制度に関わるものですが、公法の分野です。貧しい人々が司法にアクセスをすることができるということは重要ですが、それだけではなく公的な行政という分野があります。そして、当然、取り込むべき分野というものが幾つかあると思います。司法の研修が役に立つ分野があると思います。

まず、一つ目は、公的な官僚体制の管理に関わるものです。処遇が公平であって透明性がある、そして偏見がない、また質が高いもので法に照らし合わせても偏りがないということ。

二つ目が裁判制度の改善です。というのも、多く

の国々で裁判には非常に時間がかかっている、正義を達成することがほぼ不可能である、あるいは裁判制度が余りにも腐敗している、正義を達成することが裁判制度ではできないということがあるからです。

もう一つ、公法の分野で取り上げることができるのは調達の分野です。この分野でも、非常に偏っている、あるいは腐敗していることがしばしばあります。

公法の分野で上げられるのが租税です。これも多くの国々にとって非常に大きな課題です。したがって、税制における法の支配、これは皆様ご承知のとおり非常に大きな課題であるのですが、特に貧困国においては、これは極めて大きな問題です。予算が極めて重要で、基本的な公共サービスを提供するためにも重要です。そのためには適切な租税制度がなければならず、必要不可欠な重要なものとなります。

また、公法のもう一つの側面で私が強調したいのは、あらゆる政府は義務を負っている、そしてその義務の下で持続的な開発目標を促進していかなければならないということです。いろいろな他のゴールがあります。例えば健康の権利、これはSDGsのゴール3です。それから教育を受ける権利、これはSDGsのゴール4です。あるいはジェンダーの平等、SDGsのゴール5。そして安全な水とトイレというSDGsのゴール6。これらは全て法の支配を必要とします。そして、これらは公のレベルで法の支配を必要としますし、SDGsを促進するために政府における研修、広い意味での研修が必要です。そして、SDGsを国家計画に取り込む、また個々の省庁の仕事の中に取り込むということが極めて重要です。

三つ目の法の支配の側面、途上国の国内における法の支配という意味で取り入れたいのが環境法です。どの国も非常に深刻な環境問題に直面しています。あらゆる国が法的な保護を強化しなければなりません。環境の法的な保護の強化が必要です。少なくとも三つの環境的な危機というものがあります。

そして、SDGsがそのターゲットとしている危

機が三つあります。まず温室効果ガスを削減するという。地球温暖化につながっている温室効果ガスの削減。二つ目は公害。大気の公害、水の公害、土壌の公害、そして海洋の汚染をなくすということ。三つ目が森林の枯渇を避けるということ、そしてまた土地の誤った活用をやめるということ。これが生物多様性を失うことにつながっているからです。ほとんどの国々において環境を統治する十分な法の支配がない状態になっています。

ちなみに、アメリカは、トランプ大統領のもとで、環境を守るための法の支配が崩壊した状態になっています。というのは、アメリカの政治制度は、今、非常に腐敗した状態となっており、自然環境は守られていません。したがって、豊かな国でも環境が危機的状況になってしまい、そして違法な状態、更に、腐敗がある状態になってしまう。アメリカではこのような状態が非常に疫病のように広がっています。

貧困国を支援し公害を軽減する、そして温室効果ガスの排出を削減する、そして生物多様性を保護する。そのために適切な土地の利用の規制を行っていくといったことも優先順位は高く、司法行政の一部として行われるべきです。

次に、私が強調したいと考える法の支配の次元は、というのも、SDGsはグローバルなパートナーシップについても強い関心を持っているからです。SDGsのゴール17では、パートナーシップで目標を達成しようと呼びかけて、先進国、途上国が共にパートナーシップを組むことを呼びかけています。法的な問題で貧困国が直面している多くの問題は、実は豊かな国の法律の問題の結果なのです。したがって、私たちは、法の支配の問題は、私たち自国の社会も関わっていることを理解し、自国の社会が貧困国にどのような相互作用をもたらしているかが重要であるということを忘れてはなりません。

幾つか例を挙げたいと思います。アメリカのものであれ、日本のものであれ、ヨーロッパのものであれ、多くの多国籍企業が非常に深刻な環境破壊を貧困国で行っています。大規模な公害を生み出したり、あるいは違法な木材の伐採や過剰な漁業資源や種子

の乱獲などを行っています。そうすると問題となってくるのは、貧困国が自らをどうやってこのような状況から守ることができるのかということです。貧困国は、日本やアメリカやヨーロッパにある強力な企業から、自らをどう守ればよいのか。これはどの国の司法省、法務省も取り上げるべき重要な問題です。

大企業が貧しい国において重大な被害を与えたケースがたくさんあります。例えばエクアドルでのテキサコ社とシェブロン社のケースがあります。石油会社であるシェル社のそして、これらの国が裁判所の中で、こうした会社の責任をただすことができないということがあります。これはまさに我々の国における法律の問題です。我々の裁判制度によって、そうした途上国における人々の権利を保護できていないということです。あるいはその他のメカニズムを使って、実際に途上国への色々な危害を与えていることが多いということです。そして、これらの場合には、権利の保護については裁判所、裁判外で行われるというようなことが多いわけです。したがって、我々自らの制度をもう一度見直してみる必要があります。

国際的なレベルでもう一つの課題は、よく知られているとおり賄賂の問題です。非常に多くの腐敗が起きています。それから金融詐欺も起きています。貧しい国の政府やその公務員等に対し、我々の国のような大国の大きな会社からのお金の流れがあつたりします。こうした賄賂のケースなどにおいては、我が国における法律の対象となるべきですが、こうした不法行為が信頼できるレベルで十分監視されているとは言えず、アメリカの会社が途上国において非常に不正な行動をしているという例が多くあります。

例えばマレーシアの例があります。投資銀行ゴールドマン・サックスは、マレーシア政府から訴えられています。1MDB（1 Malaysia Development Berthed）の、これはスキャンダル絡みのもので、マレーシアは、75億ドルの損害賠償を求めています。これは銀行側が世界中で同様の違法行為を繰り返

返してきたということがあるからだと思います。ただ、このような投資銀行は、政治的に非常にパワフルでありますので、違法行為をしても守られてしまっているという実態があります。マレーシア政府は、法の支配を訴えています。そしてアメリカは実際にそれを守っていない、マレーシアの法の支配の実現を十分に保護していないということになります。

あと、もう一つ強調したい点は、いわゆるタックスヘイブンの問題です。アジアの地域において、これはSDGsの達成不可欠な部分であります。さらに、徴収した税金は、人々の普遍的な健康、司法へのアクセス、インフラの構築といったものに本来使われるべきです。したがって、貧しい国において徴収を確保することは重要なことであります。

ただ、問題は、裕福な国々、特に英国やアメリカなどが非常に巨大な制度を作っています。タックスヘイブン、つまり、徴税の落とし穴が多く作られているということです。そして多国籍企業が利益を貧しい国からタックスヘイブンの国へ持って行く。例えばケイマン諸島、バミューダ、バハマ、その他の租税回避地へ移管してしまっているということがあります。したがって、このような現象についてはしっかりと精査していかなければなりません。税のこのような移転は非常に大きな被害を生んでおり、世界的に6,000億米ドルほどの損害が生じていると思われまふ。これは、課税率の高い国から低い国へ利益が移転されているということです。例えば移転価格などもそうです。そして、あるいは知財の部分もそうですけれども、これが課税率の非常に低い国に移管されるということがあります。これが途上国において大きな損失にもなっています。もちろん、OECD（Organization for Economic Cooperation and Development、経済協力開発機構）を通じて、一定程度、規制も行われていますし、いわゆるBEP S（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）を通じてそうした税移転についても対応は採られています。ただ、タックスヘイブンの存在により、まだまだ非常に多くの脱税や租税回避が行われています。このような問題においては、裕福な国々が特

に責任が重いと考えています。税制に関する統治の法を変えていき、このような租税回避をやめさせるということが重要です。租税回避は非常に多くの問題をまき散らしています。

もちろん、日本はその問題の張本人たるどころではありません。むしろアメリカが張本人です。回避された租税はカリビアン諸国といった国々に移転されています。そして、このような金融の操作がこうしたタックスヘイブンにおいて行われており、それを進めている、この租税回避を行う会社や、企業が存在するというのが問題です。したがって、やはりこういった企業に対しても法の支配を適用しなければなりません。

それから、もう一つ強調したいのは、基本的な分野ではありますが、多国籍企業への法的なアドバイスです。多国籍企業に対してはどのようにして適法な行動をとるかについてアドバイスすることが重要だと考えています。会社もやはり研修が必要です。これらの大企業は、これまでの環境で法律を守らなくても免責されることに慣れていています。したがって、法的な研修が必要です。もちろん、残念ながら米国政府がこれを今現在やるとは思っていませんけれども。米国政府というのは、こうした腐敗を解決するというよりは、むしろ腐敗に加担している側でありますので。ただ、日本はそうでないことを望んでいます。法務省が経団連やその他の産業のグループと連携、協調して、企業の法的な義務を議論することが重要だと考えています。そして持続可能な開発目標を達成すべく研修を受けることが重要だと思っています。

SDGsの観点からは、日本の企業において、腐敗をやめさせ、賄賂をやめさせ、租税回避をやめさせ、環境破壊・環境劣化をやめさせる。そのような形で研修を実施することが必要です。それから、土地を貧しい人たちから奪う、例えば政治的にそれが可能であっても、そういうことはさせないというような研修が必要だと思っています。さらに、より高い基準において、汚職をしないということが必要だと思っています。そういったところが全て有益になってくる

と思います。

ほかに重要なのは開示の基準をちゃんと使うということです。企業が企業活動を行うそれぞれの国での税の支払について、しっかりと情報開示をするということが重要であります。そしてまた、賄賂についてもしっかりと開示するということも必要であります。このような開示の要件を出したとき、2012年でありましたけれども、トランプ政権はそれを排除してしまいました。トランプ政権はビジネスセクターに何でも好きなことをやってくれと言っているということになります。これは大変残念なことです。

さらに、法の支配に関して最後の領域で私が申し上げたいのは、サプライチェーンの問題です。全ての企業、全ての大きな多国籍企業は、グローバルなサプライチェーンに関与しています。日本の企業は、例えば食料、あるいは工業の製品、あるいは森林の製品、あるいは魚といった様々な商品ものを、途上国の独立の企業からということがあると思います。法律の下では典型的にそうした企業がそれらの製品を買うときに、サプライヤーの行動、上流の方の行動に責任を持っていないということがよくあります。このSDGsの中核の部分には、グローバル・サプライチェーンの中では、共同責任があるということです。したがって、もし日本の食品会社が例えば東南アジアから食料を輸入するといった場合、やはり会社の責任としてサプライヤー、そうした一次産業品をサプライチェーンを通して出しているサプライヤーも、やはり法を遵守する、環境、社会的な責任をしっかりと果たすということに留意していかなければいけません。

日米の会社はサプライチェーンに子供たちがいないこと、つまり、児童労働がサプライチェーンにないことを確保すべきです。また、購入する製品が持続可能な形で製造されることを確保すべきです。購入する製品が不法伐採であるとか森林破壊とかによるものではないこと、あるいは賄賂などによって出来上がってきた製品ではないというようなことに注意しなければいけません。これはやっぱり一つの難しい課題ではありますが、法的な体制を通じ

て、こうしたグローバルのサプライチェーンを通じて責任を持たせる方向にしていく必要があると思っています。

日本の法務省や日本の学者の皆様には、素晴らしい学問的業績もあります。したがって、このような課題において、全てのサプライチェーンに対し、どのようにして企業に責任を持たせるか、すなわち、スタッフにも合理的なレベルにおいてその責任を持たせる形で、非間接的にも、環境破壊、人身取引、あるいは奴隷労働、児童労働、その他の虐待に関与していない状態にすることにご尽力いただければと思います。問題を解決しようとするのであれば、こうした目標が必要です。特に環境、特に賄賂、腐敗、その他の無責任な行動に対して必要だと考えています。これはまさにグローバル・サプライチェーンに関わる様々なそうした問題であります。

リスクの領域を特定することが肝要です。例えば、どの程度森林伐採が実際にインドネシアで起きているか。マレーシアでも、パプアニューギニアでもそうです。ブラジルもそうです。多くの漁業者が乱獲について告発してきています。したがって、どこに大きなリスクがあるかということは大体分かっています。例えば、電話で話していてバッテリーが切れてしまうことがあります。この電話のバッテリー、リチウム電池にはコバルトが使われています。コバルトは、アフリカで生産されています。非常にひどい危険な悪い条件での労働によって生産されており、これによる大きな被害もよく把握しています。ただ、説明責任をとらせる制度がありません。会社に責任をとらせるような制度がないわけです。全体のサプライチェーンを通じての責任をとらせる仕組みがありません。これが法学者にとっての大きな課題の一つだと思います。新しい方法論を考える、そしてそれによって合理的な責任を全ての会社にとらせるということが重要だというように考えています。今、申し上げているのは、全て持続可能な開発目標を強調し、そして様々な形から取り込むというものにはなりません。

これは、最初に申し上げましたように、様々なター

ゲットの中で強調されています。SDGsゴール16の様々なターゲットの中で強調されています。優先順位が高いのは貧困層を支援するという事です。そして市民としての権利を持つように、そして虐待から保護されるように、特に暴力から保護されるように、そして財産権が守られないという状況から保護されるようにしなければなりません。したがって、伝統的な司法のトレーニングの分野というのは重要で、まだ解決できてない問題が残っています。また、グローバルにファイナンスを提供し、より努力ができるように、そして貧困者が司法にアクセスができるように、資金を提供するという事も重要です。貧しい人々が法的な保護を受けることができない、あるいは裁判を受けることができないというのは、資金面の問題でもあるからです。

また、法の支配というのは、単に貧困者にとっての司法アクセスだけにとどまらない問題ですけれども、もちろん貧困者の司法アクセスというのは重要な問題です。行政、それからまたビジネス、企業による酷使といった問題にも対応しなければいけませんし、豊かな国々における法制度の改正などもそうです。賄賂、それから詐欺、租税回避などを防がなければなりませんし、大企業が罪に問われないという状況を変えていかなければなりません。大企業は、法の支配の下に置かれていない途上国においても、自国政府のもとにおいても、余りにも強大です。したがって、これはとても重要な、また興味深いエキサイティングな目標であり課題です。法の支配が強調されているというのは、全く偶然のことではありません。アジェンダ2030、そしてSDGs17のゴールの中で法の支配が強調されているのは、これは中核的な枠組み、責任の体系の中核にあるからです。そしてSDGsの施行の中核的な部分を占めているからです。

最後に皆様にご挨拶申し上げます。また日本国政府、そしてJICAにご挨拶申し上げます。開発支援を世界中でリードしてくださっていることにJICAに御礼申し上げます。JICAと多くの場面で協力をさせていただくという光栄、喜びがありまして、北

岡理事長、素晴らしい方でいらっしゃいます。そして世界の様々なプロジェクトで協力をさせていただきました。日本はとても素晴らしい協力、そして支援の活動をされています。また、国連においても私は少し役割を果たしておりますけれども、そういった立場からも日本の役割に御礼を申し上げたいと思います。良きガバナンスを促進、そして持続可能な開発を促進し、また地球温暖化に対する解決策を促進して下さっていることに、御礼を申し上げます。

本日はこのような参加の機会をいただき、ありがとうございました。皆様、ちゃんと聞き取れたでしょうか。音が聞こえていますことを願っています。本当に光栄でした。ありがとうございました。(拍手)
○鈴木 サックス様、技術的な問題で、質疑応答の時間が設けられなかったのですが、個人的にはジェフリー・サックス様を、実物を拝見することができて感激しました。どうもありがとうございます。

それでは、ここで第1部を終わりたいと思います。

それでは、第2部に入りたいと思います。

第2部では、プレゼンテーション&トークセッションとして、国連開発計画バンコク地域ハブガバナンス及び平和構築担当オフィサー兼紛争防止・司法アクセス・人権アドバイザーのニコラス・ブース様から、「開発支援の潮流と法整備支援」と題し、ご講演いただきます。

その後、ブース様のご講演を前提に、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘様とブース様にトークセッションをしていただきます。

トークセッションの後に、会場の皆様からご質問、コメントを頂戴する時間を設けさせていただく予定です。

第2部は、ただいまから12時30分までを予定しております。

それでは、お二人のご経歴を紹介いたします。

ニコラス・ブース様は、弁護士としてイギリス、アメリカにおいて労働問題及び差別に関する問題に特に取り組んでおられました。その後、国連の活動に関わり、国連平和維持活動局では、警察・司法分野のシニアアドバイザーとしてコソボ暫定行政ミッ

ションに従事され、UNDPベトナム事務所では法の支配、司法アクセス政策アドバイザーを務めた経験をお持ちです。現在、UNDPバンコク地域ハブにおいて、アジア太平洋地域の法の支配、司法アクセス、紛争防止、人権に関する各国における活動に対して助言を行っております。

松尾弘様は、横浜市立大学助教授、横浜国立大学大学院教授を経て、現在、慶應義塾大学大学院法務研究科教授、同研究科グローバル法研究所所長を務めておられます。ラオス、ネパールの民法典制定を始め、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、東ティモール、インドネシア等の法整備支援に関わってこられました。ご専門は民法、開発法学です。

それでは、プレゼンテーションに入りたいと思います。

ニコラス・ブース様、どうぞよろしく願いいたします。

○ブース 皆さん、おはようございます。

まずは皆さんに感謝申し上げます。わくわく感をととてもよく覚えています。森永さん、皆さんよくご存じのとおりベトナムでもとても有名な方ですけれども、10年前、大阪で開催された10周年の法整備支援連絡会に、私を連絡会に招待して下さったんです。本当にうれしく思いました。素晴らしいイベントでした。素晴らしいおもてなしで歓迎していただき、様々な意見を交換することができました。とてもいい思い出です。ですから昨年このお話が来たときに、とてもわくわくしました。森永さんと梅本さんがバンコクの私のところに来てくれて、そして20周年記念の法整備支援連絡会に来てくれないかと言われて、本当に光栄に思い、そして誇りに思いました。素晴らしいホスピタリティをいただけるということはわかっていましたし、刺激のある議論ができるということもわかっていました。ですので、この会議がその期待どおりになると確信しております。

まず、これだけ準備が十分に行われているイベントに招待していただき、そして、ここで自分の視点を共有できることを、とてもうれしく思い、感謝申

し上げます。そして、このすばらしいテーマを選んでくださったことをうれしく思います。すばらしいテーマ、すなわちSDGsの役割、持続可能な開発目標の法整備支援における役割というテーマです。国連といたしまして、SDGsが、すなわち2030年アジェンダが、全ての開発についての議論においてその一部になっているということをおうれしく思います。SDGsが関連してきているということをおうれしく思います。私たちには、これら困難な目標を達成するのに、あと10年強しかありません。私たちは全ての開発の議論、法の支配、人権に関する全ての議論、そして司法へのアクセスという議論におきまして、SDGsの観点から考えていかなければなりません。

私たちは、昨年、グローバルなこの司法アクセス・カンファレンスに参加しました。そして閉会式の宣言において、SDGs、そして司法へのアクセスについて言及されたわけです。ですので、グローバルにもこのSDGsというのが注目されているということです。来年は京都コンGRESSが行われますが、ここでもSDGsが重要なテーマになるということで、これはとても重要な兆候であると思っています。

今日は皆さんと「開発支援の潮流と法整備支援」についてお話をできることをうれしく思います。SDGsをテーマにしたカンファレンスであり、またサックス教授の素晴らしいご講演の後にこのようなお話をできることをうれしく思います。恐らくサックス教授のおっしゃることと似ているところもあるかもしれません。サックス教授がおっしゃったプライオリティの課題、そしてそれがこの法整備支援のトレンドにどういったインパクトを与えたのかということについて、私の、UNDPの観点からお話をしていきたいと思っています。

私は、UNDPのレンズを通じて、過去10年、トレンドが変わってきたのを目にしてきました。開発、そして法の支配という分野で働く中で、UNDPの視点を通して様々な変化を見てきました。ですので、その視点からお話をしたいと思っています。私がお話をする内容というのは、恐らくこの開発のどの

視点から見たとしても、皆さん同じような視点をお持ちになるかと思っています。

それでは、スライドをご覧ください。今日は、3つの潮流についてお話をしたいと思っています。

まず、SDGsは、どのようにして私たちが行っている法の支配や法整備に対する支援のやり方を変えてきたのか、についてお話をしたいと思います。

そして2つ目、法遵守の文化について言及したいと思います。日本そして日本の外交のおかげで、法遵守の文化が、2002年以降、国連のこの規範の要項の中に入れられるようになったからです。この法遵守の文化というのはそれまでずっと休眠状態だったのですが、それをもう一度、国連の語彙の中に導入してくださったわけです。この法の支配、そして法遵守の文化を、SDGsの観点からお話ししていきたいと思っています。そして、そのトレンドを使ってどのように法整備支援を行っていきけるかについて見ていきたいと思っています。

そして最後に、私たちがまだUNDPで十分に理解していない点ではあるものの、よりフォーカスをしていく必要のある分野、すなわち新しい技術、イノベーションについて、それが重要なのか、そしてなぜそれを見ていかなければならないのかについて、お話をしたいと思います。

それでは、まずは、SDGsから入っていききたいと思います。4つの観点から、SDGsが法整備支援のやり方をどう変えてきたかについて、見ていきます。

SDGsは、法の支配や司法アクセスにどういった影響を及ぼしたか。それは、その発展が加速したということが上げられます。様々な国連機関があり、二国間パートナーがあり、そして民間セクターがSDGsに関わっています。そうしますと、法整備支援におきましては、パートナーシップが重要になるわけです。「誰一人取り残さない」というのは、2030アジェンダにおいて大変重要であるわけですけれども、SDGsがそこにおいて果たす役割についてお話をしたいと思います。また、サックス教授が先ほどお話しされたことにも重なってきますが、

マルチステークホルダーアプローチ、特に民間セクターについてお話しします。

ではまず、その発展を加速させるエンジンとしての役割という点を見ていきたいと思います。

様々なこれらのゴールは、相互依存のもとに存在しています。そしてゴールの重要な要素が、ほかのゴールの達成の加速に関わっているということがわかります。SDGsというのは、知的にも、政治的にもすばらしいフレームワークです。そして私たちがこの仕事を行うに当たってのストーリーや一貫性を与えてくれます。もちろん、SDGsを現実のものにしていくに当たっては、私たちが行っていかなければならぬわけですが、SDGsは、私たちにその知的、政治的なアドボカシーフレームワークを提供してくれるわけです。

サックス教授もおっしゃっていましたが、異なるゴールが相互に助け合い、関係しているというところがとても重要なのです。もう随分前でですけども、コフィー・アナン元国連事務総長がこう言っていました。「平和は開発なしに成立しない。そして開発は平和なしに成立しないし、人権も尊重されなければいけない」と。彼は正しかったのです。お互いに目標が依存している。これは国連が常に気が付いてきたことですけども、SDGsのゴール16、この平和で包摂的な司法へのアクセスが全ての人に提供されるべきというのは、これはお互いに依存しているものであるわけです。それを全て実現することによって平和が実現されます。平和というのは軍事的に維持されるものではありません。平和というのは維持され、保障され、それが社会的契約、そして法の支配によって実現されるものなのです。これがSDGsのゴール16です。

しかし、サックス教授がおっしゃったように、SDGsのゴール16というのは、法の支配と司法へのアクセスということだけではなく、ほかの目標にとっても重要なものです。食料、教育、気候変動、海洋、彼は様々な問題について言及していましたが、基本的なサービスへのアクセス、司法へのアクセス、そして公平な取扱い、それは全て法の支

配に関連するものです。それがなければこのゴールは達成することはできません。法の支配、平等、公正性、そしてアカウンタビリティ、透明性が公共サービスにおいて提供されるという全てが、アジェンダを達成するために必要不可欠なことなのです。

ではここで、UNDPにおいて何をやっているのかについて、お話ししたいと思います。

先ほど言ったように、SDGsというのはフレームワークです。これは私たちのビジョンを反映するものです。では、私たちはUNDPでSDGsをどのように活用しているのでしょうか。私たちが開発支援、法整備支援をするに当たって、SDGsをどう反映させているのでしょうか。UNDPには戦略的計画があります。戦略計画は、私たちが同時に、また協力して貧困の根絶、構造的変革の加速、そしてショックや危機に対するレジリエンス（強靱性）を高めていくことであり、この危機には、政治的な危機、安全保障の危機、そして自然災害への危機全てが包含されています。

次のスライドです。UNDPがグローバルレベルで何をやっているのかについてお話をしたいと思います。私たちは多元化した組織です。私たちのプログラムは170カ国ほどで展開されています。そしてそれはローカルで決定されています。そのホスト国の政府とともに協力しながらローカルで行われています。グローバル・プログラムと銘打っていますが、全てこれは一元的にやっているのではなく、ローカルでやっているものもありますし、中央集権的にやっているものもありますし、様々なものがあります。

グローバルレベルで行っているプログラムをご紹介します。これは「持続的な平和と開発の促進のための法の支配と人権の強化に関するグローバル・プログラム」です。プログラムの名前としては少し長いですが、とても重要な名前です。おわかりのように、このプログラムは私が言及した要素全てを統合するものだからです。平和、そしてその平和の維持を、人権の強化と法の支配を通じて行おうとするからです。2008年に始まったプログラムで

すが、段階的にスコープを広げてきました。そして現在、約40カ国で展開されています。平和を作り出し、それを維持するための文化を作り出しているわけです。社会契約を通じて、社会的な調和を通じて、人々が司法にアクセスすることができるようにし、人権を確保し、守っていくということです。このプラットフォームは私たちが進化すると同時に、そして世界が進化するのと同時に、一緒に進化してきました。2008年に始まったプログラムですけれども、かなり形を変えてきています。どのように変わってきたのかということを考えてときに、この法整備支援のトレンドや変化を反映していることがわかります。例えばこのパートナーシップですけれども、このプログラムを始めたときにはUNDPのプログラムでしたが、現在は、より大きなプラットフォームの一部となっています。

国連の体系の中で様々なキーパートナーがいます。私たちは、パートナーシップにより注力していかなければいけません。開発支援においては、パートナーシップがとても重要になります。私たちは、できるだけ広いパートナーシップを組んでプログラムを行いたいと考えています。パートナーシップがあることによって政策の一貫性を保つこともできます。そして、効果もより高まります。

4つのパートナーシップがここに述べられています。後ほど2つに関しては、より詳しく見ていきたいと思えます。

グローバルレベルで、少なくとも4つの重要なパートナーシップがあります。これは私たちの仕事において重要な点です。まず、法の支配のためのグローバル・フォーカル・ポイントと呼ぶもの、これは2012年に始まりました。次に、平和で公正で包摂的な社会の発展の報告のためのグローバル・アライアンス、SDG16+のためのグローバル・アライアンスと短縮して呼びたいと思えます。そして、OHCHR (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, 国際連合人権高等弁務官事務所) 及び国内人権機関のグローバル・アライアンスと協働しているパートナーシップがあり

ます。さらに、UNHCR (The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees, 国際連合難民高等弁務官事務所) とのパートナーシップもあります。法の支配とガバナンスに関するパートナーシップです。人道支援などを行っており、日本もこの点においてリーダーです。日本はこの人道支援に重きを置いていますけれども、私たちもそうです。UNHCRと一緒に仕事をすることによって、補完的にお互いの強みを生かしながら司法へのアクセスを確保しているわけです。

次のスライドではグローバル・フォーカル・ポイントについて詳しく示しています。大変強いパートナーシップを組んでおりまして、パートナーシップの中心となっていますのが、DPO (Department of Peace Operations, 平和維持活動局)、国連事務局にある平和維持の活動の部局であり、政治、それから平和構築活動を行っています。そして、それ以外の様々な国連の部局、UNODC (United Nations Office on Drugs and Crime, 国際連合薬物犯罪事務所)、UN Women、UNHCR、それからOHCHRなどが関わっています。そして、このグローバル・フォーカル・ポイントは、最も平和的に困難な状況において、DPOが平和ミッション、それから平和維持活動を行っている場合に当てはまるものです。それ以外には移行期、平和がちょうど生まれ始めた時期などです。2012年には一つの国連として活動するようになりました。DPPIA (Department of Political and Peacebuilding Affairs, 国際連合政治平和構築局)、そしてそれ以外の国連機関も一体となって活動しているため、パートナーシップを通じて、より力強く働きかけることが可能になっています。

次のスライドをお願いします。それでは、SDGs 16+について、より詳しくお話したいと思えます。今日のテーマに特に関わっているからです。また、今年はSDGsをテーマに選ぶ年として、とてもよい年であったと思えます。今年は、ガバナンス、法の支配の分野の我々にとっては、とても重要な1年です。2030アジェンダが始まってから初めて、ゴール16の進捗について、ニューヨークで

ハイレベル政治フォーラムで検証が行われます。それだけではなく、今年初めて、その進捗度合いが、SDGs・イン・プログレス、2030アジェンダで検証されます。検証は、ECOSOC (United Nations Economic and Social Council, 国際連合経済社会理事会)で行われるだけでなく、7月にはハイレベル政治フォーラムにおいても行われますし、9月には国連総会でも行われます。したがってSDGsにとっては、2015年に始まって以来、一番高いレベルでの検証が行われるととても重要な年なのです。また、初めて、様々な重要なゴールについての進捗が見られることになり、その中にはゴール16も含まれています。ですからゴール16についてアドボカシーをしていかなければいけない重要な1年であります。

皆様に、私が多くの国連のレジデント・コーディネーターからアジア太平洋地域で聞いていることをお伝えしたいと思います。今日はUNDPをグローバルに代表してこの場にいるわけですが、現実的には日常的に非常に多くアジア太平洋の各国連機関とコンタクトをとっているのです、それをお伝えしたいと思います。

ほかの地域に当てはまるかわかりませんが、アジア太平洋でこの地域に在住のコーディネーターからよく聞くのは、SDGs 16をもっとサポートしてほしいということです。ゴール16に関しては、国がなかなかフォーカスしようとしないうのがアジア太平洋の状況です。そして、毎年、ニューヨークにおいて、国家進捗度合いの自発的な報告を行いますけれども、貧困撲滅や教育の話、食料へのアクセスなどの話は出ます。しかし、いずれの国からも法の支配の強化や透明性、説明責任の話についてはほとんど出てきません。ゴール16の話はほとんど出てきません。優先順位が最下位に落ちてしまっています。全ての国がそうだとは言いません。重視している国もあります。しかしながら、そういう状況であり、UNDPの本部においても、SDGs 16をもっとアドボカシー、推進してほしいということをお聞きします。

したがって、ゴール16に関する活動について特に強調してお話したい。それはサックス教授がおっしゃっていた理由からでもあります。UNDP、そして日本はとても一貫性があると思います。日本はアジアでSDGs 16を大変強く提唱していらっしゃいますし、最も強力なSDGs 16の提唱国です。日本の出す声は、とても重要です。というのも、あらゆる国がこの目標をそれほど強くサポートしているわけではないからです。どの国が強くサポートしているかということは取り上げるべきではないと思いますが、日本がリーダーであるということは明確です。もうサポートしていただいておりますが、声を合わせれば、更に、大きな声を上げることができると思います。

まず、加速していかなければならないという点ですが、私たちは、言っていることを実行している、ということを実証しなければなりません。開発がよりよく進む、結果がよりよくなるということについて、法の支配や司法アクセスにフォーカスをすれば、ますますよい結果になるということを示し、動きを加速していかなければなりません。国々に証明していかなければなりません。カンントリーオフィスとしてもそれを示していかなければなりません。ほかの目標の達成、例えば、ジェンダー平等、教育へのアクセス、保健へのアクセス、水、衛生、どんな分野であっても、SDGs 16、司法アクセスを推進することによって加速することができます。これはサックス教授もおっしゃっていました。貧しい人々は、司法アクセスによって財産権を守らなければ財産を失ってしまうかもしれない、これはとてもシンプルな例です。あるいは、誰もが差別なく、平等に基本的なサービスへアクセスすることができ、サービスを受けることができているか。これは単純ですが、当然のこととしてゴール16につながりがあるものです。これは私たちが行っていることの1つです。

それから、もう1つはデータです。証明をしなければなりません。しかし、SDGs 16の進捗度合いを示すデータが十分ありませんし、進捗をどう測

定すればよいのか、測定方法すらわからないことがあります。加盟国において優先順位が低いという問題だけではなく、私たちの方にも問題があって、法の支配や司法アクセスの分野において、進捗を図る測定ツールは、それほど優れたものではなく、開発の他の分野で用いられているツールに比べると見劣りします。したがって測定を改善するというのが必要です。特にUNDPは、SDG s 16のもとの幾つかの指標について責任を負っていますので、測定手法を定義しなければならない責任もあります。これを正しく実施していかなければなりません。

それから3点目は、グローバル・アライアンスです。これは特に日本にも関連しているために後でまたお話ししたいと思います。2030アジェンダの前のMDGは、政府が行うべきものとなっていました。SDG sはそれとは異なり、パートナーシップを通じて達成されます。各国政府、国連、民間セクター、市民社会のパートナーシップを通じて達成されるものとなっています。したがって、SDG s 16のアドボカシーを行っていく上ではパートナーシップが必要です。既にパートナーシップはできていまして、パートナーシップの一部として各国政府、国連システム、市民社会、民間セクターのパートナーシップがあり、その中で、グローバル・アライアンス・フォー・モニタリング、測定のために活動しています。これをSDG s 16+と呼んでいます。

多くのパートナーがいて、7カ国のパートナーが含まれています。また、世界の5つの地域のうち4つの地域が参加しています。ヨーロッパからはイギリス、ノルウェーが参加、アフリカからはカーボベルデ、シエラレオネ、そしてチュニジア、中南米からはメキシコ、そして、湾岸諸国からはカタールが参加しています。グローバル・アライアンスに参加していない地域は、残念ながら私が仕事をしているアジア太平洋地域です。個人的には是非アジア太平洋の国もSDG s 16+に参加していただきたい、グローバル・アライアンスに参加していただきたい。もし日本がそういったことを検討して下さるのであれば、本当にうれしいことだと思います。

とても影響力のある国、そして強くSDG s 16、そしてその価値観を支援してくださっているこの地域の国が加わってくださることは、とても重要なことだからです。いずれにしても、グローバル・アライアンス、SDG s 16+で進捗を遂げておりまして、ハイレベル政治フォーラムのために報告書を出します。SDG s 16のサクセスストーリー、SDG s 16がうまくいくということを示します。

また、今年は、平和、正義、包摂に関する技術協議を6回行います。アジア太平洋では、モンゴルにおいてコンサルテーションを行う予定です。今月、モンゴルは寒いですが、暖かい準備をして行きたいと思います。政府代表、市民社会、国連機関の参加のもと、どのようにSDG s 16の仕事を強化できるのか、という話し合いを行います。また、国々をサポートしておりまして、進展の測定がよりよくできるよう支援活動を行っています。

もう一つ2030アジェンダで重要なのは、「誰も置き去りにしない」という考え方です。サックス教授も何度も触れていました。最優先順位は、貧しい人の司法アクセスを改善すること、そしてこれは開発支援の潮流の中でも最も重要なものかもしれません。これまで私が18年間国連で仕事をしてきて見てきた中で、最も重要であると考えています。1990年代頃、そしてそれ以降もそうですけれども、政府とともに法の起草を支援する、そして検察官、裁判官の研修を支援する国家機関、国家制度といったものの支援を行っていました。もちろんそういった法制度の枠組みがなければ、さらなる進捗を遂げることはできませんから重要なことです。

しかし、今、アプローチがシフトしています。というのは、サックス教授もおっしゃっていましたが、このような優れた法制度、枠組みがあったとしても、貧しい人々が法にアクセスすることができない、貧困のためにシステムを活用できないのであれば、制度は貧しい人々を差別しているということになるということを、私たちもわかってきたからです。しかしながら、残念ながら、多くの国々、私たちが仕事をしている多くの国々でもそうです。

が、それが現実であって、正義というのは贅沢なことで、大企業、豊かな人、権力がある人しか享受できていない。全く平等ではないのです。司法による保護を最も必要とする人々、貧しい人々、女性、移民、障害を抱えた人々は享受することができていないのです。

2030アジェンダでは、誰も置き去りにしてはならないとしています。全てのゴールを全ての人のために達成しなければいけない、一番置き去りにされている人を最初に取り上げなければならないとしています。ということは、法整備支援で何をしなければいけないのか。私たちは、司法制度、そして法の支配がまだ現実のものになっていない人々にこそフォーカスをしなければいけません。それが、これまで国連で仕事をしてきた中で、私が目にしてきたシフトで最も重要で、大きなものです。

これは左側の写真とは関係ないと思われるかもしれませんが、左に挙げているものは一例です。これは私の地域センターで出しました **Trial of Rape** と呼ばれている報告書です。これはベトナム、それからタイで行った調査に基づいたもので、司法制度が性的暴力の犠牲者に対してどのように機能しているのか、に関する調査結果です。

シンプルな調査を行いました。刑事司法制度は、平等に問題、犯罪を解決し、全ての人々を平等に守るべきですが、女性、それから少女、レイプされた人々は、きちんと機能する刑事司法制度のもとで、その制度の恩恵を受けているのかといえば、このエビデンスを見ますと惨たんたるものです。ケースレビューも示していますけれども、制度のもとで女性が救われておらず、それが繰り返されている。そしてそれは数多くの理由によるということが報告書に示されています。文化的な問題があります。文化規範として、コミュニティにおいて女性はなかなか通報ができません。また、裁判官もそういった文化的な規範に影響を受けています。レイプの問題について、重要性が低いと思われるにもかかわらず、12歳の少女に対し、レイプされたときに何を着ていたのかと質問します。また、制度の効率は悪く、途中

で脱落をしてしまう、警察と検察の間で協力がうまくいっていない、時間がかかる、結果についてモニターをする適切な制度がないといったことがあり、さらには、犠牲者、被害者に対し、法的支援、司法扶助などがあるということを伝えることができていないということもあり、様々な意味で制度がうまく機能していないのです。そして、国連、UNDPでは制度がどこでうまくいっていないのか調査をしました。そのうまくいっていない分野にこそフォーカスをしたと考えたからです。

次のスライドです。もう一つ、サックス教授が何度も取り上げていたことがあります。多国籍企業の役割や多国籍企業がSDGsにどういった影響を及ぼしているのかといった問題、法の支配を多国籍企業に守らせることが難しいという問題を挙げていました。民間セクターにフォーカスをすべきなのです。特にアジア太平洋の多くの国では、成長の源泉となっているのが民間セクターですが、その成長が持続可能なものなのか、そして持続可能な開発をもたらしてくれるのか、それとも環境や取り残された人々、そして不平等にさらされている人々を犠牲にした上で成り立っているのか。それは政策によって変わってきますし、平等に民間セクターにも適用されているのかによって変わっていきます。

そこで、今、私たちは、より民間セクターにフォーカスするようになっていきます。その2つの方法について触れたいと思います。まず1つが国連のアジェンダにありますビジネスと人権であり、アジア太平洋の多くの国に対し、これを適用するように促しています。このアジェンダは、まず、政府に対して法的枠組みを設けることを求めており、その枠組みのもとでは、ビジネスに持続可能性があるということ、社会、環境インパクトに配慮すること、そして人権に配慮することを求めています。そして、政府がそのような法的枠組みを強化することを支援しようとしています。平等な土俵を提供するということです。そうでなければ責任ある振る舞いをしている企業の方が、ルールを破っている企業より不利な立場に置かれてしまうからです。私たちは、それを許すべき

ではありません。よい行動を行っている企業に報いなければなりません。どの地域のどの国も厳格な法制度があって、企業に対して人権を守るように求めていかなければなりません。

それから企業に対しての働きかけも行っています。企業がリーダーシップを発揮するように、そしてサックス教授がおっしゃったサプライチェーンのデューデリジェンスを行うことを求めています。意図せず人権侵害をするということがないように、サプライヤーが人権侵害に関わっているということを知らずにビジネスをすることがないように、また持続可能でない行動の犠牲になった人々がいるのであれば、救済措置などのアクションをとることを求めています。

それから、このスライドには入っていませんが、ASEANにおいて、公平なビジネス環境を推進することも行っています。

それから、調達という話がサックス教授からありました。調達、政府調達、公共調達においても腐敗が見られます。UNDPとしては、この調達分野での腐敗を削減するため、クリーンな調達制度、そして市民社会が公共調達をモニタリングすることを掲げています。反汚職委員会、それから司法の一貫性ということを重視しています。タイ、フィリピン、インドネシア、それからマレーシアの司法と協力をしていますし、ミャンマーの司法、ベトナムの司法とも協力をしています。皆様が仕事をされている多くの国々です。私たちがそういった国々において司法と協力しており、これらの国々は、司法の廉潔性を守っていく活動を実施しているネットワークに参加しているのです。

それでは、最後に、法遵守の文化についてお話ししたいと思います。

このカルチャー・オブ・ローフルネス（法遵守の文化）ですけれども、日本に対して再度感謝を申し上げたいと思います。ドーハ宣言を通じて、この考え方をもう一度議論に戻し、議論を再活性化してくださいました。これは重要なことだと思います。ビジネススクールでは、「文化は、戦略を朝食として

食べる」と言いますが、私は、「文化は、法もまた朝食として食べる」と言いたいのです。私がこのフレーズで言いたいことは、文化というのはつまり法律にとって不可欠なものだということです。もし、法制度がその国の文化によって尊重されていなければ、法制度があっても何も意味がありません。しかし、文化が法の支配を尊重し、それがその国に行き渡っていれば、法の支配は本当に力の強いものになります。ですから、私たちは文化に注意を払わなければなりません。そして法の支配に関わる文化においては、法律は単体で成り立つものではなく、全体のエコシステムの中に置かれていて、人々は、法や自分の権利について知らなければなりませんし、法をうまく自分のために機能させる能力を持っていないはいけません。単純に言いますと、法律を信用していなければなりません。

興味深い、一部の国では、この法遵守の文化というときに、法の支配ではなくて、法律により支配していく、法律を使って支配していく、という考え方があります。しかし、市民に法律を教えなければいけない、そして法を守らせるのだ、法律を知っていれば従うであろうという考え方、これはカルチャー・オブ・ローフルネスではなく服従の文化です。このカルチャー・オブ・ローフルネスの解釈を誤っている国が一部存在し、服従の文化と捉えている国があります。この言葉は、そういうことを意味しているのではなく、法を尊重する、そして法制度を信頼するということを意味しています。しかし、信頼は勝ち取らなければなりません。教育も必要、そして、人々を教育して、市民責任といったことを説いていくことが重要です。しかしながら、法制度にアクセスができて初めて、人は法制度を信用するでしょう。貧しい者も富める者も同じように起訴され、政治家も企業のトップも軽犯罪者と同じように起訴される、裁判所が腐敗しておらず、合理的な時間の枠組みで判決を下す、そして全ての人が司法にアクセスを持てる、それによって初めて法制度に信頼が置かれるわけです。

この法遵守の文化というのは、非常にパワフルな

ものであります。是非、力を合わせて推進していきたいと考えています。ドーハ宣言のおかげでこのように再び重視されるようになっており、京都コンgresでも重要な考え方だと思いますが、これは刑法に限られたことではなく、全ての法の支配を意味しています。共に、より広く法遵守の文化を推進し、拡散していきたいと思います。

ビジネスと人権といったお話もいたしました。UNDPで携わっている様々な仕事について、それから国内の人権団体とも協力をして、国内のローカルな文化の中で、欧米からの押し付けではない形で人権を守るということ、そして法の支配、人権、そして法遵守の文化という仕事をしてきました。日本の協力を得て、ニューヨークで初めて、この法遵守の文化に関するシンポジウムが開催されました。すばらしいスタートを切ることができました。これからもやっていかなければならないことがたくさんあります。

テクノロジーに関しても少しだけ触れますと、UNDPは、テクノロジーやイノベーションに追いついていかなければいけないということは認識しています。テクノロジーで問題解決できる部分があります。司法アクセスなどギャップがあるところでは、テクノロジーで、補える部分があるということを認識しています。裁判所から遠く離れたところに暮らしていてアクセスが悪い人々がいる場合に、移動裁判所や電子申立制度などを始めておりますが、もっとできることがあります。インターネットがますます普及していますので、それを活用して正義へのアクセス、司法アクセスを改善していくことができるでしょう。こういったイノベーションに取り残されないで、最も必要としている人々に対し、効果的に、そして手頃なコスト水準でアクセスできるようにしていきたいと考えています。しかし、テクノロジーの進歩は非常に早いので、私達もスマートにそのポテンシャルを生かせるようにしていかなければなりません。

ただ、テクノロジーには、ポテンシャルだけではなくリスクもあります。多くの国がAI、人工知能

や機械学習を使って意思決定をするようになってきています。犯罪者に保釈を認めるのか、あるいは住宅を提供するのか、その他の国家の便益、社会保障などの普及の対象とするのか、そういうことをアルゴリズムによって決定するようになってきています。これは、透明性が失われ、説明責任が失われるリスクがあります。私たち自身がアルゴリズムを理解できず、どういった根拠に基づいて決定がなされたのかわからなかったらどうなるでしょうか。また、ビッグデータに基づいてアルゴリズムが動いていますが、仮にビッグデータがジェンダーバイアスや人種バイアスを持っていたらどうでしょうか。機械学習になりますと、アルゴリズムが使っている様々な要因がわかりません。機械学習においては、機械が自らファクターを選んで学習しているからです。したがって、透明性、説明責任という観点からは、新しい技術を使うことのもリスクもあります。もちろんメリットもあります。UNDPは、そうしたことを認識しており、もっと理解を深めなければいけないと考えています。

最後に日本とのパートナーシップについて少し申し上げたいと思います。日本とUNDPのパートナーシップ、そしてこのように多くの方々がお集まりくださっているパートナーシップについてです。

私がアジアに関わった11年の間でも、このパートナーシップが深化する様子を目の当たりにしてきました。非常に温かい、非公式な協力から始まりました。例えばJICAとの協力、そして法務省の司法チームとのベトナムでの協力、森永さんを始めとする多くの方々との実務レベルでのコーディネーションがありました。

これは私がベトナムでリーガルアドバイザーを務めていた頃のことです。10年前にこの連絡会に参加をした頃のことですけれども、それ以来、パートナーシップが更に発展しています。ここ10年、私の何人かの同僚もこの連絡会にお招きをいただき、出席させていただいています。日本は、単に、法の支配の分野で私たちとコーディネーションして下さっているだけではなく、ますます本当のパート

ナーになってくださっています。その他の国々でされている皆様の専門家の活動が別途なされていますけれども、コーディネーションが組まれていますし、また、ラカイン地域における性暴力の被害者に関する協力、それから法の支配のセンター、それから法的な政府職員に対するトレーニングなどでも、よりジョイントな、より密なパートナーシップが組まれています。

また、これを言い忘れてはならないと思いますけれども、日本は投資をしてくださっていて、法務省から専門家を派遣してくださっている。そして、ICDからニューヨーク（UNDP）にも稲垣健太さんを派遣してくださっている。稲垣さんは、3年間、法の支配チーム、ニューヨークのチームで勤務をしてくださる、これも相互理解を深める素晴らしい方法です。お互いの仕事の仕方を理解できる、そして更に強いパートナーシップを生み出していくことになると思います。こういったお話ができて大変うれしく思います。

また、私が日本滞在中、是非皆様のアイデアをお聞きしたいと思っています。この協力をいかに強くしていくことができるのか。例えば、グローバル・アライアンスの話在先ほどいたしました。これはとてもポジティブな進展だと思います。もし日本が参加してくださるのであれば、本当に素晴らしいことだと思います。パートナーがまだないアジア太平洋地域において、最初のパートナーとなってくれば素晴らしいことです。そして協力をすれば何ができるのかを世界に示すことができると思います。共通の価値観を通じて、より効果を上げる、そしてより強くアドボカシーを行っていく、そして補完性を生かすことができると思います。次のコーナーでは松尾教授から難しいご質問をいただくことになっており、お答えできないかと思っておりますけれども、その時間に移りたいと思います（笑）。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○松尾 ブースさん、素晴らしいプレゼンテーションをありがとうございました。UNDPの活動の多様な分野での世界的な展開についてご紹介いただき

ました。

それらはさまざまな地球的課題についての取り組みです。また、数々のグローバルなパートナーシップの構築を目指した戦略、そのフォーカル・ポイントについてもお話いただきました。これらをベースに、このセッションにおいてはいくつかの具体的なアジェンダについて話を深めていきたいと思えます。その際、持続可能な開発目標について、UNDPと日本との取り組みについても取り上げたいと思えます。もっとも、それらのトピックについては、今日の午後、セッション4のパネルディスカッションにおいてさらに詳細に議論が展開されるでしょう。その意味で、このトークセッションは、午後の議論のための準備段階とも言えます。

SDGs、特にそのゴール16は、inclusiveな、つまり包摂的な制度づくりを通じた、平和で包摂的な社会の構築を推進すべきとしています。ちなみに、日本には「法制度整備支援に関する基本方針」があります。これは、2009年に策定された後、2013年に改正されていますが、その中には制度や社会の包摂性、inclusivenessという概念は入っていません。したがって、2015年のSDGsを受けて、そろそろ「法制度整備の基本方針」を再改訂すべき時期だと思います。SDGとの関係で、特にゴール16の趣旨をどう取り込むべきかが重要です。とりわけ制度の包摂性に焦点を当てる意味があると思います。法制度を包摂的なものとするためには、3つのステップがあるように思います。

まず、憲法、行政法、刑事法、民事法といった整備される法分野の包摂性があります。そういった法分野の欠けている部分を少なくし、体系性を強化するという意味での包摂性は、法整備支援においても考慮されるべきこととなりますので、それが第一段階です。

次に、制定された法令を実際に運用する様々な人々、つまり法令の解釈・適用を行い、法令に基づく法的サービスを提供する様々な専門家の包摂性の確保、その研修や能力養成といったことも重要になってくると思います。これが第二段階です。

そして、第三段階は、どれだけ多くの一般市民が、性別・年齢・民族・職業・居住地域などを問わず、法令の制定プロセスへの参加および法的サービスの享受の双方の側面において法制度との関わりを普通にもつことができるようにするかということがあると思います。これは広い意味での法制度への一般市民のアクセスですが、非常に難しいタスクでもあります。法整備支援においても、ステップ3は最も難しい点だと思います。

SDG 16は、平和で包摂的な社会を構築することを目指しています。そのために、法制度を含むあらゆる制度、institutionsを、あらゆるレベルで包摂的なものにしなければならないという考え方で、法制度改革の目標として、私も同意します。

この考え方は、SDGsを決議した2015年10月の国連総会の前にも、議論としては出てきていました。例えば、制度の包摂性の重要性を強調した見解として、アセモグルとロビンソン（Acemoglu and Robinson）の“Why Nations Fail”（邦訳は『国家はなぜ衰退するのか』）があります。それは豊かな国と貧しい国の違いが生じる原因を、経済・政治の様々な制度が包摂的（inclusive）なものか、搾取的（extractive）なものかに求めています。そうであるとすれば、搾取的な制度を、制度的な変化を通じて、より包摂的なものにしなければなりません。どのようにしてこの理想を現実化するかということが問題です。これは美しいスローガンですが、現実化しなければ意味がありません。そのためにはこの理想を現実化するための具体的な戦略が必要です。もちろん包摂性の理念を実現するには、時間がかかります。

覚えていらっしゃると思いますが、UNDPがベトナムで2003年に実施した司法アクセス調査（Access to Justice in Viet Nam: Survey from a people's perspective, Ha noi, 2004）がありました。これは、法的な問題を解決するに当たって最もよく知られている、アクセスしやすい、信頼できる機関はどこかといった質問に基づいた調査でした。例えば、アクセスに関しては、40%近くの答えは、裁判所では

なく、警察であるとか、地域の人民委員会でした。裁判所や弁護士事務所は10%以下でした。

その後、再び同様の方法に基づく調査を2010年にもされていますよね。その報告書（Access to Justice in Vietnam: From A People's Perspective, Updated Survey in 2010, Official Report, Ha noi, 2011）によれば、法的な問題解決を求めて最も用いられる機関は地域の人民委員会や警察で、裁判所へのアクセスはわずかに上昇したものの、劇的な変化はなかったということを報告されています。もっとも、その後、ベトナムでは段階的に進捗がありました。とりわけ、最近、ベトナム政府は「判例」として認定された判決例を公開する制度を創設しています。それは一般の企業や市民のために司法アクセスをより容易にするために、重要な前進だと思えます。そういった意味では徐々に変化してきているということも言えると思います。

一方、状況が膠着している場合もあります。ワールド・ジャスティス・プロジェクト（World Justice Project）が公表している法の支配指標（the Rule of Law Index）のデータを見て、かなりショックを受けました。アメリカ法律家協会（ABA）が国際法律家協会（IBA）と連携して、2007年に5か国のテスト版を公表し、その後毎年、調査結果が出されています。2018年版では113か国が調査対象となっていますが、カンボジアは113か国中で112位でした。私は、カンボジアで何年も法整備支援プロジェクトに関与してきました。そして民法、不動産登記法などの民事法を中心に、制度の整備や法律専門家・弁護士の研修に関わってきたわけなのですが、その取組の成果が反映されていないこのような数字を、どう説明したらよいのでしょうか。

この「法の支配指標」には政府権限の統制、汚職の不存在、政府情報の公開、基本的権利、秩序と安全、規制の執行に続き、最後の2つは民事司法、それから刑事司法です。このうち、民事司法の方が113か国中113位であり、刑法司法の方が110位でした。では、民事法の整備やその運用のための私たちの貢献はどうだったのでしょうか。本

当にショックを受けました。眠ることすらできませんでした。理由がわかりませんでした。なぜこういうことが起きているのか。私にはカンボジアの裁判官や弁護士と長い期間にわたって話をしてきたときの大きな前進の印象があるものですから、これは間違いじゃないかと思ったんです。ただ、この調査は毎年更新されていますが、大きな変化が見られない膠着状況を示しています。こういうデータにどう反応したらよいのでしょうか。もちろん、データの客観性、信用性を検証することは行すべき一つのことです。他方で、誰が評価しようとも文句のない結果を認めざるをえないような前進を示すというスタンスでデータに対応する意味で、何をすべきかというのがもう一つの課題です。

この観点から、最初のポイントとしてお話ししたいのは、法制度改革やそのための法整備支援プロジェクトの成果を、一般市民に対してどのようにして行き渡らせるかという問題です。ブースさんがSDGsのゴール16について既にお話をされました、その最も重要な点は、誰も置き去りにしないという方針です。それに関して、ベトナムやタイでもプロジェクトが始められています。そうした活動とその成果に関するデータとの間のギャップについてコメントはありますか。アジア地域のトップでいらっしゃるのですから、こういった状況に取り組んでいらっしゃると思うのですけれども、もし何かコメントがあったらいただきたいと思います。

○ブース 大変鋭い観察を、ありがとうございます。

まず言わせていただきたいことは、各国にいい法律をつくるということは重要でよい出発点であったわけです。ですので、人権を反映した刑事訴訟法や民事訴訟法などを作ることにより出発点をつくり出したことはよかったのであり、これに対して疑いの目を向けるべきではありません。しかし、法律をつくるだけでは十分ではないのです。よく各国で聞くことですが、法律はいいのだけれども、まだうまく運用されていないという言葉をよく聞きます。運用は、単にスイッチをつけたり、プラグに差し込んだりすればいいというものではないので運用

はとても複雑ですし、文化の問題もあります。

これは国連によるカンボジアの調査ではないので、この調査の結果の正確性について私は言及は控えますけれど、私たちもカンボジアで実際に調査を行いました。司法制度が障害を持つ人にうまく働いているかどうかということ进行调查しました。しかし、答えはノーでした。では、この研究を実施し、どういったことがわかったかについてお話をしていきたいと思います。それがカンボジアに関する答えになるかと思っています。

私たちが調査を行ったところ、障害を持つ少女や女性には、レイプされた経験がある人が多いことがわかりました。しかも正義、司法に対するアクセスがなかった。様々な回答がありました。通訳がいなくて、警察官と被害者がコミュニケーションをとることができなかった。警官が被害者を真剣に捉えず、そしてラベリングをしていて、そしてその加害者が罪を認めている場合でも、警察官がそれに取り合わず、司法の場に持ち込まれなかったということがありました。または警官が、200ドルぐらいの少ない額の和解金を家族に支払うことで受け取って裁判を起ささないようにと被害者を説得したということがありました。

カンボジアでは、女性で、かつ障害があると、こういった司法アクセスに問題があるということがわかります。しかし、これは刑法や刑事訴訟法の問題ではないのです。刑法や刑事訴訟法においては、きちんと条文があるのです。しかし、様々な要素のためにそれに対してアクセスができておらず、障害を持つ人たちが司法にアクセスするためには何が必要なのかという検討が十分になされていなかったのです。警察の中にこういった差別観があり、それが司法へのアクセスの障害になっているのか、そういったところにあまり重きが置かれていませんでした。

タイやベトナムにおきましても同じような調査を行ったところ、同じ結果が出ました。法律に関しては、タイやベトナムにおいてもほとんど問題がないのです。タイやベトナムにおいては100%法律が完璧ということではないかもしれませんが、

約9割は問題ありません。しかし、何が欠けているかという、女性が1回できちんと自分の意見を述べて、それで済ませるような仕組みがなかったわけです。何回も尋問してレイプを再体験せさせるような、女性があまり保護されていない状況があったわけです。検察官ですとか裁判官も、レイプに対して偏見がありました。そのために司法へのアクセスが適切に行われていなかったわけです。文化ですとか、そういったものも影響しています。

もし、このカンボジアの結果が正しいのであれば、これは正しい法律を作らなかったからというのではなく、そして正しいことをしなかったからということではなく、十分な運用がなされていないということに問題があるわけです。司法へのアクセスも改善しないとイケないのです。市民社会に対して法律のことをもっと啓蒙していかなければいけないですし、手順に関しても、もっと説明しなければいけない。また公務員や裁判所に対する信頼も必要なのです。法律は人々の問題を解決する枠組みになり得ます。公務員に対し、「あなたは法律を破っていますよ。」ということは言うべきなのです。ですから、この法律を適切で使い勝手のよいものにし、問題解決につなげていくことが必要なのです。

ハーグ法律イノベーション研究所(The Hague Institute for Innovation of Law)という研究所が数週間前に報告書を出したのですが、8人に1人が毎年この法律問題に直面しているとのことでした。大体、年間で10億人です。そして解決されている割合も、とても少ない。これはベトナムやタイだけの問題ではなく、世界中での問題です。その調査の中でわかったことは、実際に問題を解決できたのは3分の1ぐらいだったということなのです。unmet needs です。ニーズに応えきれていない問題が大きいということが示されています。

私たちは、より包括的なアプローチが必要です。UNDPですとか、皆さんが行われている調査でも出てきたと思いますけれども、様々なエコシステムで、この解決策を一体的に考えていかなければなりません。

○松尾 ありがとうございます。今ブースさんがおっしゃったように、法令自体の整備と一般市民のアクセスとのギャップの間には、多分文化の問題、既に言及のありました法遵守の文化の問題もあると思います。法律だけの問題ではなく、政治や経済の状況、民主化ですとか経済発展の状況、そういったことも複雑に絡んできます。

ここで、法遵守の文化という重要な点について触れたいと思います。これは法整備支援を行っていく上でとても重要なものです。このアジェンダが2000年代に浮上してきたことには理由があります。法遵守の文化の観点への着目は、犯罪防止のガイドラインから出てきました。そして刑事法、特に刑事手続法の中で議論されてきました。

法遵守の文化というのは、法の支配の一面を照らすものです。法の支配には2つの面があると思います。1つは政府が法に従い権限を逸脱したり濫用したりしない、人権を侵すことがないようにするという面です。もう1つの面は、人々が法を遵守するという面です。従来、法の支配という場合には、多くの人は政府による権限の逸脱や濫用の抑制にフォーカスしてきました。それがもともとの法の支配のコンセプトだったからです。それは、ヨーロッパ、例えばイングランドなどで市民の力や議会の力で政府の権力をコントロールするために、時間をかけて創り上げられてきた原理でした。

しかし、2つ目の人々が法を遵守するというのも、法の支配にとって不可欠の面であり、より根本的な要素であると思います。法の支配を促進しようとした場合、この側面の方がより根源的なものなのではないでしょうか。アジア各国の発展を考えると、この視点はとても重要だと思うのです。

日本も19世紀に同じような問題に直面しました。つまり、政府による権限の逸脱や濫用を抑制する前に、そもそも法を作って運用するために強大な権限を行使できる中央集権化された政府をまずは立ち上げるという段階、そこからスタートする必要があったのです。そこでは様々な人民もでき上がりつつある政府も、できるだけルールに従って国づくり

を進めることが最大の課題でした。法遵守の文化を醸成していくために私たちに必要なのは特別なアプローチ、包括的なアプローチだとブースさんはおっしゃいました。これは単に規則を作ったり、法律の専門家のトレーニングを行ったりするというだけでなく、より包括的にプログラムを作り、社会の構成員がきちんと法遵守をするような形を整えていくということが必要なのだと思います。そこには、法律の規則ということに限られず、より広い社会的な規範も含まれると思います。その際には様々なコミュニティに根差したルールに従うという考え方、最もプリミティブなルールは各人が属する多様なコミュニティで醸成されなければならないのです。それは、それぞれの社会の歴史や文化に根づいていると思います。そこで、コミュニティの重要さということを考えています。どのようにそのコミュニティが発展してきたのか、政治的な構造の中でそのコミュニティが各国でどう位置付けられているのかも考えなければいけないと思います。

先ほど、ブースさんは、コミュニティレベルでのインフォーマルなジャスティスの重要性をお話しになりました。この法遵守の文化の重要性を理解して、私たちが協力をして法整備支援を提供している国々においても、法の支配の構築の順序を考えてゆく必要があると思いますが、この法遵守の文化についてコメントをいただけますか。

○ブース 以前は政府が法律を守るべきとされ、そのことは、国民が法律を守るよりも重視されていました。もしかすると日本ではそうだったかもしれませんが、他にもそういう国があったかもしれません。しかし、政府が法律に従わなければいけないということをもっと考えてほしい国々もあります。名前は挙げませんが、そういった国々で私は仕事をしたことがありますし、皆さんもあると思います。法の支配を取り入れた、そして法の支配ですと言っている、法律をもって人々を支配しようとしているわけではないと言っています。しかし、市民に法律を教える、そして法律を尊重させるということばかりに重きが置かれています。

法律が尊重に値するのであれば尊重するでしょう。概ねあらゆるところで法律が尊重されており、誠実さがなければいけません。政府が法律を遵守、尊重しているのであれば、人々も尊重するでしょう。腐敗、汚職について、政府が職員を公平に罰するといった法律の尊重が政府自身になれば、法の支配は実現できませんし、法遵守の文化が尊重されることはないと思います。

どのようにルールに従えばいいのかわからないという国もあります。自然な社会的傾向として、人々は自分が尊重する規則であれば従おうとする傾向にあります。しかし、ある国では人々が規則に従っていない、法律に従っていないということであれば、それは、その法律が尊重にまだ値しておらず、人々の尊重を勝ち得ていないからです。

例えば、今、私が住んでいるタイを例に挙げたいと思います。友人から、ある人がごみを散らかし放題だととても立腹していると聞きました自分の家のドアの前にごみを散らかしていくと怒っていたというのです。「ごみを捨てるな」「法律に違反すれば罰金3,000バーツ」という掲示があるにもかかわらず、誰もそれを気にかけないでドアの前にごみを捨てていたというのです。そこで、ドアの玄関に、亡くなった方に捧げる聖なる赤い水、これは人が亡くなった際の儀式に使われるのですが、それを入れた壺を置いてみたところ、その日から誰もごみを捨てなくなったそうです。その場所は尊重されるべきだということに多くの人が気付いたからです。

そういった普遍的な尊重される「法」というのはあると思います。タイの人だけがルールを守らないわけではない。ごみを捨ててはいけないという掲示があり、罰金は幾らと書かれているのになぜ守らないのか。これは文化というよりも、人々に法律・法制度について教育しなければなりませんし、自分の権利は何かということも教育して、それが尊重されるということを記憶させなければなりません。でも、それだけではうまくいきません。法遵守の文化では教育はかなり強調されており、それはよいことで、学校でも大学でも教育はしなければなりません。

私は、ベトナムにいたとき、あるいはミャンマーにいたときに、法学部の学生が貧しい人々、HIVに感染した人々、障害を持つ人々、労働者に対し、法的なアドバイスを提供する大きなプログラムを実施していました。法学部の学生が工場に行き、その労働者に対して、雇用契約やその契約のもとでの権利の理解を手助けしていました。私たちがこのプログラムを実施した理由は重要だからです。その法学部の学生が弁護士や検察官、裁判官になった暁には、法律の意味、なぜ必要とされているのか、貧しい人々にとっての法律の意味とその必要性を理解できるからです。そして、学生たちは、多くの人々が社会において法の保護を必要としているけれども、その法の保護を受けていないということを身をもって知ることができます。苦しんでいる人々がいる、犠牲になっている人々がいる、それを自分の目で見て知る必要があります、それこそが教育だと思います。法遵守の文化のプログラムとしては、そういうことを実施すべきだと思っています。私が申し上げたいのは、まさにそういったことに人々を関与させていかなければいけない、意識を高めなければいけない。けれども、それらがうまくいくためには、エコシステムとして法律、法制度そのものが信頼、尊重に値するものになって初めて可能だということです。

○松尾 ありがとうございます。法の支配についての2つの側面、政府が従うべき側面と、それから人々が従うべき側面と、両者は常に密接に関わっていると思います。政府の姿勢であるとか公務員がとる手続はとても重要で、それが一般の人々の姿勢にも影響するし、法遵守の文化にも影響してくることは確かです。例えば、裁判所を信頼できるようにすることは、法律そのものに対する人々の意識にも関わっている問題です。そうした意識の変化も法遵守の文化を創出していく上で重要なことだと思います。

残り5分になってしまいましたが、もう一つ取り上げたい点があります。ドナー間のコーディネーションをどのように行っていくことができるかという、古くて新しい問題です。先ほどもお話がありま

したけれども、UNDPはコーディネーターの役割を担っています。あるいはインテグレーターの役割をして法の支配プロジェクトで取りまとめていくという役割を果たしています。ブースさんはその実践例として、グローバル・パートナーシップ・プロジェクトについてお話をくださり、グローバル・フォーカル・ポイントといったプロジェクトについても先ほど紹介くださいました。法整備支援ではやはりメジャーな支援主体として、世界銀行や地域金融機関などの国際金融機関も関わっていて、それも重要な役割を果たしていますが、それらについては言及がありませんでした。

ドナー間の協力がどうすれば受入国でうまくいくのかという議論をよくしますけれども、難しい場合もあります。例えば、ラオスでの私の経験では、民法典の起草の支援を行った際に、登記制度や登録担保取引に関し、世界銀行グループの一つである国際金融公社（IFC）から担保法に関する一部の条項について、特に質権について修正すべきであるとの提案がありました。IFCは、資金提供をするために担保を差し入れる際に、新しい担保登録制度を導入することを求めました。これは企業のビジネス活動を促す上で役に立つ、世界標準のベストプラクティスであると主張しました。それに従って民法典草案を修正すれば、Doing Business Reportのスコアは現在よりも上昇するけれども、そうでなければ現在よりも下がるということ具体的に提示してきました。もともとの民法典草案では一般市民の便宜をより重視して、占有を移転する担保形態である質権を規定していました。企業のビジネス活動と一般市民の日常取引と、それぞれ違った視点に立っていますので、法整備支援の最前線においては、そうした異なる意見を取りまとめていくのは難しいと思います。もちろんIFCもしかるべき理由があって、そういったアドバイスをしていたわけですが、一般市民の間に広がっている質権の制度を直ちに登録担保に全面的に変更することには難しいものがあります。

こうした状況下でUNDPは何か特別な役割を果たすことができるでしょうか。このような議論に際

してコーディネーションをすることはできるでしょうか。UNDPは、ラオスでも、**Legal Sector Master Plan**への協力など、長期的視野に立った法律の改革への計画を持っていて、私は尊敬の念を持ってそういった基本計画の策定支援を見えています。そしてUNDPもプレーヤーの一つでありますので、最後に少し短めに、UNDPが果たしている役割についてコメントをいただけますか。

○ブース 1分しかありませんので、とても短いコメントになりますが、残念ながら私たちはそれほどそこまでパワフルではないのでないんです。UNDPがコーディネーションの規則を作り、みんながそれに従ってくれる、世界銀行も従ってくれるといいのですが、資金を持っているところが発言力があるということになってしまいますし、残念ながら、UNDPより世界銀行の方が力があります。そして私たちは、こぶしを振り上げることもできなければ、むちを振ることもできず、説得をするしかありません。簡単なアプローチはありません。なるべく多くのドナーに集まっていたいただいてコーディネーションしたいと考えるのは、それが故です。

こういったことを議論する、もちろん意見の違いは当然のことでしょう。異なる意見を持つ権利がありますから。世界銀行についておっしゃったように、世界銀行の提案というのも全く不合理なものではありません。理由はあります。しかし、人々の利益にかなっているのか、特にラオスの一般市民、貧しい人々の利害にかなっているのかという疑問です。今、SDGsがあるわけです。そして過去40年間、成長してきましたけれども、成長とともに、より格差も拡大しています。そして、国連も、その格差解消にコミットしている。グローバルな不平等については、国連も、それからダボスですらこの格差の拡大を懸念しています。

この逆行するトレンドに対し、私たちはほとんど何もできていません。不平等さはミレニアムサミットが行われた2000年頃に比べて2倍にいます。そうではなく、ギアを再度逆転させ、2000年に比べて2倍の速さで不平等を解消していかなければ

なりません。世界銀行はビジネスに役に立つような支援を行っているドゥイングビジネス調査なども行っています。これは企業にとって役立つでしょう。それが最下層の人々の犠牲のもとに成り立っていないのであれば、それはよいことだという論調が成り立つと思いますし、SDGsをサポート要員として使えば、説得力を持ってくれるのではないかと思います。

○松尾 率直なコメントをどうもありがとうございました。

それでは議論を終える時間となりましたので、ここでトークセッションを終えたいと思います。難しい質問に対しても、とても誠実にお答えいただきましてありがとうございました。今日は単に理論的な質問ではなく、私の経験に基づいた質問をさせていただきました。今日のお話も踏まえて、これからも現場の具体的な実践的場面で様々な協力をし、パートナーシップを築きながら、さらに法整備支援の活動を改善していけたらと願っています。

それでは、このトークセッションを締めくくりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○鈴木 お二方、どうもありがとうございました。

会場の皆様からコメントや質問を受け付けたいと思います。

質問される方は、所属とお名前を述べていただいた上で、ブース様と松尾様、どちらに対する質問か明示するようにお願いいたします。

まず大阪会場からお聞きしたいと思います。

○高木 はい、大阪会場です。

それでは、まず大阪会場からのコメント、またはご質問を受け付けさせていただきます。挙手をよろしくをお願いいたします。特段ございませんでしょうか。

大阪からは質問やコメントはないということでございます。東京のほうに戻します。

○鈴木 はい、それでは東京会場から受け付けたいと思います。

複数手が挙がっているんですけども、最初に挙げておられた森脇先生、お願いします。

○森嶋 1つコメントなんですけれども、お二人とも法律、法の話がされました。ただ、法を転移しなければいけません。これは西洋の法ということになります。法といった場合、特に法整備支援といった意味においては、私たちは西側の法律の採用を、非西側の社会において採用しようとしているわけです。そして法遵守云々という話をされていますけれども、彼ら独自のやはりルールがあるわけです。法的であれ何であれ自分たちのルールを持っているわけです。タイの赤い水の話をしたように、コミュニティのルールというのがあるのであるんです。彼らのルールは西洋、欧米法とは違うのです。法を遵守する云々とか、いろいろ話がありましたけれども、私たちは自分たちのものではないルールを導入しようとしているわけです。ですから彼らは、国として、グローバルな経済に参加するために欧米法を、西洋の法を採用しなければいけない。それが理由なのです。

松尾先生のほうからは、15とかいろいろ出されましたけれども、彼らの社会は、まだ西洋の貿易、あるいはそのほかの慣習レベルに至っていません。したがって注意してください。松尾先生。法という話をするときには、どの法を話しているのか。そしてランキングの話をする場合に、誰がランキングをしているのか。そしてどのような基準に沿ってランキングをしているのか。そういったことを是非注意してください。ありがとうございます。

○松尾 森嶋先生ありがとうございます。森嶋先生ご指摘のとおりだと思います。日本もそうだと思いますが、一つの社会の法には古いものから新しいものまで幾つもの地層があって、立法によって形式化された法の前に、それぞれのコミュニティででき上がってきた伝統的なルールがあり、新たに導入された法との間には往々にしてギャップがあります。理想的には、伝統的な社会のルールをベースにしつつ、あるいはそれとの調和を図りつつ、フォーマライズされた法律ができ、それを執行するシステムができ、そしてその法の内容をチェックするという仕組みが備わることによってルールオブローシステムができ

上がるのだと思いますが、それは一時期には完成しないと思います。一遍にそれをつくるということは不可能で、非常に時間がかかるし、そのプロセスを進める場合にも、それぞれの国の歴史を考慮しなければいけないという意味で、森嶋先生のおっしゃるとおりだと思います。先ほど私が示したワールド・ジャスティス・プロジェクトの結果というの、私自身もどういう基準で、誰にどういうインタビューをして、その結果が出ているかということを含め、データ自体の客観性や信頼度は、もっときちっと見なければいけないということは、先ほど言及したとおりです。その資料の信頼性ということ自体が問題とされる余地はあると思います。その問題はやはり大きな問題として残されていて、その前提として森嶋先生がおっしゃるように、どういう意味でその方法を語っているのかということは大前提になると思います。

そういう意味でもルールオブローの進展については、プロセスを重視して進めるべきで、それぞれの国のペースを見なくてはいけないということは、逆に私たちの側からも発信していかなければいけないと思っています。もっとも、Rule of Law Index の値から何も得るものがないかということ、逆にそれをうまく利用する余地があるかも知れません。そのように評価される理由の中には、法整備支援の方法を改善するために利用可能な具体的ヒントが含まれている余地もあり、そこは謙虚に、かつしたたかに利用する姿勢も必要だと思います。そういう意味では、あくまでも私たちが具体的に何をすべきかということを見出す一つのきっかけとして出した資料であります。それ自体についてはさらに検証が必要ですし、その際にも、森嶋さんがおっしゃった視点というのを取り入れて、むしろ私たちの方から発信していくということが必要だと思います。ありがとうございます。

○鈴木 ありがとうございます。

時間の関係もあるのですが、もう1問受け付けたいと思います。

それでは、佐藤教授、お願いします。

○佐藤 ありがとうございます。

ニックさんにお伺いします。スライドの7ページ、UNDPのパートナーシップ、ガバナンスというのが一つそこで言われています。この文章はちょっとインターネットでは見つけることができませんでした。これについて少し詳しく説明していただけませんか。私はUNHCRで、一度働いていたことがあります。UNTACでもカンボジアで働いたことがあります。平和維持活動です。カンボジアについては、そのUNTACを通じて法制度の改革なども、1993年、早い時期ですが進んできました。以来、司法改革をJICA、あるいは日本ベースでも進めてきました。しかし最近の最高裁の決定では、前の選挙で野党が政権につきましたから、カンボジアの民主主義を最高裁によって反故にされてしまったということがあります。したがって、この法整備支援というのは、もろ刃の剣ということだと思います。もちろん法的なインフラもあるように思います。ただ、法ロンダリングということにもなると思います。カンボジアを批判しますと、これは内部、国内の問題に口を挟んでいるというようなことも言われます。しかし、それを進めないと司法が進まない、司法改革が進まないということがありますから、ジレンマに陥ってしまうわけです。これら特定の問題について、どう扱うかということは難しい問題だと思います。司法改革はもちろん重要でありますけれども、どうしたらいいのでしょうか。相互主義にするのか、包摂性の問題なのか。ただ、これらは非常に曖昧なスローガンです。どうやって優先順位をつけるのか、どうアプローチをしたらいいのか、どう戦略を立てたらいいのか、UNDPのアプローチについて聞きたいと思います。より現実を勘案したときに、グローバルコンパクトで難民等の問題もありましたので、その観点からお伺いしたいと思います。

○ブース ありがとうございます。2つの大変興味深い質問を1回で答えたいと思います。

まず最初に申し上げたいのは、国連、UNDPのUNHCRの協力についてお話をされました。これは人道開発、これがまさに中核であります。もっと

焦点を当てていかなければいけません。今日、ますます、難民、政治亡命を求めるような人たち、こういう人たちは人道的な問題です。しかし同時に、これらの人たちというのは、もう何年も同じ状況にあり、多くの人たちが、10年以上にわたって住んでいるかも知れません。あるいはブータンを出るのを余儀なくされた。そして、ネパールの東のほうにも十数年にわたって居住している人たちもいるわけです。ロヒンギャの人たちについてなど、そうした問題を扱うとき、対応するときには、近い将来にいろんな問題を解決しなければいけません。我々の領域においては、司法アクセスということによって、基本的なサービス、財産、それから暴力からの保護、こういったところはまさに難民、あるいは亡命を求めてきた人たちにとっては基本的なことです。UNHCRは、もちろんキャンプにいる人たちにいろんな影響力を持っています。いろんな接触もあります。私たちの経験というのは、司法へのアクセスがより多い。もっと言いますと、ミャンマー、バングラデシュもあるかもしれません。そういったところで、我々はパートナーシップを組んでいるわけです。

ただ、基本的な質問をされました。すなわちカンボジアの例を先ほど言われましたけれども、私が申し上げたいのは、ディープなアプローチというのは、ここでもまた幾つか日本とも共有できると思うのですけれども、私たちは、長期的な見解をとります。このようなエコシステムをつくるということ、そして市民にいろいろ情報を提供するという、それから表現の自由、司法アクセス、人を理解する、そして政府の職員を研修するというのをいろいろやっていかなければいけません、これは最終的に市民に行き渡らなければいけません。場合によってはフラストレーションもたまります。私たちは、いかに何年もの、そしてアメリカのいろんな州が、例えばゲイの結婚といったところがあります。そして最高裁の決定があつて、最終的にそれが逆転されたというようなこともあります。例えば、報告を書く場合に、はっきり覚えていませんが、2014年だと思えますけれども、そのときに報告が書けず、そ

のことが大きな失敗のように思われました。成功は0%、どの州の中でもそれは受け入れられないと思ったかもしれませんが、しかしその年になれば大きく変わるということもあるわけです。それが代償になるということもあるわけです。

既にサックス先生も言われましたが、ナジブ大統領、ナジブがマレーシアで選挙に勝つということを言っていました。そしてこの政府が継続する、そして汚職がないというように言っていましたけれども、間違っていました。そして、ヤミーン大統領がモルジブで勝つと言っていました。そして野党がひっくり返すことはできないと言っていましたけれども、それは間違っていました。マレーシアについて見てみると、マレーシアで予期しない野党の勝利があったのは、忍耐強い市民社会の努力があったからです。どの一時点をとっても、どの国を見ても、法の支配において、私たちが失望することもあるでしょう。そして結果を出すということが難しく感じるときもあるかもしれません。しかし忍耐強くやっていく必要があります。そして経験から見ると、長期的に見れば、このトレンドというのは可逆的であり、不可避的なものであるということなのです。ですから私たちは強さを持って、そして長期的な視点を持って努力を続けていかなければいけません。是非それを皆さんに伝えたいと思います。

これは私の個人的な見解なので、UNDPの公式な見解ではありませんが、目標の中には短期的なものも多くあります。国の中には3年で成果を出したいという国もあるのです。私は、国内の人権保護をする機関を支援していくということに情熱を持っているのですが、ドナーの中には、「もし3年で成果が出れば支援する」「ジェノサイドがなくなれば支援する」など、とか、そういうことを言うドナーもいるのですが、それは期待し過ぎなんです。すぐに結果が出るものばかりではないからです。

私がフラストレーションを感じるのは、これも個人的な見解なのですが、私たちのパートナーの中には、具体的に測定可能な、もちろん測定可能な目標というのは必要なのですが、常に三、

四年で成果を出すべきであるという人たちがいるのです。しかし私たちは、より長期的に考えていかなければいけません。ベトナム、ラオス、カンボジア、そういった国についても同じです。長期的にはいい成果が出るはずですが。そして成功も見えています。そして段階的に支援をしている国が改善されたという事例も実際にあります。皆さんの支援、私たちの支援、そして第三者の支援に基づいて、さまざまなことが今後できるわけです。ぜひ長期的な視点でゲームに参加していきましょう。

○佐藤 はい、それはよくわかります。私も長期的な視点を持って活動してきました。しかし問題としては、より喫緊の課題もあるわけです。例えば中国の裏で行われている法律の改革ですけれども、こういった新しいアジェンダにどう対応すべきなのか。カンボジアなどでもそうですが、中国におきましては法の支配という独自のモデルがあるわけです。そうすると、そこで対立が生まれてくる可能性もあります。その彼らの法律改革というのが、私たちにどのような影響を与えるのか。

○ブース 中国はもっと複雑です。中国のモデルについて言及されましたけれども、中国というのは、これまでよりも国際システムと関わってきています。中国は、より多くの中国人に国連で働いてほしいというふうに思っていますし、中国バージョンのJICAを作って国際的に開発の支援をしています。そして社会的にも環境的にも標準を作ろうとしています。中国は黒白で決定できる国ではないのです。中国はSDGsのアジェンダに対応しているところもありますし、批判を受けるべきところもあるかと思っています。

○鈴木 それでは、本日、会場に国連開発計画駐日代表事務所の代表にお越しいただいているということで、第2部のプレゼンテーション、トークセッションに関して、あるいは午前の部全体について、コメントをいただきたいと思います。

近藤哲生様、よろしくお願ひいたします。

○近藤 ありがとうございます。もう時間も過ぎておりまして、皆様おなかもすいていらっしゃると思

うので、一言だけ申し上げます。

今、中国の話が出ましたが、中国が国際社会の枠組みに積極的に参加するという点においては、近年、大きな変化が見られるというのは喜ばしいことであります。ただ、これまで法務省法総研、また日弁連の方々にお招きいただきまして、SDGsについて一緒に考えるという機会をいただきましたけれども、先ほど、ニコラス・ブースが申しておりますように、SDGsの16というのは非常にプロGRESSが測りにくいゴールでございますし、また自分でこれをやった、達成したということを自分から言いにくいゴールでもあります。

その背景には、このグローバル・アライアンスを、ただ単にそこに参加するだけでなく、提唱して推進できる国というのは、実は世界の中で限られている。それはその国の歴史的な背景などもございます。私もチャドやコンゴで法制度整備支援をUNDPからやっております、私が日本人であるがゆえに各国の政府の法務大臣、また大統領などに、UNDPが進める法制度整備支援を理解していただけたという経験がございました。

ジェフリー・サックス教授が述べておられましたように、途上国が直面しておりますこれからのSDGsの課題、特にプライベートセクター、企業の活動をどういうふうに規律していくかということについては、これはイノベーションが必要でございます。この日本の推進してこられた長年の法制度整備支援の知恵と経験をグローバル・アライアンスに生かしていただくという大きなイノベーションができれば、それが可能になると思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○鈴木 近藤様、ありがとうございました。

それでは、お時間となりましたので、以上で第2部を終了いたします。皆様、ブース様、松尾様に、いま一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

(休憩)

○鈴木 ただいまから午後の部を始めさせていただきます。

第3部では、法整備支援の関係者の皆様に、ここ1年の法整備支援に関する活動報告をしていただきます。

報告者をご紹介します。

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長、國分典子様。日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長、外山太士様。JICA産業開発公共政策部次長兼ガバナンスグループ長、澤田寛之様。国連アジア極東犯罪防止研修所所長、瀬戸毅様。法務総合研究所国際協力部副部長、伊藤浩之です。伊藤副部長は大阪会場から報告いたします。

報告者の皆様のご経歴については、配布しました資料をご覧ください。

それでは、國分様、よろしく願いいたします。

○國分 ただいまご紹介にあずかりました名古屋大学の法政国際教育協力研究センターの國分と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今日はCALEの事業についてご報告させていただきます。

私どものセンターは、2002年に設立いたしまして、法整備支援事業というのを展開してきております。私どもがミッションとしていることにつきましては3つほどございまして、1つは研究面で法整備支援、それからアジア法ですね、アジア諸国の法についての研究及び共同研究等のコーディネートということと、それから2番目に法学教育支援といたしまして、アジア諸国で自国の法律を自らつくって運用できるような人材を育成していくというようなことを掲げております。それから3番目として、それと同時に、そういうアジアのことに精通して、そのアジアにおける法整備支援に貢献できるようなグローバルリーダーを育成するというようなことが3つのミッションでして、1番目は研究の側面、そして2番目、3番目というのは教育面のミッションということになるかと思っております。

このうちの2番目がCALEが海外に展開しております日本法教育研究センターの活動につながるというものでして、これが実質的にCALEの活動の一番大きな部分と言っていいかと思っておりますし、CA

LEが行っております恒常的な法整備支援活動の主たるものということになります。

次の図なんですけれども、これもご存じの方多いかと思いますが、CALEが海外に現在展開しております、各地に持っておりますセンターでございます。ただ、これらのセンター、それぞれ役割が違っていて、先ほど教育ということ申しましたけれども、今出ております8つのうちのインドネシアとミャンマーにつきましては、教育についてはやっておらず、研究面に特化してやっているということになっております。

今日は、主に2番目のミッションに関連するようなことに特化いたしまして、それに研究面の問題というのを付け加える形で、SDGsとの関係で活動報告及び今後の展望についてお話しさせていただきたいというふうに思っております。

まず、教育面ですけれども、先ほどのミッションの2にかかわるCALEの活動の大きな部分と申しました日本法教育研究センターにおける活動ということになります。4番目の画面に出しましたのが、現在やっている教育、どんな形で具体的にやっているかということでございますが、現在8つのうちの2つは研究に特化していると言いましたが、今、具体的にここに出しました日本語による日本法教育というのをやっておりますセンター、名古屋大学が中心になってやっておりますセンターというのは、ベトナム、モンゴル、カンボジア、ウズベキスタンというような4つの地域ということになります。現地のトップ大学の法学部にセンターを置いて展開しているという形になっているんですが、学生は自分たちの国の大学に入って4年、モンゴルだけ5年間教育ですので5年になりますが、まずは日本語を学んで、それから日本法で、特に民法・憲法を主として学んでいくということをやっております。教材はCALEが独自に開発したものを使うということでやっております、教員としては、現在、日本からは日本語の担当者1名、それから日本法の担当者を1名、特任講師として派遣するということをしておりますほか、その他、各センターの現地講師という

のをそれぞれ2名から4名置き、更に、非常勤やボランティアで、ここにおいでの方々にJICA関係の方々などにもかなり手伝っていただいているというような形で運営をいたしております。

こういう活動をいたしまして、現在、各センター、既に今言った4つのセンターは、10年を超えているということになっているのですが、今後、この活動をどういう形でサステナブルに、またどういう形で発展させていくか、つまり続けるだけでなく、どういう形で発展させていくかというような問題が、今後の話ということになるわけです。

これについて1つ考えておりますのは、将来的には現地化、これは我々のセンター設立の時から大きな目標といたしまして、そのころ私は名古屋大学にはいなかったのですが、先達が掲げた目標として、将来的には現地で運営していけるような形に、今言いました日本法教育研究センターをもっていくということを考えるということがございます。ただ、それがすぐにはなかなかできませんので、その間どういうふうにしていくのかというようなことが出てくるわけです。

これに関連いたしまして、これも何人かの方々は今もうご存じかと思いますが、昨年度、日本法教育研究センター・コンソーシアムというのを立ち上げました。次の図になります。こういう形で、名古屋大学のみならず、日本のいろいろな大学、それからアジア法に関心のあるような研究者にも会員となってもらおうという形で、ちょっと会費を取ってコンソーシアムの形で、そのセンターの運営に関連するようなことを考えていくようにするというわけです。

こういうことを始めましたのには2つの目的がございます。1つは、名古屋大学だけではちょっと支え切れないものを全国規模で支えてもらう。これは予算面、それから人的な面の両方でございます。それからもう一つは、全国的にやっぱりこういう法整備支援に関わるような試みを広めたい、関心を持ってもらうようにしたいというようなことがございました。

具体的なコンソーシアムの活動としてどういうものを掲げているかなのですが、それは次の6番目と7番目の図になります。

1つは、この6番目、7番目の今映し出しております1番でございますけれども、各大学に各国センターの学生を留学生として受け入れてもらうということで、将来その国を支える人材を更に多く育成できるようにしたいというふうに考えております。

それと、その次の2番目ですね、留学生向けの日本法教育手法の開発というのをちょっとセットにして考えておりまして、留学生向けの教育手法や教材開発を行うということをこれからやっていこうということをはじめているところであります。日本に來てからの留学生のみならず、今の日本法センターの現地においても、法学的な思考になじむための、より効果的な学習のできるような環境をつくる、そのための教材をつくるということを考えておりまして、この作業を今年度始めるということをやってきております。先ほど言いましたように、その各センターの使っている教材というの、既に10年以上経過しているということになっておりますので、そういう教材の改訂作業というのをやっているわけでございます。

それから、次の4のところにありますように、日本で次世代の法整備支援を担うような人材というのを、インターンとして各センターに受け入れるというようなことも試みておりまして、コンソーシアムに加盟していただいている、今、16大学でございますが、そこに門戸を開いて、今年度は一ツ橋大学から優秀な学生さんにインターンとして来てもらい、現地でインターンとして活動してもらうというような試みをいたしました。

さらにもう一つ、今年度力を入れましたのは、コンソーシアムの協賛会員の獲得、ということで、企業に加入してもらうということであります。持続可能な活動には何といても資金が必要でございますので、企業に協賛会員になってもらうということを考えたのですが、その会員になってもらうには、やっぱり企業側のメリットを考えざるを得ないというところ

がございまして、現在、中小企業を中心に関心を持ってくれるような企業を募っていますけれども、中小企業の場合、現地の法律家とか、あるいは比較的安価で信頼の置ける法律事務所をうまく探せないで、そのような法律家や法律事務所が現地で企業展開をするときに必要だ、というような話を聞いておりますので、そのあたりの人をつなぐというようなこととかをちょっとやりながら、企業の参加を呼びかけているということです。大学としては、もちろん利益重視というわけにはいかないのですが、会社側も社会的な責任というようなことを考えるようになってきておりますので、必ずしも利益だけではなくて、我々の活動に関心を持ちつつ、そういうことで協賛会員になってくれるというところがちょっとずつ出てきているというような話になってきております。

以上、教育面のお話をしたんですが、最後にちょっとだけ、時間がなくなりましたが、教育研究面のお話をいたします。

先ほどもカンボジアなどで必ずしもうまく支援が根づかないといったようなお話が出てまいりましたけれども、そもそも考えてみますと、支援対象国でなくとも、シンガポールなど考えますと、アジアでそもそも法の支配、あるいは立憲主義って何なんだろうというような問題がございます。

そこで、最後の図にありますような共同研究というのを来年度から行おうということで、ちょうど学術振興会から予算も得ましたので、やってみようということで考えております。ここでは拠点Aと拠点Bというふうに書いてあるんですが、Aはアジアである程度社会が安定し、発展したというような国家として3つ、日本、シンガポール、韓国というのを取り上げまして、それぞれの憲法体制、立憲主義のあり方を考える、それからその発展モデルを考えるということ、この3国の研究機関で共同してやってみようということを考えております。かつ、それと同時に、そういうそれぞれの発展モデルが新興地域にどのような寄与をすることができるのかというようなことを、新興地域の拠点Bの地域の学者を

巻き込みながら考えて、アジアにおける人権保障と法的安定性の強化のネットワークをつくっていかうということを考えているというのが、この我々のこれからやろうとしている共同研究の試みであります。

持続可能性という点からいたしますと、こういう共同研究というのに体制移行国の若い学者を巻き込むというようなことをしていくということが非常に必要なことではないかなというふうに思っております。その留学生を、こちらで育てて帰して、その後どうなっていくかということ考えた場合に、必ずしも本国に帰って彼らが働きやすい環境、あるいは研究しやすい、教育しやすい環境というのが整っているわけではありませんので、そういう面で彼らの研究力の強化というようなことを考えつつ、アジアにおける、日本のみならず、韓国、シンガポールといったような地域を巻き込みつつ協力関係を進めながら、新興国の支援というのを何らかの形で、研究面で進めていくことができればよいなというふうに考えている次第です。これに関連いたしますのは、多分、この共同研究を始めましたときに、ここにおいでの皆様方にも何らかの協力をお願いするというようなことが出てくるかと思いますが、ぜひそのときは何とぞよろしく願いいたします。

ということで、ちょっと走ってしまいましたが、CALEの活動報告と、ちょっと今後の展望を交えてお話しさせていただきました。どうもありがとうございました。(拍手)

○鈴木 國分様、どうもありがとうございました。

続きまして、外山様、お願いいたします。

○外山 ただいまご紹介いただきました、日本弁護士連合会国際交流委員会の外山と申します。

私の資料なんですけど、他の機関の資料と違いまして白黒ということで、大変みすばらしくて申し訳ないんですが代わり、その代わりと言ってはなんですけど、今日はちょっと派手目のネクタイを締めてきて、その代わりにさせていただけたらと思います。

本日の私のご報告なんですけど、この1年間の活動、それから今後の活動予定ということで、現在、当委員会が取り組んでいる具体的なプロジェクトとしま

しては、カンボジア、ベトナム、モンゴル、ミャンマーと、あと司法アクセスの強化をテーマとするマルチの本邦研修と、大体この5つぐらいございますので、それぞれについて少し説明させていただきたいと思います。

まずカンボジアなんですけれども、カンボジア、今日配布資料の中にもありますが、弁護士会としましては、2000年ごろからカンボジアに弁護士養成校を設立して、弁護士の養成をきちっとした形でやるというプロジェクトをやっておりましたが、それが2007年、2008年ぐらいまでで一段落をいたしました。その後しばらく、それほど目立った大きな支援はしていなかったんですけども、2016年10月の選挙で選任されました新しい弁護士会長と面談する機会がございまして、その際に、この間、弁護士会プロジェクトとはもちろん別で、JICA、ICDで民法・民訴法の起草支援をずっとやってこられて、それが法律になっているという状況の中で、弁護士としても、その実務上の運用がなかなか難しい面があるんだと、混乱があるんだというお話があり、もともと民法・民訴法は日本の知恵でつくったもので、もちろん日本法と全く同じではありませんけれども、母法と言ってもいいものがありますので、その似たような条文、あるいは法の仕組みを持っている日本の民法・民訴法はどんなふうに運用されているのか、そういうものを教えてもらえないかという、そういう話がございました。

我々としても、現地の一般の住民の方が遭遇する日常的な法律問題が弁護士の助力で適切に解決されていくということは、法の支配を社会に定着させるという意味では非常に重要なことであろうというふうに考えましたし、また、その当時、午前中のセッションでもちょっと問題になっていましたが、既にカンボジアで、やや反民主主義的な動きが起きている時期でもございまして、日弁連としては、そういう反民主的な動きがある、あるいは人権侵害が現に相当程度行われている国に対して支援していかうという、こういう課題が前々からございまして、それに対しましては、そういう支援を行うことが法の支

配を強めることにつながり、かつ、その現政権等が行っている人権侵害を助長しないのであればやるべきであると、こういう一応の整理をしているところなんですけれども、このように日常の住民が遭遇する法律問題に関する支援であれば、これは政権がどうだということとあまり関係のない支援だということで、助長にはならないだろうという、こういう判断もございました。

それから最後は、これは本当に、森嶋先生を初めとする先達の方々に本当にお礼を申し上げなければならぬわけですが、カンボジア民法・民訴法というのは、もちろんクメール語で書かれているわけですが、起草支援過程でその民法・民訴法の日本語訳だけでなく、民法・民訴法の日本語訳に付けられた様々な注釈でありますとか、あるいは以前に行われた様々なセミナーの資料でありますとか、そういう日本語の資料がたくさんございまして、それを利用させていただけるということで、これは現実にそういうものができるのではないかとということで始めさせていただいた次第です。

具体的には、2018年の1月に遺産分割、次、3月に離婚、そして昨年夏に民事執行ということで、今、3つのテーマで既に実施をしています。現地の弁護士に対して、大体いつも100名程度集まってくれておりまして、講師は日弁連の会員と、それからICDの教官にも一部担当していただき、あと現地の弁護士とも協働しながら行っています。最初の2回は、たしかインターネットの配信はしてなかったと思うのですが、なかったと思うんですが、昨年の8月に行われました民事執行につきましては、カンボジア弁護士会がフェイスブック上にページを持っておりまして、そこを通じての配信も実施されました。ちゃんと最初から最後まで見た人間の数が数えられているわけではないとは思いますが、1,000アクセスぐらいあったということで、途上国でもこういうインターネットを通じた配信というのが、それなりに効力があるのではないかなということも思いました。今後は、今年の3月に民事保全と、それから訴状の作成に関するセミナーを実

施する予定にしています。

次、ベトナムなんですけれども、ベトナムにつきましては、JICAのプロジェクトの一環としまして、2009年からベトナムの弁護士連合会に対する支援を行っておりまして、具体的には毎年1回の本邦研修というのを実施しています。今年度は弁護士倫理と、それから組織の改編ということテーマに先月実施したばかりであります。このテーマだけを見ると、弁護士会の運営の支援ということで、何回もやっているかのようなテーマに聞こえるかもしれないんですけども、今回、今までとちょっと変わってきたと思うのは、実施したのはここにありますように先月なんですけれども、それに遡ることか6か月以上前から、現地に赴任している専門家弁護士を通じまして、ベトナムの弁護士会側とかなり緊密な協議を行いました。テーマ選びとテーマで何をやるかということにつきまして。相手からもテーマに関連する詳細な質問事項が3か月ぐらい前までには出てくるということで、なかなかこれ、言うは易し行は難しということで、なかなかこういうことができることばかりではないので、これを元に講師にもこの質問事項を伝えまして設計・実施をしたということでもあります。

それから、続きましてモンゴルなんですけれども、モンゴルは一昨年11月にモンゴル弁護士会と、ちょっとモンゴルの場合は特殊でして、モンゴル法曹協会というのが法曹三者を含む強制加入の団体でありまして、モンゴル弁護士会はモンゴルの弁護士の多数が加盟している任意団体という位置付けになっておりますが、この三者との間での友好協定を締結いたしました。それ以前からこのモンゴル弁護士会との間で日弁連は関係がございまして、1年に1回、モンゴル弁護士側の費用で来日をしていただき、こちら側の講師の講師料とか、そういうものは日本側で負担するというスキームでの自主来日研修というのを行っておりました。今度は3月ですけども、証券取引所市場規制というものをテーマに自主来日研修を行う予定にしています。

それからもう一つ、この機会を捉えまして調停制

度に関するシンポジウムを行うことにしております。ご承知のように、JICAプロジェクトとして、過去、調停の支援プロジェクトをやっております、それによって調停法が成立してモンゴルでも調停が始まっています。ところが聞くところによりますと、これが随分、今、盛んになっているようでして、年間1万件以上の取り扱いがあると。これが人口比で言えば、日本で数えるところの40万件に当たるものになりまして、日本の調停がどうも司法統計によれば23万件程度ということからしますと、日本よりもよっぽど多いということで、ちょっとその実態を聞きたいということもあってシンポジウムを行います。皆さんのところに、ちょっと未定稿ですけども、ピラを、お手元にお配りしております。3月29日に行いますので、ぜひご参加いただけたらと思います。

それから次、ミャンマーなんです、ミャンマーはまだ弁護士会としては特に関係を持っておりませんので、先月、現地調査ミッションを行って、支援の可能性というものを少し探ってまいりました。ミャンマーの場合は、まだ強制加入の弁護士会というものはございませんで、なかなか弁護士に対する支援といっても、誰を相手にすればいいかということがなかなか難しい状態です。ただし、先方からは商取引や国際関係に関する弁護士教育をやってもらえないかというような要望がございまして、今、どこをカウンターパートにしたらいいのかということも含め、こちらで検討している状況にあります。

それから最後に、司法アクセス協会に関するマルチ本邦研修というのを昨年実施いたしまして、これはJICAさんからの委託で行ったものであります。6カ国から9名を招聘いたしまして、日本の司法アクセスに関する様々な施設の訪問や講義などを行いました。あと、もう二年度実施される予定というふうに伺っています。

ということで、非常に雑駁ですけども報告させていただきました。どうもありがとうございました。

(拍手)

○鈴木 ありがとうございます。

続きまして、澤田様、お願いいたします。

○澤田 ただいまご紹介をいただきました、独立行政法人国際協力機構JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループのグループ長をしております澤田でございます。今日はJICAを代表いたしまして、法整備支援分野における2018年度の活動及び2019年度の活動についてお話をさせていただきますと思います。

まず最初になりますが、JICAの事業実施に当たりまして、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、公正取引委員会、さらには関係の大学等の研究機関、研究者の方々に多大なご協力をいただいておりますことを、改めて御礼申し上げます。

まず最初に、2018年に実施いたしました案件ということで、簡単に状況をお話しさせていただきますと思います。この後、ICD、それからUNAFEIがお話しされますので、ちょっと中身としてダブってしまうところもあるかと思いますが、お許しいただければというふうに思います。

2018年度は、我々JICAは、皆様方のご協力を得まして、12カ国で16件の技術協力プロジェクト、個別専門家派遣、第三国研修、国別研修を実施いたしました。このうち、この図に載っている案件で、タイの第三国研修、それからモンゴルの競争法の技術協力プロジェクト、ネパールの技術協力プロジェクトについては、2018年が最終年ということで、いずれも終了いたしております。

せっかくの機会でございますので、若干、各プロジェクトの主な活動状況についてしお話をさせていただきますというふうに思いますけれども、ラオスにつきましては、冒頭の理事の前田のご挨拶でも触れさせていただきましたが、昨年、民法典が国会で可決をされるというような成果が出てきております。また、それ以外にもプロジェクトで労働法のハンドブックを作成するというようなこともしているというふうに承知をしております。また、民法という切り口で申し上げますと、2017年に制定をされましたネパールの民法が2018年8月17日に施行されておりますけれども、引き続き専門家の方

を中心に新民法の普及に向けた活動を実施しております。また、中国に関しましても、2017年10月に民法の総則が施行されておりますが、現在、引き続き民法分編の制定に向けた作業が進んでおります。

また、ちょっと民法と離れますが、中国につきましては、専利法の改正作業というものについてJICAで支援をさせていただいております。こちらについても順調に進展をしているものと承知しております。

続きまして、ミャンマーでございますけれども、ミャンマーにつきましては、プロジェクトで契約審査ガイドラインというものを策定しております。また、このほかに、現在、裁判官向けの知的財産権、それからビジネス関連紛争といった2つのテーマを取り扱った執務参考資料というものの作成を支援しております。

インドネシアでございますけれども、日本、それからインドネシアの知的財産権に関する裁判例を取りまとめた判決集を現在作成いたしまして、今後、インドネシアにおける裁判官の研修において活用する予定となっております。また、インドネシアの大きな課題でございます法的整合性の向上を目指した法制執務のガイドブックの作成という作業も行っているところでございます。

バングラデシュの国別研修に関しましては、調停制度の利用促進を図るということにフォーカスをいたしまして、調停人の育成という観点から、本年度、本邦研修を実施いたしました。

また、ベトナムにつきましては、2020年に向けて新しい活動として、民事法分野の法制度に関する調査研究、刑事訴訟法で定められております争訟原則に関する共通理解を形成するための法曹三者による共同活動といったものに取り組んでおります。

最後にカンボジアでございますが、こちらについてはいろいろ関係者の方にもご心配をおかけしているところではございますけれども、案件実施を促進すべく、1月に合同調整委員会を開催いたしまして、カンボジア側と率直な議論をしまいいりました。こ

の結果については、また機会を見てご報告させていただければと思います。

次に、課題別研修について、簡単に触れさせていただきたいと思っております。

現在、課題別研修につきましては、国連アジア極東犯罪防止研修所UNAFEI、日本弁護士連合会及び公正取引委員会のご協力をいただき、2018年は6コースを実施いたしました。

それから、2018年の動きといたしまして、新規のプロジェクトをご紹介しておきたいと思っております。いずれも純粋な意味の新規ではなくて、既存のプロジェクトの後継案件という形になりますけれども、ラオスとミャンマーで新たな技術協力プロジェクトが開始をされております。

簡単にそれぞれの概要をご紹介させていただきますと、ラオスの法の支配発展促進プロジェクトにつきましては、2018年7月から2023年6月までの5年間という期間で、ラオスの法・司法分野の中核人材が基本法令の法理論の研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善能力を身につけ、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに、持続的な活動実施体制を具体化し、法学教育、法曹等の養成の担当者が質の高い法律実務家を育成する能力を身につけるということを目的としてプロジェクトを開始しております。

一方、ミャンマーの法・司法制度整備支援プロジェクトにつきましては、2018年6月から2021年3月までの2年10か月間という期間で、ミャンマーの法・司法及び関係セクターにおいて、市場経済体制の確立及び外国投資の促進に資する法的インフラの整備を進めるための改善策が検討され、それらの法的事項に関する組織的・人的能力が向上されることを目的として、新たなプロジェクトを実施しております。

今日のこの連絡会のテーマがSDGsに向けてということですので、先ほどちょっと日弁連の外山先生からも既にご紹介をいただいておりますので、若干話を短くはいたしますが、日弁連と共同して司法アクセス強化の課題別研修を開始してござい

す。これSDGs 16の16.3にも記載をされており、Access to Justice というところの具体化に向けまして、日本の経験を共有して司法アクセスの重要性の理解及び自国における司法アクセスの向上に向けた制度の導入推進を図るということで研修を実施しております。まだ第1回目の研修ですので、これがどのような成果につながってくるのかということとは必ずしも見えてきませんが、参加した研修員からは非常に好意的な反応を得たというふうに承知をしております。

続きまして、長期研修について、若干ご報告をさせていただきますと思います。

JICAでは、中長期的な人材育成を図る観点から、長期研修、留学生受け入れということを従来より積極的に進めてきております。法整備支援の分野におきましても、これまでも無償資金協力の人材育成奨学計画と通じまして、主に修士課程を中心とする留学生を受け入れ、人材の育成を図ってまいりましたが、新たに長期研修、法制分野の中核人材育成コースというものを開始いたしまして、博士号取得を目指した研修員の受け入れを開始しております。本コースの実施に当たりましては、名古屋大学及び九州大学から多大なご協力をいただいております。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

人材育成に関しまして、もう一つ、JICAとしての動きをご紹介したいと思います。

JICAでは、従来からの取り組みに加えまして、新たに北岡理事長の主導のもと、JICA開発大学院連携というものを開始しております。これは開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見を学ぶ機会を留学生に提供するというものでございます。

このプログラムにおいては、それぞれの専門分野の教育・研究というものは当然のことですが行われますけれども、加えて共通プログラムとしての日本理解プログラムというものを設けることにしております。また、各大学においても、独自のプログラムとして、近代日本の開発経験に関する事業科目を追

加して開講いただくことをお願いしております。既に幾つかの大学にはこうしたプログラムを開講いただいております。そうした中では法整備支援のこれまでの取り組みといったようなことについてもご紹介をいただいております。こうした取り組みを通じ、広く行政間に法整備支援の意義及び法の支配の重要性というものを共有してまいりたいというふうに考えております。

次に、我々内部での取り組みを幾つかご紹介したいと思います。JICAでは、2018年5月に事業戦略「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」―ピースというふうに我々言っておりますけれども一を策定しております。これはJICAの、我々、独立行政法人でございますので、必ず中期計画というものを策定しておりますけれども、この中に記載をされております4つの開発協力の重点課題ごとに、SDGsの目標の実現にJICAとしてどのように事業を通じて貢献していくのかという方向性を明らかにしようとしたものでございます。

さらに、個別の案件だけではSDGsの目標達成への貢献は極めて限定的なものになってしまうことから、クラスターと呼ばれる共通の目標を有する案件の塊を単位として、案件の管理を進めていきたいということを現在考えております。2019年は、こうした取り組みを通じ、法整備支援というクラスターが、全体としてSDGsの目標達成にどのように貢献できるのかということ強く意識しながら、さらに個別の案件で取り組むべき課題を明らかにして案件管理を行っていくべく、引き続き議論を行っていきたいというふうに考えております。

また、皆様方もご承知のとおり、これまでの法整備支援の取り組み成果を広く発信することを目的として、「世界を変える日本式『法づくり』」を昨年6月に発刊いたしております。同書籍の出版に当たりましては、本日ご出席の皆様を含め、多くの関係者の方のご協力をいただきましたことを改めて御礼申し上げます。本書籍につきましては、新聞・雑誌の書評欄でも取り上げていただくことができ、法整備支援の広報の一助になったのではないかとこのように

に考えております。また、一般財団法人出版文化産業振興財団から、本書籍を英訳し出版したいのご提案もいただいております。今後は海外への発信も進めていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、2019年の取り組みについても簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

2019年につきましても、引き続きカンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、中華人民共和国、バングラデシュ、ネパール、ケニアといった国で現行案件の実施に取り組んでまいります。ベトナム、インドネシアにつきましては、現行プロジェクトが2020年をもって終了となりますので、その後を見据えた協力の方向性につきまして、関係機関のご意見も伺うとともに、相手国との意見交換を進めながら検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、2019年の新たな取り組みについて触れさせていただきます。

2018年度の要望調査において、法整備支援に関連する案件として5件の要望が提出をされております。ベトナム及びモンゴルの競争法の技術協力プロジェクト、ネパール個別専門家の後任でございませう。これらはいずれも現在実施中、又は過去に実施をした案件の後継案件という位置付けになります。さらに国別研修として、仏語圏アフリカ刑事司法及びスリランカから移行期の正義における司法人材育成能力強化という案件が要望されております。これら2つの研修の案件につきましては、刑事司法の分野における法の支配の強化、ひいてはSDGsの目標達成ということに貢献できる案件というふうに考えております。

JICAといたしましては、2019年は、より一層SDGsの目標達成に貢献することを意識しながら、法制度整備支援の実施に努めてまいりたいと思っております。

ご清聴いただきましてありがとうございました。

(拍手)

○鈴木 澤田様、ありがとうございました。

続きまして、瀬戸様、よろしくお願ひいたします。

○瀬戸 ただいまご紹介いただきました、国連アジア極東犯罪防止研修所の瀬戸と申します。

本日お話しする内容は、ここに書いたとおりでありまして、早速アジ研の説明をいたします。

アジ研とは、ここに書いてあるとおり、国連アジア極東犯罪防止研修所と言われるもので、その頭文字をとってUNAFEIと言っております。もともとは国連と日本国政府の協定に基づいて設立することとなったものでありまして、1962年から実際に活動を開始しております。当初は国連と日本国政府の共同運営ということでしたので、アジ研の所長は国連から派遣されておりました。その後、1970年に一部その内容を改定いたしまして、70年からは日本国政府が全面的に運営を行うということになっております。そのために、アジ研という組織はありますが、そこで運営に携わるのが法務省法務総合研究所の国際連合研修協力部ということになりますので、法務省の職員が全部アジ研の運営に携わっていると、そういうことになります。

国連との関係ですが、国連との協定に基づきできましたので、この建物の正面玄関のところに国連の旗を掲げることができているということになります。そして国連の犯罪防止分野での事務局がウィーンにあります国連薬物犯罪事務所でございますので、そこを中心とした国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関の一員として、国連の諸活動を支援しているということになります。その結果、後で述べますコンGRESS、それから国連犯罪防止刑事司法委員会であるコミッションにおいても、オブザーバーの立場で参加することができております。

アジ研の主な活動といたしましては、国連の犯罪防止・刑事司法分野の重要関心事項に配慮した研修を実施しておりまして、この研修はODA予算、JICAからのもの、それから法務省独自のものを用いて実施しております。

ここがPNIと呼ばれるUNODC、国連薬物犯罪事務所を中心とした関係機関のネットワークであります。

先ほど言いましたように、アジ研と国際連合研修協力部というものが実は同じであって、私はアジ研の所長であるとともに、法総研の部長という立場で活動しております。

実際のUNAFEIの研修内容ですけれども、大きく分けて研修は3つに分かれます。国際研修といひまして、全ての途上国を対象に年4回の研修をやっております。それから次に、特定の地域に限定した形ではありますが、特に東南アジアを対象とした地域研修を現在行っております。そのほか国別研修などを行っております。国別研修は、より個別の案件に特化した形で行っております。それぞれ、この括弧内で書いてあるものを対象に研修を行っております。

SDGsとの関係でいいますと、当然ながら国連、PNIの一機関になりますので、SDGsの推進を特に重視しております。これに関する広報を行ったほか、実際の研修においても、このSDGsを踏まえた形でテーマ設定をするということになっております。それから、これらの研修を通じて、日本と各国の刑事司法関係者の作りネットワーク作りを行っておりますので、この意味ではゴール17のグローバル・パートナーシップの実現にも寄与しているというところでございます。

主要な課題である4つの国際研修について申し上げますと、春には捜査・公判を担当する実務者を集めた研修、秋は矯正・保護を担当する実務者のセミナー、それから高官はこの春と秋の2つのテーマをそれぞれ隔年ごとに行っております。それから汚職防止研修というのがありまして、これは国連の腐敗防止条約の実施に関して、毎年同じテーマでやっております。ただ、この汚職防止研修の中で、それぞれもう少し個別のテーマを毎回設定しております。大体、世界中の途上国から各国1,2名、それから日本人も5,6名参加しますので、合計すると20名から最大では35名という例がありますけれども、そのぐらいの人間が集まって、ここアジ研において研修を行っているということになります。

今年度の研修のテーマは、ここに書いてあるとお

りでございます。春は薬物の不法取引の捜査・公判についての対応、それから秋は薬物使用者の処遇ということで、いずれもゴール16、あるいはゴール3ないし16というものをテーマにしておりますし、汚職研修は、これは腐敗防止が内容となっておりますのでゴール16.5。それから高官、これは現在やっている研修でございますけれども、不寛容犯罪の刑事司法的対応ということで、不寛容を動機とする犯罪、それから差別を動機とする犯罪というものを含みますので、ゴール5.1,5.2、それから10.2,16などを想定した研修の内容となっております。

ちなみに、今日レセプションがちょうど終わる頃に、現在スタディツアーで広島、京都に行っている研修生が帰ってくる頃になると思いますので、今回はアジアの研修生が多いですけれども、いろんな国から来ているというのを、もしかしたらちょっとご覧いただけるかもしれません。

それから来年度ですけれども、来年度は春に人身取引及び移民の密輸に関する研修、秋は女性・子供を被害者とする犯罪者の再犯防止の研修を行います。それから高官は、刑事司法の各段階を通じた犯再犯防止、円滑な社会復帰ということで、いずれもゴール16、それからゴール5などを内容とするものとなっております。

それから、先ほど申しましたように、アジ研は既に50年を超える歴史がございます。139カ国の人が研修に来ておりますし、日本人も含めまして5,800人以上の同窓生がいることとなります。国によって来る人数も違いますので濃淡はありますけれども、いい関係を築いていて、そのネットワークなどの維持も図っているところでございます。

それから最後になりますが、京都コンGRESSとの関係もお話したいと思います。

京都コンGRESSは、この来年の春に行われる5年に1回の刑事司法分野の国連最大の会議になります。もちろん、コンGRESSそのものについては、法務省、外務省が中心となってやるわけですけれども、

UNAFEIは、このコンgressにおいて4つ行われるワークショップの1つ、再犯防止に関するワークショップを企画・運営する予定になっております。もちろん、これもインクルーシブなものを対象とするので、ゴール16に関わるものとして、今、その準備を進めております。また、この京都コンgressの機会に同窓生を集めた同窓会を開催しまして、人的ネットワークの強化に努めたいと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。(拍手)
○鈴木 どうもありがとうございました。

続きまして、大阪会場の伊藤副部長、よろしくお願いたします。

○伊藤 大阪会場の国際協力部、伊藤でございます。ICDの活動報告については、こちら大阪から報告をさせていただきます。ICDの本拠地は昭島に移転してしまいましたが、私自身はここ大阪に帰ってきたなど、本拠地に、ホームグラウンドに戻ってきたなどという感じしております。今日、大阪には多くの方にご参加いただいております。大阪からも張り切って報告をさせていただきたいと思っております。

まず、東京を含めましてお集まりの皆様には、日ごろICDの活動に多大なるご支援、ご協力をいただきまして、改めまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

スライド2枚目でございますけれども、今回の法整備支援連絡会は、第20回という記念すべき回になっております。第1回は2000年、平成12年に開催しております、これはICDが設立されるよりも前のことですが、ICDの機関誌「ICD NEWS」もまだ創刊されていない時期のことです。そのため余り記録としては多く残っていないんですけれども、その当時、第1回の法整備支援連絡会にも、30ほどの機関から合計90名ほどの方々にご参加いただいているようです。

当時、法務省の特別顧問をしていただいております三ヶ月先生にもご参加いただいております、当時、三ヶ月先生は、このようなことをおっしゃっておられたようです。アジアに対する法整備支援が、民間のみならず、JICA、法務省においても本腰を入

れ始めたのは日本にとって大きな第一歩であるということや、また参加された感想として、このような盛大な法整備支援連絡会が開かれ、かつ各機関の発表内容の質が高いことに敬服した。本日のような熱意を持ってアジアに発信していけば、21世紀はアジアの世紀に近づくであろう、このような明るい希望を持つことができた、このような感想をお話されていたようでございます。今日も、毎年1回、このように多くの関係者の皆様にご参加いただいて法整備支援連絡会を開催できることに、心より御礼申し上げます。

さて、3枚目のスライド、これは本日何度も出ておりますので繰り返しません、SDGsのゴールとの関係でございます。こちらにはゴール16と17を挙げさせていただきましたが、既に本日話に出ておりますように、法整備支援は、これ以外のゴールにも関わってものと思っております。

スライド4枚目、こちら字が小さくて大変恐縮でございますが、別途お配りしておりますパンフレットの方もあわせてご覧ください。これまでの法整備支援の主な内容について、一覧していただけるものと思っております。

時間の関係もありますので、次のスライド、5枚目についてご説明をさせていただきます。

私どもICDの活動は、大きく分けるとJICAプロジェクトなどへの協力をさせていただくというものと、それ以外、ICDが独自に行うものと2つございます。JICAのプロジェクトに関しましては、先ほど澤田次長からもご説明をいただきましたので、詳しく繰り返すことはいたしません。

JICAのプロジェクトへの協力ということで申し上げますと、こちらに挙げましたように7つの国に関するプロジェクト、主なものでございますが、その中でも特にプロジェクト形式で行っているベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、こういったプロジェクトについて、本邦研修の実施、現地セミナー実施、専門家派遣などについて協力をさせていただいております。

ベトナムにつきましては、法令については数多く

つくられておりますけれども、その法令間の整合性に問題があったり、統一的な運用、実効性のある形での法律の適用といったことにまだまだ問題があると承知しております。そういったことを改善するための基盤整備の支援をテーマとした司法省を対象とする本邦研修などを行っております。

カンボジアにつきましては、先ほどご説明がありましたけれども、不動産登記法、訴状等の民事訴訟の書式例、そして判決書の公開、こういったことをテーマに現地で活動が行われております。今月、今年の2月ですね、カンボジアの皆さんが日本にいられて、本邦研修、このプロジェクトでの第1回の本邦研修を実施する予定になっております。

ラオスにつきましても、本日何度か話が出ております。これまで人材育成をテーマに支援をしてまいりました。本年度、2018年度もその人材育成の一環として、事実認定を向上させるということをテーマとした本邦研修を実施しております。

続きまして、6枚目のスライド、それ以外のICDによる最近の取り組みを、こちらの方で幾つか挙げさせていただいております。

東ティモールに関しましては、これまでも幾つか、調停法などを含めて幾つか起草支援をしてまいりましたが、現在は東ティモールの抱える大きな問題である土地に関する権利関係が不明確、それによって土地紛争が深刻化しているという問題に対する取り組みを行っております。土地関連法に関する整備ができるような共同研究といったものを行っております。

また、ウズベキスタンにつきましては、長年、本日大阪においていただいております名古屋大学の市橋先生が中心になって行政法の支援をしてこられました。この行政手続法、行政訴訟法が成立し、施行されておりますので、現在ではICDでもこの名古屋大学の皆さんと協力をして、この行政法に関する適切な解釈・適用ができるようにという支援を行っております。

また、ネパールでございます。ネパールに関しましては、ご承知かと思っておりますけれども、民事・刑事

の実体法、手続法が一体になっていたムルキ・アイン、これを解体して、新5法と言われているもの、民事・民事訴訟法、刑法・刑事訴訟法、それに量刑法を加えた5法が施行されております。民法については、JICAの法的支援アドバイザーが現地にいらっしゃいますけれども、ICDでも刑事分野について、逮捕状ですとか仮釈放、保護観察、そして量刑といったネパールにおいて新しく導入されている制度の適切な運用を支援する活動を行っております。

続きまして、スライド7枚目につきましては、我々の国際機関との連携等についてご紹介させていただいております。今年度、2018年度から、法務省からUNDPに職員を派遣しております。今日、東京会場に稲垣君という検事が出席していると思っておりますけれども、法務省から、職員を派遣するようになりました。そしてUNDP、それからワールドバンク、こちらの活動、シンポジウムに我々の方で参加をするということを行っております。スライドに出ておりますのは、UNDPで昨年11月に行われたセッションの11コマでございまして、テーマとしましては、裁判外紛争解決手続、ADRと司法アクセスをテーマとするセッションであり、これにつきましては、本日大阪にお越しいただいている名津井先生に大変ご協力いただきました。この後、一言コメントをいただきたいと思っております。

それと、最後に大阪での活動でございます。大阪でのICDの活動を引き続き行っております。6月に「法整備支援へのいざない」という若者向けの活動、それから本邦研修も一部大阪で実施しているものがございます。ミャンマー、それから今月、インドネシアの研修を一部大阪で、関西で行う予定にしております。

それから、右下の写真にありますように、アジア・太平洋会社法実務研究会という会を大阪ベースで行っております。今年度はこの成果物、本の出版に至っております。

また、関西の大学とも連携をさせていただいております。大阪大学の「法と開発」という講義で講義をさせていただいたり、神戸大学においてはアジア

からの留学生をICD昭島で受け入れて業務説明等をさせていただきました。本日、大阪の会場にもこの留学生の方、何人か来ていただいております。こういった連携を行っております。引き続きICDの活動へのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、名津井先生、申し訳ありませんが、一言コメントをいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○名津井 はい、大阪大学の名津井です。

先ほど伊藤副部長からご紹介いただきましたように、昨年11月、UNDP、そしてワールドバンク、先ほどご紹介のありました裁判外紛争解決手続と司法アクセスに対するセッションを行うようにということで、一応やってまいりました。ただ、ここで紹介いただいている写真ですけれども、もともとのミッションとしては、ワールドバンクがメインで、UNDPは（プレゼンテーションの）練習という位置づけだったんですけれども、絵面が恐らくこちらの方がうまくいっている感があったのか、それでこちらで対応されたものと思います。ワールドバンクの方がうまくいかなかったというわけではなくて、ちょっと一緒にセッションさせていただいた高梨教官さんと私の距離がかなり離れてしまっておりますので、ワールドバンクでは。そういったことからこちらが選ばれたのだらうと思います。

最初お話しいただいたときには、法務省、あるいはJICA、つまり日本の法整備支援がADRを通じて司法アクセスに大きく貢献しているのだということをお題でありましたので、最初わかったつもりでおったんですけれども、よくよく考えてみると、裁判外紛争解決手続と司法アクセスということで、何か2つの概念、水と油のような感じもありまして、どうしたものかと思っておったわけですが、日本が行ってきた法整備支援の中で、裁判外紛争解決手続、これによる法整備支援といいますと、例えばモンゴルにおける調停の法制度の整備支援が非常に成功例として知られております。ですから、それは裁判所付設型の調停でありますので、裁判所に行って調停を行うと。そういう

意味では司法アクセス、裁判所へのアクセスとADRというのがうまくつながるといことであります。

また、当時、一緒にセッションさせていただいた高梨さんですけれども、現在、バングラデシュで同様に裁判所付設型の調停についての支援に取り組んでおられるということですので、今回いただいたお題にとってみれば最適だということで、モンゴルと、それからバングラデシュの話を中心に当日はセッションさせていただいたということでございます。

簡単に、以上です。

○高木 名津井先生、ありがとうございました。

大阪からは以上でございます。

○鈴木 どうもありがとうございました。

報告者の皆様、どうもありがとうございました。

各報告者に対する質問がおありの場合は、次の部のパネルディスカッションの際にあわせて質問、コメントなどをお願いいたします。

これで第3部を終わりにいたしまして、ここで20分間休憩をとりたいと思います。

(休憩)

○鈴木 これより、日本の法整備支援の目的・役割は何かをテーマに、パネルディスカッションを行います。

第3部で活動報告をしていただいた皆様にもご登壇いただきます。ご来場の皆様との質疑応答の時間も設けますので、先ほどの活動報告についてもあわせてご質問ください。

パネリストとモデレーターを紹介いたします。

パネリストは、先ほど活動報告をしていただきました國分典子様、外山太士様、澤田寛之様、瀬戸毅様、以上のほか、外務省国際局地球規模課題総括課の村上裕公様、法務省大臣官房国際課の福島崇之様、以上がパネリストの皆様です。

モデレーターは、法務省法務総合研究所国際協力部部長の森永太郎が務めます。

パネリストの皆様のご経歴については、配布しま

した資料をご参照ください。

それでは、森永部長、よろしくお願いいたします。

○森永 了解しました。

改めまして、本日は皆様、まさに遠路はるばるという形容が成り立つところですが、本当はお足下の悪い中と言おうかと思ったんですけれども、どうも天気の方は大丈夫だったようで安心しております。

パネルディスカッション、先ほど活動報告等で登壇いただいた方々、それから新たに外務省の村上様と、それから法務省の大臣官房国際課の福島課付に登壇していただきましたので、ちょっと先立ちまして、ごく簡単にお二方、自己紹介をしていただければと思いますので、まず村上さんからお願いいたします。

○村上 ありがとうございます。外務省地球規模課題総括課から参りました村上と申します。

地球規模課題総括課の課員は3つの職責を背負っておりまして、1つは分野別、当課では教育ですとか水衛生、ジェンダー、そういったセクターに関するイシューを見るのと同時に、その中に法制度整備支援も入っておりまして、私自身それを担当するという所掌でございます。それと同時にもう一つの被っている帽子が、国連機関の担当者というのもございます。私自身は今日も来場しておりますUNDP国連開発計画を担当しているということでございます。3番目の帽子、役割としましては、政府全体としてSDGs推進本部というのを総理がチェアマンという形で立ち上げて、このセクリタリアットワークを地球規模課題総括課の方で行っているということでございます。法制度整備支援の専門家の皆さんの前でお話しさせていただくのは非常に光栄ですし、今まで有意義なディスカッションを拝聴させていただきまして、非常に勉強になったなというところですので、何らかの形で貢献できればというふうに考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○森永 はい、どうもありがとうございます。

それでは、福島課付、お願いします。

○福島 法務省大臣官房国際課付の福島と申します。よろしくお願いいたします。

法務省の大臣官房国際課というのは、昨年4月に新たに設置された部署でございます。法務省の国際関係事務につきまして、基本的、総合的な政策の立案や総合調整などを行う部署ということにされております。

法務大臣官房国際課では、今、法務省は、法の支配等の普遍的価値を国際的に浸透させることなどを目的とします司法外交というのを推進しております。そのための部署として現在活動しているところでございます。私自身は、法務総合研究所の国際関係事務に関する国際事務というのに従事しておりますので、その関係で法制度整備支援というのにも関与させていただいているところでございます。

本日は、識見・経験共に非常に豊富な皆様の前で、こうしたところでお話をさせていただくのは大変僥越でございます。光栄なことでもございますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○森永 はい、どうもありがとうございました。

それでは本題に入りたいと思いますけれども、午前中から議論が続いておりますけれども、今回の、本日の法整備支援連絡会のテーマ、大きなテーマがSDGsと法整備支援、あるいは法制度整備支援ということになっておりまして、このパネルディスカッションでは、そのコンテキストで日本の法整備支援の目的・役割は一体どういうものだろうかというようなことを改めて問い直してみようというのが、このパネルディスカッションの趣旨であります。

日本の法制度整備支援と申しますのは、もちろんUNAFEIの活動も、これも広い意味での法制度整備支援だということになれば、1962年から続いているということになりますし、それからこの法整備支援、あるいは法制度整備支援といった用語が意識的に使われるようになってからは、それは1992年にベトナムからの要望に応じて、まさに本日もお見えになっていらっしゃる森嶋昭夫先生が1993年から支援を始められた、そして94

年から法務省が関わらせていただいている、それから96年にJICAプロジェクトとして始まったというような、一番最初の頃のこの頃から始めまして、もうかなりの年数がたっておるわけですし、一方、国連のこの開発目標に関しては、このSDGsのいわば前身と申しますMDGsがありました。そしてその後、ご案内のとおり2015年からは、今度はサステナブル・ディベロップメント・ゴールズという形でSDGsという形の目標設定が行われました。

そうしますと、私どもも含めまして、これまであまり、特にMDGsに関しましては、その文面上、法の支配といったようなことが正面から取り上げられることはなかったのに対して、SDGsに対しては、皆さん私よりもご承知だと思いますけれども、ゴール16の中に、特に16.3のところにも明確にこの法の支配といったことがうたわれて、法の支配と司法アクセスということがうたわれるということになったことになりまして、今まであまりこういった開発目標というものを、もちろん非常に意識して支援をしてこられた機関もございましょうし、それから一応そういうこともあるんですけども、それとはあまり連結を意識しないまま法整備支援を行ってきた機関というのものもあるということになると思います。しかし、2015年にこのSDGsの中に法の支配、司法アクセスといったことが明示されたことによりまして、やはりどの機関もこれにアラインしていくというような方向性が、緩やかな方向性ができてきているのではないかとこのように考えられるわけでありまして。

そこで、もちろん、これまで意識的にこのSDGsを正面から目標として、新たに法整備支援を立ち上げるということも考えられると思いますけれども、多くの機関はそれまでもいろんな活動をやってきたわけでありまして、そこにある意味でロードマップとしてSDGsの、特に16が飛び込んできたといえますか、でき上がったといえますか、こういった経緯になるわけですので、それぞれの機関、意識的にか、無意識的にか、それは別といたしまし

て、SDGsの達成という方向性に資する、あるいはそれを促進するような形での活動というものがどういうふうに展開されるのかということ、各機関のご意見をお伺いしたいというのが大まかな趣旨でございます。

そして、今回はこのパネルディスカッション、時間の関係もございまして、質問を3つに絞らせていただきます。この3つの私の方からご質問を申し上げて、それぞれあらかじめ申し合わせをお願いしておりますパネリストにお答えいただいて、後に皆さんとのディスカッションに移りたいというふうに考えております。

あらかじめ申し上げますと、最初のご質問は、各機関の活動を実施されていく中で、このSDGsの達成に向けて、何か、どのようなインパクトを与えることを企図して活動しておられるか。何らかのインパクトを与えるということを企図して、意図して活動されているかということと、それからもう一つ、これはちょっと厄介な話なんですけれども、それをやったとして、その結果について、それをどうやって評価あるいは検証していくのかと。そういったことについて何か、確固たるものがなくても結構でございます、何かのアイデアをお持ちなのかということ、まず最初にお聞きしたいと思います。

それから、第2の質問といたしまして、このSDGsの関連において、各機関が想定されている、あるいはそういうふうに考えられているという法整備支援の目的、SDGsの関連における法整備支援の目的と関連というのは、目的・役割というのはい体どういうものなのかということ、どういうふうに捉えておられるのかということ、それぞれご意見をいただきたいというふうに思っております。

そして、最後の第3番目の質問としましては、そういったことを踏まえて、これから我が国の、日本の法整備支援というのはどういう姿を見せるべきなのか、どうあるべきなのかと。具体的には、例えば関係各機関との連携も含めて、具体的に何を、どういうところに重点を置いて実施していくべきなのかと。いずれも茫漠として、なかなかすばつとした答

えの出るようなご質問ではないんですけれども、こういったことについての若干のご意見をいただきたいということにいたしたいと思います。

そこで、早速でございますけれども、まず質問1、もう一度繰り返しますと、各機関で活動を実施する上で、SDGsの達成に向けてどのようなインパクトを与えることを企図して活動しておられるかと。それからまた、その結果について今後どのように検証することを予定されておられるのかという観点から、まず、トップバッターで大変恐れ入りますが、外務省の村上様に、外務省における取り組み、それから日本のSDGsモデル、それから外に向けての貢献という形で、若干お話をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○村上 はい、どうもありがとうございます。きちっとした形でどれだけお答えできるか、若干、いささか不安な点はありますけれども、私は、ちょっとパワーポイント、駆け足な形ではありますけれども、当課がSDGs推進本部のセクレタリアットワークをしているということを先ほど付言させていただきましたので、その観点を中心に、日本としてSDGsにどういうふうに取り組んでいるか、取り組もうとしているか。もう既に皆さんご案内のところがあって、若干、詳しい方にとってはリダンダントになってしまうかもしれませんが、そこをおつき合いいただきつつ、今年は一体、我が国のSDGs推進にとってはどういう年なのかということをご理解いただければなというふうに思っ、こちらの、少し手短ではありますが、報告をさせていただきたいと思います。

何度も繰り返しになりますが、2015年の9月、国連サミットで全会一致で採択されましたSDGs、持続可能な開発目標、サミットレベルで合意されたということですので、国連の場で我々が決めたということに実はなるかと思っ。時々、私も小学生の皆さんとかにSDGsについてお話しさせていただく機会があるんですけれども、何か決められたものなのというような質問があっ、その際に、決められたんだけど、実はその意識決定に我々

も関わっていることになっていきますよという説明は必ずするようにしております。MDGsがご案内のとおり途上国向けの開発を実現するという目標設定だったものに比べて、今回は普遍性、全ての国が行動することを伴うと。その包摂性、誰一人取り残さないように、そういう社会を形成すると。また、ガバメントだけではなくて、全てのステークホルダーが役割を果たすと。それについて、さまざまな問題について、社会、経済、環境に統合的に取り組むという統合性も一つの重要なポイントでもありますし、何よりも実はその透明性、定期的なフォローアップというのが、実はもう一つの工夫、肝のポイントでもございます。

政府がどのような取り組みをしてきたかということ、ちょっとおさらいしたいと思います。2016年5月にSDGs推進本部というものが総理が本部長となって設置されまして、これ全閣僚が参画しておりますので、外務大臣もそうですし、もちろん法務大臣も参加しているということでございます。その会議に知的なインプットを行う組織としてSDGs推進円卓会議というのが設置されておりまして、実は、もうご都合で退室されましたが、近藤駐日代表もこの円卓会議の一員でございます。直近のこの推進本部は、昨年暮れ、2018年12月に開催されまして、SDGsアクションプラン2019というのが決定され、第2回ジャパンSDGsアワードの、これ実はSDGsアワード、ご存じの方とご存じない方いらっしゃると思うのですが、民間企業、それから自治体、学校、いろんな団体の中で、SDGsの推進・実施に貢献しているという団体を選んでいただいて、総理、閣僚が表彰するというスキームでございます。

12月に策定されたアクションプラン2019のポイント、これちょっと非常に字が細かくて、一つ一つ見ていくのは困難なので、ポイントだけお話しさせていただきますと、誰一人取り残さない社会を実現するために、一人一人の保護、能力強化に焦点を当てた人間の安全保障の理念に基づいて、世界の国づくりと人づくりに貢献していく。これ、もちろ

ん日本の国の中のことも含んでいるということでございます。その中では三本柱を中核とした日本のSDGsモデルに基づいて、実施指針に総力を挙げて取り組むというふうに明記されています。その三本柱というのは色のついている3つのポイントです。

1つはSDGsと連動するSociety 5.0の推進、あれていきますと科学技術を活用し、イノベティブな形で民間の活力を取り込んでSDGsを推進するというのが1つ目の柱。

2つ目の柱は、SDGsというのは中央政府のものということではなく、実は取り組み自体は地方ですとか、コミュニティレベルに落とし込まないといけない話なので、SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりというのが2番目の柱でございます。

3番目は、今度はより多様なアクターを取り込むという観点もございまして、SDGsの担い手として、次世代、ユースですね、それから場合によってはお年を召した方の知見を活用するといったことございましょう。それから女性のエンパワーメントに取り組むということが明記されているということです。こういった日本らしいモデルというものをできるだけ明確にし、これを東南アジア、あるいはアフリカといった国、国際社会に展開していくというのが今回の改定版のアクションプランの肝でございます。

時間の関係もありますので、1枚飛ばさせていただきますまして、SDGs実施指針というものがございまして、これは17のゴールを日本の国内取り組み向けに、もう一度再配分、もう一度クラスタリングしたんですね。それを8つに分けたということでございます。実はその8つのクラスタリングの中の7番目、一番端になりますが、ここに平和と安全・安心社会の実現というクラスターがございまして。まさにこの主要な中核を担うべきアクターが法務省でもありますし、それから皆様の活動というふうに位置付けられると思います。

これは先ほど簡単に触れさせていただいたジャパンSDGsアワードですね、政府として様々なアク

ターの取り組みをよりエンカレッジしていくという意味においては、いろんな団体が頑張っているところを、やはりもっと盛り立てていくという施策が必要という観点からこのような取り組みを行っておりまして、先般の12月に第2回、その1年前に第1回が創設されたという経緯でございます。

本日の一番ちょっと皆さんにお伝えしたかったのはここでございます、最後のスライドになるんですけれども、国内的にはアクションプラン2019に基づいて、より日本のSDGsモデルというものは何なのかということをどんどん拡充していくというのが国内的な努力目標でございます。

その一方で、実は今年、ご案内のとおりG20大阪サミットがございまして。ここは我々のSDGsの取り組みを国際社会に打っていくポイント。7月には国連ハイレベル政治フォーラム、これは閣僚級ですけれども、SDGsの取り組みを、一番最初に言った定期的にレビューするメカニズムの中で、閣僚レベルでこういうふうに日本は頑張ってますと報告するタイミングでございます。TICAD7、アフリカ開発会議が8月には横浜で行われ、9月、これは通常、毎年行っている国連総会の時期に、実は今回、特殊なものとしてサミットレベルでSDGsの進捗状況を確認するというサミット級の別のハイレベルポリティカルフォーラムが開催されるということでございます。ですので、外務省としては、ここでも日本のSDGsモデルをもう一度強く訴えていくというふうな形で、今、まさに準備をしようとしているところでございます。これが今年の、ある意味ベンチマークといたしますか、その目指すターニングポイントになるイベントでございますけれども、この後にも2020年には東京オリンピック・パラリンピックがございまして、ここで海外からいろんなお客様もいらっしゃるんで、日本はこういうふうにSDGsを頑張っているというのを、その一般の方に見せるポイントでもあります。プラス、まさに皆さんが主体的にお話しして下さっている京都コンGRESS、ここはまさに安心・安全な社会について、セクターの観点から、日本としてSDGsをこう頑

張ってますと、売れるオケージョンになるということでございますので、非常に外務省としても重要視をしているということです。2025年には、また大阪、関西万博が開催すると。これの選挙戦に際しては、SDGs万博というキャッチフレーズで選挙戦を行ったという記事もございますので、ここでもう一度、一般の方々に日本のSDGsの取り組みを行っていかうというふうに企図しているところでございます。

このような形で日本のSDGsモデルを確立しながら、海外、国際社会に対して、非常にアピールしていくきっかけになる年というふうに今年は位置付けられているということでございます。

ありがとうございます。

○森永 はい、ありがとうございました。日本モデルを推進していく過程で、それも対外へ発信して参考にしてもらいたいという、大まかに言えばそういうことでございますね。はい、ありがとうございます。

それでは次に、福島課付に、法務省、特に福島課付の属しておられる大臣官房国際課の視点からの、決意表明とは言いませんけれども、何をやっておられるかということをご紹介していただきたいと思えます。

○福島 ありがとうございます。今、村上様の方からSDGsについての全体的な枠組み等についてご説明があったかと思いますが、この枠組みの中で、法務省におきましても、SDGsの理念であります誰一人取り残さない社会というものを実現するために、様々な施策に取り組んでおります。ただし、これらの施策につきましては、SDGsが採択された後に新たに始めたというよりも、それまで法務省が行っていた施策について、それぞれSDGsのどういったゴールの達成に貢献できるものかというのを検討して構成したと言うほうが正しいかもしれません。そういったもの、SDGsを明確に意識した上で、法務省としましては、今現在いろんな課題に取り組んでいるところでございます。

具体的には再犯防止といたり、あるいは人権問

題といたしました主に国内的な問題、国内的な施策もでございますけれども、国際的な施策としまして、先ほど瀬戸所長の方からご報告のありましたUNAFEIで行っている研修やセミナー、あるいは開発途上国に対する法制度整備支援といった国際協力もSDGsに資するものということで、重点的に取り組んでいるというところでございますし、また、先ほど、瀬戸所長やブース氏からお話のありました2020年4月に京都で開催します国連犯罪防止刑事司法会議、通称京都コンGRESSと呼んでおりますけれども、そのコンGRESSの準備活動及びその開催に向けた取り組みというのも行っております。

まず、このUNAFEIが行っている研修・セミナー、そして開発途上国に対する法制度整備支援、便宜上、総称しまして法制度整備支援ということで呼んでお話しさせていただきたいと思えますけれども、これにつきましては、SDGsを達成する、特にゴール16を達成する上で非常に重要な取り組みというふうに考えております。そのことにつきましては、先ほど村上様からご説明のありましたSDGs推進本部が策定しましたSDGsアクションプラン2019の中に、優先課題8分野、先ほど説明がありましたが、そのうちの7番目、平和と安全・安心社会の実現という項目がございます。その中で、その一分野としまして、先ほど申し上げた法制度整備支援、UNAFEIが行っている研修・セミナー、及び開発途上国に対する法制度整備支援というものが明確に記載されているところでございます。

ちなみに、SDGsアクションプランにつきましては、昨年、拡大版SDGsアクションプラン2018というのが策定されておりますが、開発途上国に対する法制度整備支援につきましては、当然のことながら国際協力の一つ、法の支配の促進に関する国際協力の一つとして含まれているものと理解されているところですが、明確に記載されたというのはSDGsアクションプラン2019からでございます。こういった点からも、法制度整備支援が非常に重要な取り組み、施策であるということが明らかになっているかと考えております。

また、質問の後段の点でございますが、SDGs達成に向け、どのような検証を予定しているかという点でございますが、これはブース氏の講演にもありましたとおり、その評価・検証というのをどうやってやるかというのは一つの課題であると思えますし、UNDPの近藤所長もおっしゃられたように、その評価方法、どうやって評価するか、そして自分からその達成状況についてどうやって発信していくかというのが、非常にゴール16に関しては難しいというお話もありましたけれども、その例の一つとしまして、先ほど申し上げました2020年4月の京都コンGRESSというのには、SDGsの達成状況を確認・発信する上で非常によい機会ではないかというふうに考えております。

京都コンGRESSの全体テーマ、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止・刑事司法及び法の支配の推進ということでございまして、まさにSDGsがこの全体テーマとして取り込まれているということでございます。したがって、この京都コンGRESSにおきまして、刑事司法や犯罪防止の分野に関して、SDGsの達成状況、2015年から2020年までの達成状況について、それぞれ確認、報告、発信等が行われまして、そして目標年である2030年、あるいはその次回のコンGRESSであります2025年に向けた方針が議論されます。

さらにコンGRESSでは、その全体会議、そういった点を議論する全体会議に加えまして、各政府機関、各国の政府やNGOなどの団体等が、サイドイベントということでそれぞれSDGsのこれまでの取り組み状況について報告や発信が行われる予定でございますし、さらに民間企業も含めまして展示、エキシビションなども行われる予定でありまして、そういった点からもこれまでの民間企業も含めたSDGsの達成状況、そして今後どうやってこの目標を達成していくかという点につきまして、広く発信が行われるものにしたということを考えております。

このように法務省としましては、SDGsを強く明確に意識しまして、それぞれ取り組みを行っているところでございまして、それが端的に現れている

ものとしましては、法務省におきまして、国連の承認を昨年の9月に得まして、SDGsのロゴマークを制作しております。法務省のホームページをご覧いただければ見ることができますけれども、ミニストーリー・オブ・ジャスティスのオブの部分のOの文字をSDGsの17のゴールを表現したカラーホイールに置きかえたロゴマークを作成して、これを広く使用しているところでございます。

また、京都コンGRESSにつきましても、それとは別にロゴマークを制作しております、この京都コンGRESSのロゴマーク、2020年という記載がありますが、その2020の最初のゼロが、やはり同じようにSDGsのカラーホイールを取り入れられたコンGRESSのマークを作成しているところでございます。

このように法務省としましては、SDGs達成に向けて様々な取り組みを行っているところでございまして、法制度整備支援につきましても、そのゴール16などを達成する上で非常に重要な取り組みと考えているところでございます。

以上でございます。

○森永 はい、ありがとうございます。

それでは、次にCALEの國分センター長にお話を伺いたいですけれども、CALEのご活動については私もよく存じ上げておりまして、ベトナムや、それからウズベキスタン、カンボジア、ラオス、そういったところの、ほかにもあるんですけれども、日本法教育研究センターの方へしょっちゅうお邪魔して、私自身もちょっと講義をしたようなこともあるんですけれども、非常に大きな成果を上げておられまして、その法教育の広がりが、このSDGsに資さないわけがないんですけれども、そのあたりの、それをコントロールされている國分先生のご感想の、今、どういうインパクトが与えられるというふうにお考えになっているか。

それから、國分先生の方からは、あらかじめ伺っているところでは、検証に関して若干の、ある程度の検証が可能なのではないかというお話も伺っておりますので、そのあたりを少しお願いいたしま

す。

○國分 森永部長，お褒めいただきありがとうございます。皆様のご協力を得て何とか成り立っているという感じで，私が何かをしているわけでは全然ないんですけども，さっき言っていただきましたように，我々の活動自体は，SDGsに当てはまった持続的な活動であるというふうに私どもも認識しております。先ほども申しましたけれども，将来的には，もう現地に任せて法学系教育をやってもらえるようにもっていくというのが私たちの目標ということになります。法整備，今日もその法典をつくるというだけではなくて，その後どうするかということが問題だという話が何度か出ていたかと思いますが，私たちはそれを教育，人をつくるということで，その支援ができるんじゃないかというふうに思っています。

私たちの活動の中で，ちょっとこういう意味で，インパクトと言えるかどうかわかりませんが，メリットがあるんじゃないかなと思うのは，私たちが対象としている国々，先ほど言いました日本法教育研究センターというのは，各地の大学に置いているんですが，そこで学んでいる子たちというのは，大学で学ぶだけでも卒業できるんですけども，余分に我々のセンターでも勉強してくれているという人たちなんです。それで，そもそもその大学，これも国によって違いますけれども，国によっては大学に入ること自体はお金があればできるとか，成績もお金で買えるというような大学もあるわけです。

そのような中で，それでもわざわざ彼らの一部，かなり，1年生のときには20人から25人ぐらい各センターに入ってきて，だんだん最後まで残れなくて，最後は5人ぐらいになっちゃうということもあるんですけども，5人から10人ぐらいに減ってしまいますけれども，それでも彼らが頑張って勉強するというのは，ある意味で一人も取り残さない話か，振り落としているのかという問題はありますが，少なくともお金で振り落とさないという，要するに頑張ったら道が開けるんだよという，道を開くということに意味もあるし，それで頑張ってく

れている人たちがいるんじゃないかなというふうに認識をしております。

そういう人たちがそのセンターを卒業すると。それで日本に留学したり，あるいは現地で，ベトナムとかは比較的現地の法律家として事務所に入って，パラリーガルになってみたいなのもできるというようなことでありますので，そういう道が開けていくということで，具体的に人がある程度検証可能な形で出てきているというようなことは言えるかなと思いますし，さらにはその日本にやってきたような人たちが，そこから勉強を続けて現地に戻って，さらにその実務家として，あるいは現状で日本法センターの教育をしているところ，4つあると申しましたけれども，その4つの大学それぞれ1人ずつぐらいは就職ができた人たちが出てきているというような状況がありますので，その意味では，ある意味，何人，どれぐらい，ある程度支援が，成功と言えるかどうかわかりませんが，ある程度のことはできているかなというところは検証できるというふうになっているかなと認識しております。ということでございます。

○森永 ありがとうございます。

それでは，時間の関係もありますので，さらっと次の質問に行ってしまいたいと思うんですけども，実はこの質問2は結構ややこしい質問でございまして，SDGsの関連において，法整備支援の目的・役割は何かということなんですけれども，これは第2部のところで，ニコラス・ブースさんが，まず開発支援の潮流と法整備支援という形でご講演をいただきました後に，松尾先生とトークセッションを展開していただいたわけですが，そこで幾つか強調されたといえますか，特に重点的にお話のあった部分があったかと思います。お二方とも強調しておられましたのが，このノーワンレフトビハインド，その包摂的なのところを今後どういうふうに，恐らくお二方とも意識の中に，今までのリーガル・テクニカル・アシスタンスというのは，このところを余り意識していなかったんじゃないかという問題意識が若干おありになるのかなということ

になります。

それから、これは、実はここからは私、個人的なことを申しますけれども、我々 ICD,あるいは法務省が行っておりましたこれまでの法整備支援といえますのは、やはりどうしても官対官の支援が中心になっておりまして、もちろんそれはそれで非常に大事なことでありまして、それ自体が非常に大きな仕事ではあるんですけども、やはり官の性質上、一般市民、国民向けのものというのは、何となく苦手だったというような部分があるのではないかと感じております。そういった件に関しましては、逆にむしろ、私は昔からこれ申し上げているんですけども、この部分は日弁連さんの方が全然強いわけでございまして、それは職業柄そういうことになるのかもしれませんが、この包摂的なのというような点に関しまして、何かご意見がございましたらということ。

それから、ほかに、このニコラス・ブースさんと松尾先生の対話をお聞きになって、お気づきになりましたこと、あるいはそれに対するコメントなどございましたら、まず日弁連の外山先生からお話しいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○外山 ありがとうございます。

今、森永部長の方からお話ありましたように、弁護士という仕事は、この法の支配を実際に市民に届ける、実際に市民が法を使えるようにするという意味で非常に大事な役割を担っています。ですので、これは反省を込めて申し上げるんですけども、我々の支援ももっとそこに意識を持って行わなければならないんだなということが、実は今日、ブースさんと松尾先生のお話を伺いながら気付いているような次第でして、したがって森永部長が言われるように、そこはもっとおまえら、やっとなきゃいけなかつたろうというふうに、むしろ今言われているんだなと気付いている次第です。

ただ、そもそも論としまして、やはり弁護士、弁護士会に対する支援自体が、このSDGsで言うところのインクルーシブネスに比較的直結するものではないかなというふうに考えています。ですので、

もちろん弁護士、弁護士会に対する支援の中でも、できる限りこの法律、あるいは法サービスが市民に隅々、国の隅々まで届くような側面というのになるべく重点を置くようにはしてきました。それは例えば日本で言えば、司法過疎でありますとか法律扶助といったものが日本の国内で問題になっておりますけれども、当然それは途上国でも問題になっていることでありまして、例えば司法過疎ということについて申し上げれば、カンボジアでも弁護士の7割8割がプノンペンに集中している。ベトナムでも多分似たような状況でありまして、7割8割、あるいはもっとかもしれませんけれども、ハノイとホーチミンに集中しているという状況にございまして、やはりそれ以外の地域に行き、どれだけ弁護士へのアクセスを確保していくかということは意識をしながら活動をしてきております。

ただし、なかなかそこが難しいのが、弁護士という職業は、給料とかパブリックファンドで食べているわけではないので、いわゆる一企業として、一人の企業として、顧客からフィーをもらいながら、その中で自立していかなきゃいけないという部分があります。そうしますと、弁護士が弁護士としてそういう顧客である市民から信頼を得ていなければならないということ、それから弁護士会もそういう弁護士を取りまとめるものとして信頼を得て、安定的に運営していかなければならないという部分のございまして、それは先ほどの一人一人の市民にサービスを届けるという側面と両方、車の両輪だと思っています。やはり弁護士が弁護士として、簡単に言うと食べていけない、あるいは弁護士会も自立してやっていけないという状況では、市民に弁護士を通じてサービスを届けるということもできないわけですので、その両方が成り立つようにということは今までも、SDGsがあったわけではないんですけども意識しておりまして、そういった面から弁護士会がきちとした倫理を弁護士にやらせる、弁護士に対して研修を実施するといったようなこと、あるいはその先に、できれば弁護士会自身として、人権活動も含め、あるいは司法過疎問題も含めた弁護士

会としての活動ができるようになってもらいたいな
とっておりますし、それから弁護士に対しても、
弁護士が市民から信頼を受けられるような技術レベ
ルと、それから倫理を守ってもらうということが、
個々の弁護士ができるようにということは意識して
きたつもりですし、今後も意識してやっていきたい
なと思っております。

○森永 はい、ありがとうございます。

さて、それでは、今の外山先生のお話、もちろん、
特に我々すぐ思い浮かぶのは、いわゆるアクセス・
トゥ・ジャスティスということで、その中ですごく、
やっぱり一番イメージするのは弁護士さんの活躍、
民間といいますか、一般市民へ、まさに今、外山先
生がおっしゃったとおり、そのジャスティスを一般
市民に届けるというような役割だと思んですけども、
もちろん法整備支援をやるに当たって、こう
いうことも当然のことながら視野に入れながら活動
しなければいけないわけでして、その点、ある種、
この官側、あるいは民側、両方をいわば包括して見
ておられる J I C A さんの方では、この点はいかが
お考えでしょうか。あるいはまた、そのほかの点に
ついて、何かお気づきのことがあればお願いいたし
ます。

澤田次長、お願いします。

○澤田 ありがとうございます、森永部長。

今、森永部長からいただいたお題にちゃんと答える
回答になるかどうか、ちょっとわかりませんが、
SDG s ゴール16の中でやはり法の支配と
いうことがうたわれている以上、我々、今までやっ
てきたことを着実にやっていくというのは、一つ必
要なことだというふうに思っていて、それはやはり
きちんと法律をつくって、かつ、その精神を理解し
た人間を育成して、その法律がきちんと運用されて
いくということを担保していくという今までの我々
の取り組みというのは、引き続き必要なのではない
かというふうに思っております。それがやはり法の
支配ということをきちんと貫徹する上での重要な
ベースになってくるのかなというふうに思います。

ただ、他方、我々やはり、午前中の議論の中で出

ましたように、インクルーシブネスというところを
これからやはり意識していかなければいけないと思
いますので、例えばいろんな少数者への目配りです
とか、例えば地方からの裁判制度へのアクセスをど
うするのかといった、その今までであれば全国平均
に、全国均一のサービスを用意できればいいという
ふうに考えてきたところを、もう少し、より具体的
にうまく動かせるような支援をプラスアルファで考
えていくということは、やはり意識をしていかなけ
ればいけないのかなというふうに思っております。

それから、ちょっと話が与えられた質問とずれて
しまうかもしれませんが、冒頭のジェフリー・
サックス教授の講演にもありましたように、SDG
s の目標自身、それぞれが単独で独立をしている目
標ではありませんので、SDG s ゴール16という
のはほかの目標を達成する上でも必要なこととい
うふうになってきますので、我々が法整備支援とい
うことをやっていく中で、結果としてほかのSDG s
ゴールを達成することのサポートにもなっていく、
一種の基盤として法がワークをしていくという意味
でも、法整備支援ということは非常に重要なのかと
思いますので、今まで、我々、法整備支援を、そう
いう目標がない中でやってきたという部分はありま
すが、SDG s という新しい目標を得たとしても、
今までやってきたことを踏まえて、SDG s の目標
達成のために具体的に活動していくということが可
能なのではないかなというふうに考えております。

○森永 はい、ありがとうございます。

それでは、まだ私、ちょっとこのインクルーシブ
ネスにこだわって申しわけないんですけども、こ
のインクルーシブネス、ノーワンレフトビハインド
なんですけれども、特にこれは、もちろん法律と生
活という関係で、あらゆる場面でこれは問題になる
話なんですけれども、特に、もちろん従来からです
けれども、この刑事の分野ではこれが非常に先鋭に
現れてくる、現象として非常に先鋭に現れてくるも
のではないかなというふうに私自身は思っています。

そこで、主に刑事の分野で法整備支援、あるいは
広い意味での法整備支援をやっておられるUNAF

E I から、瀬戸所長にこのあたりのことを、もしご意見がございましたらお願いいたします。

○瀬戸 ありがとうございます。

まず最初に、もともとの質問であった法整備支援の中でUNAFEIの活動というのはどういうふうに位置付けるべきかというのを、ちょっと簡単に話をさせていただきます。ちょっとした整理なんですけれども。

我々が研修をしているのは刑事司法になりますので、刑事司法の目的は何かと言えば、端的に言えば安全・安心な社会の実現ということで、これは人間が個人として、あるいは社会の中で生きていく上での最低限のインフラになるわけですから、そういう意味で国ないし個人が今後発達、あるいは発展する意味において、我々のやっている研修というのはその前提になる。その前提を整備するものではないかと理解しております。

その上で、では、SDGsとの関係では、じゃ、我々の研修はどういうふうに位置付けられるのかと考えますと、昼間に我々の研修のテーマについてちょっとご紹介させていただきましたけれども、それぞれゴール16だけではなくて、ゴール3、ゴール5も含めて、これらのテーマを設定することによって、それぞれのゴールの実現に向けて貢献していきたいという意識でやっているわけですから、そういう意味では我々の研修は、SDGsの達成のための手段という位置付けにもなるんだろうなと思っております。

ちょっとその話をさせていただいた上で、そのインクルーシブの話に戻りたいと思います。この関係でいいますと、刑事司法の分野でインクルーシブというのは、別に一般の全うな市民の人を刑事司法の中に取り入れるという話では全くなくて、むしろ一度罪を犯してしまった人が今後どうなるかということが中心課題になると思います。いろいろな犯罪者に対する対応ってあると思うんですけども、まず、犯罪者は最終的には社会に戻っていくと。日本語に訳すと再統合と言いますが、英語ではリ・インテグレーションということで、まさに社会に

戻っていく。それを達成することが刑事司法においては重要な課題の一つとなっている。そのためには矯正施設での処遇もやる必要がありますし、さらに社会における処遇、コミュニティコレクションについても、当然しっかりとした形でやっていかなければならない。日本は今、再犯防止ということを非常に強く掲げて課題としていますが、犯罪者が適正に再統合されることができれば、それは再犯防止にも当然つながっていく話なので、非常に重要なものだと考えております。

そのために、特に日本においても、保護観察官による社会内処遇だけではなくて、ある意味で民間、プライベートセクターとして保護司さんの活躍というのがあるわけですし、それ以外にも協力雇用主など、日本という社会においては、まさにプライベートセクターというのが刑事司法の分野でも非常に重きをなして活躍をしている。それがインクルーシブな社会をつくっていく上では随分貢献しているのではないかと考えております。その意味で、日本のこの経験を生かせるようにということで、この保護司制度なども研修を通じて、例えばフィリピンなどに紹介する、そこでも保護司制度が確立されていくなど、そういう意味では少しずつ貢献はしているのかなと思います。

それから、午前中のサックスさんの話でも、プライベートセクターの責任、特に企業の責任というような話が出ていたと思いますけれども、昨年秋に行いました我々の汚職研修の中でも、汚職防止におけるプライベートセクターの役割というのをテーマの一つといたしました。最近、企業の活動の中でコンプライアンスというのが重視されてきていると。これは日本の企業の中でも不祥事があるということもあるんですけども、汚職防止の中で企業のコンプライアンスに対する取り組みというのは非常に重要になってくると。そういう意味で、研修の中で企業がどういう形で汚職を防止する対策をとっているのかというのも研修員みんな議論し、それをまた一般の企業の方も呼んで紹介をされて、それを認識した上で各国に帰ってもらおうというようなプログラム

も実施しております。そういう形で刑事司法の分野でも貢献できる分野はあるのかなと思っております。

以上です。

○森永 はい、瀬戸所長、ありがとうございます。

今、瀬戸所長がおっしゃいました企業の責任といますか、企業の役割といますか、サックスさんの話の中でも出てきました。我々の知っている単語で言うとコーポレート・ガバナンスだとか、デューデリジェンスだとかという、そういった単語が、日本語で何と訳しているのかわかんないようなやつが頭に浮かびますけれども、そういった企業も含めていくというのも一つのインクルーシブネスかなという気もいたします。

それから、つらつらそれを伺いながら考えていたんですけれども、そうなってくると、我々が昔習った憲法の司法関係の直接適用なのか、間接適用なのか、無関係説なのかなんて話まで、この学説の方まで影響してくるのかなんて思ったりして、なかなか興味の尽きないところではあるかなというふうに思いますが、甚だ簡単ではございますが、この辺で1回、10分ほど休憩させていただいて、第3のお話に移りたいと思います。

(休憩)

○森永 それでは、大阪会場の方もオーケーだそうですので、続けたいというふうに思います。

休憩を挟んでも、このモデレーターはそのインクルーシブネスにこだわっていますけれども、先ほどちょっと冒頭に申し上げましたとおり、これは私だけかもしれませんけれども、ICDの官としての性質といますか、そのいわゆる弱点といますか、そういうところで、やはり一般市民を対象にすることがなかなか苦手な部分がありまして、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、例えば一例ですけれども、日弁連さんなんかの方がはるかに、やはり一般市民とのかけ橋といますか、パイプといますか、あるいは一般市民への広がりという点では強いというふうに申し上げました。

さて、その一般市民の側というところに焦点を当

ててみますと、ブースさんのプレゼンテーションの中にも、それから松尾先生とのパネルディスカッションの中でも少し出てきた、キーワードの一つとして、それから、さらに言えば、最近、脚光を浴びていると少なくとも我々は考えております、カルチャー・オブ・ローフルネスという問題が一つこのところ出てまいったわけでありまして。

このカルチャー・オブ・ローフルネスの、つまり、実はこれ、私の理解するところでは、これを一番追究して、今、暫定的なのかどうか知りませんが、かなり克明といますか、詳しいデフィニションを与えておいでなのが、たしかジョージタウン大学だったと思いますけれども、ロイゴットソン教授という方がこの辺の研究をされまして、私も実はちょっとした会話をしたことがございまして、森永の方はカルチャー・オブ・ローフルネスというものはどういうものだと考えておるのかというようなことを聞かれたこともありますし、それから、ちょっと先ほどなたか紹介されましたけれども、2年ほど前のUNDPと、それからJICAとで共同でニューヨークで開催いたしましたシンポジウムの中で、このカルチャー・オブ・ローフルネスというのがどういうものがあるのかというようなディベートがございました。

その関係で、そのインクルーシブネスというものとリンクするような形で、一般市民の側のある種の機運の醸成といますか、そういった形でのカルチャー・オブ・ローフルネスのプロモーションということも大事なのではないかとということが昨今議論をされております。もちろん、ロイゴットソン教授などは、いわゆるルール・オブ・ローと・カルチャー・オブ・ローフルネスというのは、どういう関係にあるのかということの研究なさっておるようだけれども、その難しい、非常に難しい議論はさておきまして、このカルチャー・オブ・ローフルネスのプロモーションというのは、日本も各種の国際会議場で触れるようになってきております。特にこの点に関しましては、法務省もこれを重視しておるということでもありますので、まずは法務省の大臣官房国際課

の福島課付の方から、この点を含めまして、この点についてのまずご意見を伺いたいというふうに思います。お願いします。

○福島 ありがとうございます。

すみません、最初に訂正なんですけれども、最初の問いのところで、SDGsのための取り組みで、国内向けの取り組みとして人権問題に対する取り組みというのを挙げたんですけれども、もちろんこれは国際的な取り組みでもありますので、その点は訂正させていただきます。すみません、その上で法遵守の文化という点についてお話をさせていただければと思います。

これまで行っている法制度整備支援につきましては、法の支配の確立・浸透において非常に重要な役割を果たしているものというふうに認識しているところがございますけれども、いわゆるこの法の支配を社会の隅々にまで浸透させるというところを考えると、法遵守の文化を醸成するということは非常に重要ではないかという認識が高まってきているのではないかと考えております。この法遵守の文化という概念については、以前からございますので、決して目新しいものではないというふうに理解しておりますけれども、こうした法の支配の確立・浸透という文脈で考えたときに、この法遵守の文化の醸成というのは非常に重要な意味を持つのではないかと考えております。

市民によるこの法遵守の文化というものの基礎については、市民の皆さんによる法に対する尊重、あるいは法執行に対する信頼で構成されているというふうに理解しているところがございますけれども、従来行っている法制度整備支援、これはUNAFEIが行っている研修やセミナーも含むという文脈でお話しさせていただきますけれども、これについては当然、法の尊重や法執行に対する信頼というのは、まず前提として適正な法執行や適正な法が非常に重要な基礎になるというふうに思いますので、こうした従来の法制度整備支援の取り組みというのは、その適正な法の執行が確立されて、それに対して市民の皆さんの、それらに対する信頼や尊重が生まれる

という意味で、間接的というのが正しい表現かどうかはわかりませんが、そういった意味で法遵守の文化の醸成というのにも、これまで、そして今でも貢献されているのではないかとというふうに思います。

ただ、一方で、先ほど森永部長からの話もありましたように、従来の法制度整備支援の取り組みというのは、官対官という視点に立っているものでございます。一方で法遵守の文化と申しますのは、どちらかといいますと民の立場からの視点というふうに言うことができるかと思いますが、その民の中で、市民の皆さんの中で、その法の支配に対する自覚を持って、それを実現していくための取り組みを市民の中から実現していくと、実施していくという視点も、今後の法制度整備支援を考えるに当たっては重要な視点ではないかというふうに考えているところでございます。

具体的にどういうふうにこの法遵守の文化を醸成していくかというのは、いろんな議論があろうかと思えますけれども、やはり重要なのは、先ほどブース氏の講演にもありましており、やはりエデュケーション、教育というのが必要、特に若者に対する教育が必要なのではないかとというふうに考えておりますし、また官側にしても、官と民が協働して地域コミュニティに対して法遵守の重要性というのを追求していくというところが、非常に重要な手段ではないかというふうに考えているところでございます。そのための具体的な取り組みというのは、これからの検討課題でもありますし、先ほど外山先生からご紹介していただいた取り組みなどもあると思えますけれども、1つ、今後予定している例として考えておりますのは、先ほど京都コンGRESS、2020年4月に開催の京都コンGRESSについて申し上げましたけれども、この京都コンGRESSに先立ちまして、若者によるユースフォーラムというものの開催を今予定しているというところでございます。

これはどういった参加者を募るかというのは、また検討課題でございますけれども、主に法学や国際法などを学んでいる学生を中心に、各国、いろんな

バックグラウンドを持った方々が集まりまして、幾つかのテーマについて議論をし、そして結論を導くというフォーラムの開催を予定しているところでございます。その中の議題の一つとして、今、検討している、予定していますのが、法遵守の文化を養成するために若者の教育はどうあるべきかというのを議題の一つとして、今、予定しているというところでございます。こういったフォーラムを活用しまして、将来、法曹の専門家や、あるいは政策の立案に携わる学生に、その法遵守の文化の重要性や、それを醸成させるための方策について議論してもらい、そしてそれを各国に持ち帰って、それを浸透させていくという活動として重要なのではないかとこのように考えているところでございます。

法遵守の文化の醸成という点では、以上でございます。

○森永 はい、ありがとうございます。

法遵守の文化そのものを議論するというよりは、法遵守の文化ということ、法遵守の文化、カルチャー・オブ・ローフルネスについては、個人的にいいですと、私、法遵守の文化という訳語がいいのかどうか、ちょっといまだによくわからないんですけども、私の方はカルチャー・オブ・ローフルネスと言わせていただきますが、このカルチャー・オブ・ローフルネスの醸成というのは、もちろん大事なことであるわけですが、それを意識しながら日本の法制度整備支援というのは、これはどうあるべきなのかというようなことも、今後、考えていかなきゃいけない重要なポイントであるかというふうに思います。

そこで、今の福島課付のお話を受けた形になるかもしれませんが、この点、瀬戸所長、アジ研の方はカルチャー・オブ・ローフルネスのプロモーションに関してはどういったお考えをお持ちなのか、お聞かせいただければありがたいなと思っております。

○瀬戸 はい、ありがとうございます。

今、福島さんからカルチャー・オブ・ローフルネスについての、法を尊重する、それから法を信頼す

るといふところによって醸成されてくる文化なんだろうと思います。この扱い方が何か非常に難しいと私自身が感じているのは、ブース氏もおっしゃっていましたが、単に上から法律を守れと言うのでは、そんなもんは単に権力が叫んでいるだけで、余り国民に対して入ってこないんだと思います。仮にこれを教育という観点で考えるのであれば、単に法律がこうなっているから守りなさいではなく、この法律は何のためにあるのか、そしてこの法律が我々を守ってくれるんだ、法律は我々の味方なんだという言い方で説明するということは多分必要なんだろうと思いますし、特に刑事司法の分野で言えば、最近、刑事手続における被害者保護というのは非常に進展しているところがありますので、今ままであれば被害者が被害に遭っても警察に申告することをためらっていたような場合があるかと思いますが、それに対して今は被害者に十分配慮した形での刑事手続が行われているんだと、こういうことをきちんとみんなに知ってもらおう。そういう意味での広報というのは非常に役に立つんだと思いますし、そうすることによって犯罪というのはきちんと処罰されると、そういうことを理解してもらおう。そういう形での教育というのはありなのかなと思っております。したがって、我々の研修においても、被害者保護、あるいは証人保護というものが刑事手続に次いで大事になってきているという話は、全てのプログラムでやっているとは言いませんけれども、それも一つの重要な課題として研修の中で取り込んでいっております。

それからもう一つは、まさに刑事司法を扱う人間がきちんと対応しなければならないという意味で、刑事司法実務家に対する教育、君たちは常に国民から見られているわけだし、君たちの一挙手一投足にその国の信頼がかかっているんだと、こういうことも当然話することになります。ただ、これを一般に我々が行っている研修でやるには、なかなか、ちょっとダイレクト過ぎるといふか、我々の実務の教育としてやるのは余りふさわしくないというよりも、そんなこと直接言えるほど日本が偉いのかとい

うところもありますので、研修の場で言うというよりは、我々が他国とかに招待されて、汚職に関して話してもらえませんかと講師を依頼されることがあるわけなんですけれども、そういう場合に、主にこういうことが、一つ一つきっちりとやっていくことによって国民の信頼を得られるようになるんだと。日本では幸いにして裁判官や検察官の汚職というのはほとんどないと言われている。国民もそれを信頼している。そういう状況ができれば、皆さんの国においても汚職は減っていくのではないですかというように形で紹介することはございます。UNA FE Iのやっている活動としては、そんなところだと思います。

○森永 はい、ありがとうございます。

まさに今、瀬戸所長がおっしゃったとおり、私も、実は昨日ブースさんとも若干お話をしたんですけれども、このカルチャー・オブ・ローフルネス、つまり法遵守の文化が、権力者が定めた規範をただ信じよ、従えと、いわば盲従せよというようなことを言っても、これはちっともカルチャー・オブ・ローフルネスでも何でもないということは、これは共通の認識だろうかというふうに思います。要するに、逆にカルチャー・オブ・オビリエンスであってはいかんというようなことが言えるのではないかと思います。そしてそのためには、やはり法律が、それ自体が信頼するに足るものでなければいけないし、それから法をつかさどる機関、あるいはそれを運用する人たちの信頼性が確保されなければ、当然このカルチャー・オブ・ローフルネスというものは育ちようがないというようなことがあるんじゃないかというふうに思われます。

その観点で、もちろん、例えば警察官に対する信頼だとか、日本は割と交番制度というもの非常にうまくいってしまっていて、割と世界からも評価されていたり、それから先ほど瀬戸所長がおっしゃったとおり、裁判官、司法の汚職がほとんどないというようなことで、それも日本のカルチャー・オブ・ローフルネスを確保、あるいは推進している、その大きな要因の一つではないかと思います。

ただ、いわゆる我々のクライアントになるようないわば途上国等におきましては、警察官や裁判官、あるいは検察官等に対する信頼が低いというようなこと、残念ながらそういうことがあるわけございまして、それは恐らく、ちょっとここで無理やり振りますけれども、弁護士さんに対する信頼というのも非常に問題になってくる部分があるのではないかと思います。といいますのは、私、随分前のベトナムで勤務しておったところに、まだベトナムの一般市民の中には、弁護士さんというものは悪の味方をする人たちであるというような観念があつたりなんかして、なかなか弁護士さんが信頼されない。私は、ハノイの弁護士会の副会長さんを存じ上げておりますけれども、大変立派な方なんですけれども、彼が非常に残虐な強姦事件の弁護をしたときに、非常に悲しいことなんですけれども家まで攻撃の対象にされて、一般市民の攻撃の対象にされたということがあつたようでして、ただ、それを乗り越えて立派に弁護をなさつたということでした。弁護士さんに対する市民の信頼というのも非常に大事なことだと思いますけれども、その観点からもし何かあれば、外山先生、お願いしたいと思うんですけれども。

○外山 ありがとうございます。

実はそういう話、ちょっとさせていただこうと思つて、今ちょっと考えていたんですが、先ほどの私の報告の中で、カンボジアでの弁護士に対する研修を今やっていると、遺産分割だとか、離婚だとか、そういった一般市民が遭遇するような法律問題に弁護士がうまく対応できるような、そういうセミナーをやっているんですというお話をさせていただいたんですが、そういう活動について、カンボジアのほかのセクターからどう見られているかということ、こちら少し気になりまして、あるNGOの方にちょっとお会いしてお話を伺つたことがありました。こういう活動をしているんですよと説明をしてあげたら、非常にショッキングなことを言われまして、一呼吸置かれた後、うーん、カンボジアの人は誰も裁判所のことなんか信用してませんよと、そういう弁護士さんに対する研修をやつて何か意味あ

るんですかねというようなことを言われてしまったんですね。

実は、さらにショッキングなことに、その後、カンボジアにおられる別の部門で働いていらっしゃるJICAの、だから日本人ですけれども、JICAの方にもご意見を伺ったら、全く同じようなことを言われていました。正直それを聞かされたときは、これからこういうセミナーを僕たちやることに、正直意味があるのかなってぐらい思ったところなんですけれども、したがって僕は何が言いたいかと申し上げますと、やっぱりカルチャー・オブ・ローフルネスというのをつくっていく、少しでも高めていくということは本当に容易なことではない。容易なことではないけれども、でもやらなくちゃいけないし、少しずつ僕は萌芽というのものもあるんじゃないかなというふうに思っているんです。

じゃ、弁護士への支援という切り口で見た場合に、そのカルチャー・オブ・ローフルネスの最初のステップって何なんだろうなと考えたときに、それは弁護士自身が、やっぱり法律を使う、裁判手続を使うということは意味があるんだというふうに弁護士自身が思ってくれないと進まないんじゃないかなと。弁護士自身が、いや、正直、裁判所はあまり役に立たないから、賄賂を使ったり、いろんな形での社会的な力を使うことの方が効果的なんだと思っているうちは、いつまでたってもこの弁護士セクターからするところのカルチャー・オブ・ローフルネスというのは広がらないんじゃないかなというふうに僕は思っています。

そういう面で見ただけの場合に、じゃ、少し何か元気の出るような法があるのかということなんです、カンボジアについていいますと、最近、カンボジアの弁護士会が海外誌を発行し始めたということを知りました。海外誌は、もちろんクメール語でできているものの英語、グーグル翻訳で読んだだけなので中身はあんまりよくわからないんですけれども、ただ、そこで取り上げられているトピックというのは、決して中の親睦的な話ではなくて、やはりカンボジアの法律に関する理論的な話なんですよね。あんまり

そんなに深まっている話じゃないというふうには聞いてはいるんですけれども、しかしそういうことが海外誌に取り上げられているということは、やはりカンボジアの弁護士の間でも、法律をどう解釈するかということに関する関心はそれなりに高まってきているんじゃないかと思います。

また、カンボジアの若手の弁護士でグループをつくって、カンボジアの民法や民訴訟法に関する勉強会なんかも開いているという話も聞きますので、そういうことからすれば、やはり法律を使うということの価値がカンボジアの弁護士の間には少しずつ広がっているのではないかなというふうに思いますので、この手ごたえを信じて、もっとやっていきたいなと思っているところです。

○森永 外山先生、ありがとうございます。なかなか、やはり官が信用されていないという国は随分たくさんあるようでして、我々も現場でやっているとき々がっかりするようなことが起きることがあるんですけれども、それを乗り越えていかないと法整備支援そのものは成り立たないのではないかなというふうに思いますが、この点、教育の面ではいかがでしょうか。國分センター長、何かこの点に関してのご意見があればお願いいたします。

○國分 カルチャー・オブ・ローフルネスですか。難しいですね。私たちがやっていることとの関連でいうと、先ほど幾つかお話が出たり、森嶋先生もおっしゃっていたように、我々の教育支援の中では、ローフルネスの意味自体を考えてもらいたいというような、そこで考えられているローって何なのかみたいなことも含めて考えることができるような人材を育成できればというふうなことを思っています。そういうのを通じて何らかの形で純粹、その法自体、規制の法自体の問題性も考えつつ、何らかの形でそういう法的なものを守ろうとするような文化に寄与することができればというふうには思っているんですけれども、ちょっと何か話ずれちゃうんですけれども、教育関連のことで言うと、さっきは私、結構、何かあっちこっちのセンターで頑張って協力して成功している的な話をしてしまったんですが、うまく

いっていないところもしっかりありまして、例えばラオスとかは、JICAさんとか法総研には非常にご協力をいただいているんですが、なかなかうまくいかないというのがあって、それは何でだろうかということを考えてときに、さっきは若者に対して法教育するという話もあったんですが、それとは別に、そもそも法云々に関わらないところで、教育のあり方自体を、その初等教育から考え直していくということで、よりよい人材を育てるというような目をつくっていくということも必要なんじゃないかなというふうに思っています。私たち、基本的には大学教育のことしか見ていないんですけれども、そこに上がってこない優秀な人材もいますし、さらにはそこに上がってこないような、子どもたちの段階で、もうちょっと何らかの、これも押し付けではいけないんですけれども、いろんなことを考えられるような場を設けられるような何らかの支援というのが、法整備にかかわらず必要なんじゃないかというふうに考えたりしています。答えになってなくてすみません。

○森永 はい、ありがとうございます。確かに私なんかもベトナムに行ったときに、大学の支援なんかもしたことがあるんですけれども、時々、いや、これちょっと大学生になる前の問題なんじゃないのかなというような場面というのでも幾つか遭遇したことがございます。今、國分センター長の言われたことは何となく、私もよくわかるような気がします。

さて、それで、このカルチャー・オブ・ローフルネスって一体何だという難しい議論もありますけれども、少なくとも法は、社会の中で法を尊重されるんだというような雰囲気といいますか、状態といいますか、そういうものを養成するというのも、我々が法整備支援活動を行う中で、直接それをターゲットにするか、あるいはそれを意識しながら事を進めていくのか、様々でございましょうけれども、今後、私が知っている限りでは、JICAさんの、法務省が関わっているものも、いないものも含めて、JICAさんの法制度整備支援の分野に属する支援の中で、これを正面から取り上げたというのは、不勉強

だったら申しわけないんですけれども、ないように思うんですけれども、今後、このJICAとの方向性としては、このカルチャー・オブ・ローフルネスを、このJICAの行っている幅広い法整備支援活動の中でどういった形で取り込んでいくかということについて、何かお考えがあれば澤田次長にお伺いしたいなと思っております。

○澤田 はい、ありがとうございます。何か大変難しいお題を振られてしまいました、どうお答えしたらいいかわからないんですけれども、今の議論を聞いていてというか、昨日のイベントからずっとこのカルチャー・オブ・ローフルネスの議論を聞いていて、私、強く感じたのは、やっぱり市民に対する教育というのも非常に大事なんですけれども、やはり法の運用というか執行に対する信頼を確保するというところが非常に重要ではないかなというふうに思っていて、もちろん、そのプロジェクトを、我々が技術協力をやっていく中で、そういうことも意識しながら、フィロソフィーというか、哲学、ポリシーとしてそういう部分についても触れていくというのは必要なんではないかなとは思いますが、ただ、やはりその前提として、まず作った法、作った制度がきちんと運用されて、かつ、そのそれぞれの国の国民が、自分たちは守られているんだと、ちゃんと寄って立つべきものがあるんだというふうに感じられるという制度をつくっていかないと、なかなかカルチャー・オブ・ローフルネスを市民のほうに向かって展開していこうとしても、うまくいかないんじゃないかなというふうに感じています。

ちょっと話、脱線するんですけれども、私が在外に勤務しているときに、いろんな 이슈があって、やはり大人はなかなか変わらないので子どもを対象にするしかないという、ありとあらゆる 이슈について子どもにやるぞと言って、通常の小中学校のカリキュラムに加えて、これをやれ、あれをやれ、かれをやれと言って、私、1回数えたことがあるんですけれども、10個ぐらいそういう政府公認のエクストラの子ども向けの教育があって、でも学校の授業時間は全然増えないので先生方もパンクしてい

る。ましてや教える側の先生も、それに対する知識がないので正しいことを教えていないと。私、協力隊のボランティアの活動を視察に行き一緒に見ていたら、やっぱり全然とんちんかんなことを先生が教えていて、結果的にそういうことをしてしまうと、何か逆に反感を感じてしまっている子がいますし、あとちゃんと学んだ子どもが家に帰って親の行動を見ていて、親は守ってないのにどうして自分だけ守るんだらうとって、あっさりひっくり返っちゃったりというような部分があって、なかなかやはり難しいなというふうに思った印象があります。

なので、ちょっと話、すみません、脱線してうまく戻らなくなっちゃったんですけども、そういう意味で、繰り返しになりますが、やっぱりある種、我々、市民を意識するということが当然必要だと思うんですが、やはり官というか国家の部分をしっかり取り組んでいって、その部分を固めつつ、もう少しそこがある程度信頼に至る状況になったときに、初めて我々そちらに軸足を移していけるんじゃないのかなというふうに抽象的には思っています。ただ、そのことイコール、全くカルチャー・オブ・ローフルネスをJICAがやっていく事業の中に理念としてもポリシーとしても伝えないということではなくて、当然そういうことを意識してプロジェクトはやっていかなければいけないし、専門家も活動してくださいということは言わなければいけないと思うんですが、じゃ、活動のコンポーネントとしてそういうものを織り込んでいけるかどうかというところは、まずやっぱり信頼に足るもの、もしくはちゃんとアクセス可能な司法制度ができるのかどうかというところ。そういう意味では、今日は余りテーマになりませんでしたけれども、アクセス・トゥ・ジャスティスというところをもう少し強化をしていくというところをやっぱり我々考えていかないと、その先には進んでいかなないのかなと。だからワンステップ、一回入るのかなというふうに私自身は感じております。

○森永 ありがとうございます。まさに澤田次長がおっしゃるとおりでして、我々、法整備支援の側か

らできることというのは、やはり、もちろん法律をきちっとする、あるいは法律を運用する公務員、あるいは裁判官、検察官、弁護士といったものを育てる、そういったことも非常に大事なんですけれども、さらにそれをアクセス・トゥ・ジャスティスという形で、それが市民が利用できるように、それこそ誰でも利用できるようにするということが、それは非常に大きな手法である。それがあってこそ初めて、そこを土台にカルチャー・オブ・ローフルネスが徐々に醸成されていくのではないかというような考え方に関しては私も賛成ですし、その方向でしか考えられないような人間になっていきますけれども。

ただ、もう一つ、ついでに私の方から一つ申し上げますと、なるほどなと思いましたが、このアクセス・トゥ・ジャスティスがよいことによって、そのカルチャー・オブ・ローフルネスが醸成されていくというものの中に、このアクセス・トゥ・ジャスティスというのは、実はその制度がいいとか、インフラが整っているとか、そういうことばかりではなくて、実は市民に接する、その法運用者、あるいは弁護士さんたち、そういった人たちの実は態度というものにも、非常に大きな力があるんじゃないかなと思わされるのが幾つかありました。

実は、日本に日本語研修に来られる海外の方々、非常に感心されますのが日本の警察官の礼儀正しさなんです。これならいいよねというような感想がよく聞かれます。それから窓口。昔はそうでもなかった。私も覚えていますけれども、意外にこれでも年くってますので、何となく昔の公務員というのは怖かったというのは若干ありますけれども、非常に窓口の対応とか、そういった人たちの感じのよさというのは一つの財産なのかなと。それもやはりそのアクセス・トゥ・ジャスティス、ひいてはそのカルチャー・オブ・ローフルネスに資するものなのかなと思ったことがあります。

間もなくオープンフロアディスカッションにしたいと思いますけれども、1つご紹介しますと、こんなやり方もあるんだというのが1つありまして、実は私、しばらくネパールの支援をしておっ

たんですけれども、ネパールの裁判所が、やはりそのアクセス・トゥ・ジャスティスというものを非常に気にしております、市民がきちっとその裁判に、必要なときは裁判に訴えられるというようなことを、とにかく何とかしようという、そのアクセス・トゥ・ジャスティスの強化というプロジェクトを、とにかくお題目だけは立ち上げたものの、ネパール政府から予算がつかなくて、お金はない、何も具体的なことができない、さあどうしようといったときに、当時、最高裁の事務総局長を務めておられましたティマルセナさんという方が、ジャスティス・ウィズ・ア・スマイルというキャンペーンを始めたんです。これなら金はかからんと。とにかく最高裁から全裁判所に対して、少なくとも訴状を受け取るときに、にこりとしろという指令を出したんだそうです。そしたら、実はこれは大変な効果があったと言っておられました。つまり、それまでネパールの裁判所の係員というのは仏頂面して、来てくなくて、インターホンを押して、面倒臭そうに訴状を受け取って、ほんで、はい、いいよと言って帰すなんていう状態だったのが、それだけはやめろという厳しいお達しを最高裁から全裁判所に対してやったそうです。そして、とにかく書類を受け渡すときだけでいいから、にこりとしろというような指令を出したそうです。そしたら実は、それだけのせいじゃないとは思いますが、実は申し立て件数、訴え件数が伸びたというふうに言うておりました。お金をかけずにできるアクセス・トゥ・ジャスティスの改善の一つの例としてご紹介いたします。こういう面も実は、法整備支援の中では気にしていかなければならない。ひいては我々も感じよくなきゃいけないんじゃないかなというふうによく思います。こっちがアクセス・トゥ・ジャスティスだ、やれカルチャー・オブ・ローフルネスだと言っておきながら、その専門家が仏頂面して偉そうなことを言っているようでは、法整備支援もなかなか守れないということになるかと思うので、これも含めてのアクセス・トゥ・ジャスティスであり、カルチャー・オブ・ローフルネスなんだろうなという感じはいたします。

さて、時間も迫ってまいりましたと言いたいところですが、割と余裕がございまして、あとは全て、17時15分まで使えるのかな、あとは会場との質疑応答という形で、オープンフロアにしてしまいたいというふうに思いますが、そのオープンフロアにする前に、何か一般のゲストの方々、我こそはということで、何か追加的に補足をされたいという方がおられましたら、何かありますか。よろしゅうございましょうか。

はい、森島先生が最初にお手をお挙げになるだろうということは大体予想をしておりますので、よろしく願います。

○森島 議論を今から整理するために2つ指摘をさせていただきます。1つはローフルネス。ローフルネスという言葉は、あれですか、ちゃんとした言葉ですか。何かカルチャーが法でいっぱいというのは何だか変ですが。言葉の点はともかくとしてですね。

それでは、森永さんはベルギーとかフランスにいらしたことがありますか。みんな法律守らないんですよ。そうすると、あれは途上国なんですかね。法整備支援必要ですかね。そしてカルチャー・オブ・ローフルネスを教育する必要があるでしょうかね。という意味で、法律を守るか守らないかということは、今日議論するのはちょっと話が別だと思しますので、私は、もしもこの法遵守の話をするのであれば、私は午前中に出しましたロー、法律というのが、我々が、我々がというか、日本が法整備支援をしている幾つかの国に法を継受する。つまり欧米の法律、ヨーロッパのコモン・ロー、つまり異文化の法律を継受すると。それとカスタマリーローというか、地域のルールですね、それ違うものを継受する。これはグローバル化や何かで、あるいはアメリカから押し付けられたりするの、そこでどうしても、ちょうど日本が明治時代に近代国家の形を整えなかったのと同じように法を継受すると。それを我々は何とかその技術的に支援すると。そこで異文化の法が入ってくる。そこで食い違いが生じて乖離しているわけですね。導入する国家法と、それから社

会的な規範と乖離している。そこで一般の人は国家法を必ずしも知らない、あるいはそれを守らない。むしろ社会の規範を守る。そこでロー・アバイディングじゃない。そういう意味で外国の法律がいっぱいではない。ロー・アバイディングではないと。その問題で、ベルギー人やフランス人が、ラテン系のヨーロッパ人が法を守らないとって話が違うわけですから、まず、もしもカルチャー・オブ・ローフルネスということを書いたければ、それは、その前提は、国家法とコミュニティ、あるいはソサエティーの、その国の社会の規範とは乖離していると、あるいは規範意識が乖離していると、そこが出発点だということをして前提にして議論をしないと議論がおかしくなる。森永さんは十分意識しておられるんだろうと思うんですけども、パネリストの力量を確かめるために多分わざわざそういう質問をなされたんだと思うんですけども、会場にいる人が混乱するといけませんので、私は森永さんにかわって、私は会議の司会というのはもう何百編もやっておりますので、念のために申し上げます。

2番目。2番目は、SDGsの話が出ていますけれども、SDGsというのは、これは実をいうと新入りなんです。2015年からなんです。その前にミレニアムというのが、さっきも出ました。あんまり繰り返しません。ところが、実はもう1992年にリオで環境と開発の会議のときに、アジェンダ21という、アジェンダ21をちゃんとお読みになった方、この中におられますか。多分いないと思います。私は中央環境審議会の委員でしたから、もう忘れてはいますけれども、あれは何十ページにもわたるもので、詳細ですけども、教育の話からいろいろなもの。今の17の、ばらばらと、それぞれ付録がついていますけれども、あの中身、言葉も違いますが、あの中身は全部入っています。それで結局うまくいかないから、それをなるべくわかるように、そしてなるべく整理してやって、その前にミレニアムは、あれは日本がかなり提唱したものですけれども、そのアジェンダ21の中の途上国の貧困の解決のためにある部分を取り上げて、

これだけを10年間のうちにやろうじゃないかと。それでもできない。ところが、どんどんどんどん、あれは格差が生ずる、収入の格差は生ずる、それから結果的資源がどんどんなくなっていく。今、多分、地球が2個ぐらい、2個半ぐらいかな、ないと間に合わないぐらいの資源の乱開発があります。

そこで、パリ協定とか今ありますけれども、それを、さっきジェフリー・サックスも言いましたけれども、結局、環境問題—今、環境問題広くやっていますけれども、解決しようと思う、人間が生きようと思うと、17でみんなで協力してやらないとまらないよというのがSDGsなんです。そして16番があれですけども、その16番も10あって、A、Bありますけれども、じゃ、皆さんに伺いますが、あそこに書いてあるのを、ゴールはいいんですけども、あれ掲げたら具体的に何やるかというのは出てきますか。僕は、先ほど澤田さんがおっしゃったことは100%あれしますけれども、じゃ、JICAがあれをゴールにして、じゃ、これから何をしますかといったときに、あそこから何か出てくるか、具体的にJICAのそれぞれの国に対する何をやるかということが出てくるかということ、考え方は出てきますけれども、出てこないですね。あそこからそれぞれの国、これはSDGsも出てきますけれども、あそこからそれぞれの国の状況に従って、例えばアクセス・トゥ・ジャスティスをやろうとすれば、もう幾つも幾つもあれをしながら相手の国の官僚組織、あるいは裁判所の、現在の裁判所のあれとかいうようなことを前提にしながら戦略を立てていかなきゃなんないんです。そして自民党も輝ける司法外交のところで書いてありますけれども、2020年までに法務省が司令塔を立ててやらなければならない。そのときにSDGsだけ掲げたんじゃない、到底日本の輝ける司法外交はできないわけです。

ですから、私が言いたいのは、SDGsは一つの指標といいますか、皆さんが今日のお話で、SDGsだけ言えば何か解決するようなことを皆さん考えておられるんですけども、私の環境に関わって、

開発という観念がどんどんどんどん変わっていく。その中で、それからまた法整備にも関わってきて、そう簡単じゃないんです。ですからSDGs, SDGsと言ったら、これでよかったなというような顔は皆さんしておられないことは確かですけども、これは福島さんも含めて、是非、今日を機会に皆さん真剣になってやらないと安倍さんに怒られますから。

それから、これは村上さんが、何とか会議でびしゃっとやられますけれども、あれ、ものすごいあれできちっとあれしないと、国内的にもできませんし、国外的にもできません。少なくとも法整備についてもできません。ほかはもう、私はアイトミーにしとるんですけども。

ですから、是非とも、今日の会議で、5時何分までに、SDGsを今日は議論したんじゃないで、是非ともSDGsの旗のもとに、我々に何ができるか、そして肝心のファット・イズ・ザ・パープス・オブ・ザ・ロード・オブ・リーガルテクニカルアシスタンス・バイ・ジャパンと書いてありますから、先ほどから伺っていると、ファット・イズ・ザ・パープス・アンド・ロード・オブというところは、森永さんの名司会にもかかわらず何も出ていなくて、ローフルネスとか、という話しか出ておりませんので、司会者に代わって私の方から、後残りに、どうぞ皆さん、知恵を絞って何らかの方向を見出していただきたい。アイ・ソリー・シットで皆様によろしく願いを申し上げます。

問題提起と同時に、長年携わってきた人間として、何年たっても同じようなことを言っていてもらっちゃ困るよと、私は死にたくても死ねないよと。これはちょっと余計ですけども。以上でございます。ありがとうございました。

○森永 はい、ありがとうございました。

手が2つ挙がっております。じゃ、奥の方、よろしいですか。どうぞ。マイクがありますかね。マイクが目前にありますか。

○井上 どうもありがとうございました。JICAの井上と申します。JICAでガバナンスと民主化

支援の専門をしております。今の先生の叱咤激励に応えるような感じではあるんですけども、私の意見と質問とを申し上げたいと思います。

まさに私も、この法整備支援の目的は何かということを考えるべきで、今日の流れとしては、一応ある程度法律はつくったし能力開発もしてきたと。次は何かアクセス・トゥ・ジャスティスだよねという感じの話が多かったと思うんですけども、果たしてそうなのかと。それは重要なことはもちろん間違いないんですけども、私はやっぱり、ここでもう一つ、我々の法整備支援のインパクトというものをきちっと考えるべきだと。別の言い方をすると、我々自身の心構えですね。どちらかという、すごく大ざっぱな言い方ですけども、何かこれまで我々は、いわゆる慎重倫理に基づいて活動してきたと。我々、一生懸命やっているんだから相手もうまくいくだろうと。でも、もっとこれからは責任倫理に基づくべきじゃないかなと思います。

どういうことかという、例えば先ほど外山さんが非常によいカンボジアの例を出していただいて、質問もあるんですけども、能力開発だけやっていいのかということですね。例えば、先ほど民法とか民事訴訟法の実務は人権侵害を助長することにはならないからいいと思ってやったということを言われたんですが、果たしてそうなのかという質問なんです。つまり、皆さんご存じだと思いますけれども、今のカンボジアは司法の独立はないし、全てとは言わないけれども、ほとんどの裁判官はもう汚職まみれなわけですよ。金次第で判決はどうでもられ変えられるという状況になってしまっています。そういうときに裁判官のキャパシティビルディングをやって、どういう意味があるのかということですよ。

つまりそれは、考えようですけども、法律作って、裁判官を訓練して、それは誰のためになったのかと。例えば民事の場合でも、刑事、国家権力による裁判を置いておいたとしても、民事の場合だって、例えば金持ちと貧乏な人々、農民が土地をめぐる争ったと。そのときはもう、今はわかっているわけ

ですよね。今のカンボジアでは。金持ちは賄賂を渡せば必ず勝ると。そういう裁判官を育てて何になるんですかと。そこをきちっと問うべきじゃないかなと。人道支援ではドゥーノーハームの原則というのを非常に言われていますけれども、我々の法整備は少なくともドゥーノーハームでやらなきゃいけないと。我々が支援することによって、かえって貧しい人たちが苦しむことになっているという現状もあるんじゃないかと。そこをきちっと理解した上で我々は何をするかと。つまり、それこそが法整備の本来の目的じゃないかと。私がさっき言ったように、やはりこれからは法整備のインパクトといえますか、本来の目的を考えて、それを達成するためにはどうすればいいかということを考えることが重要じゃないかなと考えています。もし何かコメントがありましたら、パネリストの方からお聞きしたいと思います。

以上です。

○森永 はい、ありがとうございます。

○森嶋 じゃ、それに関わって、よろしいですか。

○森永 はい。

○森嶋 カンボジアの法整備支援に関わってから、ちょっとだけコメントしてよろしいですか。

○森永 じゃ、森嶋先生からご回答をお願いします。

○森嶋 実はあれなんですね、カンボジアの民法・民事訴訟法の支援というのは98年から始まっているんですけども、そのときは国連の明石さんなんかの、あれで終わったときに、ともかく体制を整えなきゃならないというので体制を整えたんですけども、その後、今の所長、名前言いませんが、今の所長の体質が変わりました。民法や民訴で。それでそのときに育てた裁判官が優秀な裁判官いるんですけども、私は、JICAに申し上げたのは、その後をもっときっちりやってくれということだったんですけども、一応私は、ケンカのグループの責任者、あれは、内田さんはあれでしたっけ、ベトナムでしたね。グループの責任者だったんですけども、JICAはもう我々の意見は聞かずにやっておられたんですけども、もう政権の意図が変わったとき

から、今、井上さんおっしゃった本来やるべきことをやっていないで進行してきたので、私はやっぱり、PDCAで法律をつくったということがあって、その意味ではプランは向こうから頼まれて、かなりあれして、P、Dですね、その意味では法律はつくった。だけどそれをどういうふうに活用するかということ、その継続をしない。それから法律をつくったということのC、チェック、A、アセスですね、これをJICAはやっていません。

その意味では、是非とも井上さん、この体制を、ガバナンス部ですから、ひとつ、これは別にJICAが悪いとか何とかじゃなくて、もういろんなところで、さっきの國分さんじゃないですけども一生懸命やってきた。一生懸命やってきたけれども、一生懸命やればやるほどいろんなところで抜けが、抜けというか、やり残しがあるので、是非ともこういうところで皆さんからいろいろ批判を受けながら、説明責任を果たしながら改良していくというのは、私は、むしろ法整備支援を、どうやってここで支援するかということをやっていたらいいと思います。コメントというよりも、コメントプラス意見ですけれども、よろしくをお願いします。

○森永 はい、どうもありがとうございます。

それじゃ、佐藤先生、ちょっとお待ちください。ちょっと1回、大阪に振らせてください。大阪はありますか。

○高木 はい、大阪会場でございます。大阪の方からは質問が、ただいまの発表、あるいはパネルディスカッション、あるいは最終の議論がされてありますけれども、そういった点に関連して、何かご質問、ご意見、コメントなどがある方はいらっしゃいますでしょうか。今のところ特にはいらっしゃいませんかね。

そうしましたら、伊藤副部長ですかね、副部長からご質問等ございますようなので、伊藤副部長、よろしく願いいたします。

○伊藤 大阪のICDの伊藤です。

今、議論をずっと拝聴させていただきまして、1つだけちょっと伺いたいなと思っております。

先ほどパネルの中で、森永部長から外山先生に対してお話しされたこととも関連しますし、今、これまでの議論の中で、法整備支援をこれまで行ってきて途中で、特に私ども法務省の立場では、官対官の中での取り組みになってきた部分があるのではないかということは、私自身も思うところではあります。そういったところを、今後、何を目的にするのかということを考えても、この3件だけではなくて、市民、そして企業を巻き込んだ形での、市場と言ってもいいですけども、巻き込んだ形での、よりグッドガバナンスを目指す取り組みというのを連携してやっていかなければいけないのかなと思います。

今日お話に出ています、そのアクセス・トゥ・ジャスティスとの関係では、いろんな課題があるというふうに認識をしていますし、その中で特に弁護士会が取り組んでおられますけれども、やはり市民にとって、まず、本来は頼りにすべきは身近な存在であって、弁護士さんの役割というのは非常に重要なのだと思っております。そこにおいて非常に難しい、困難な状況に途上国の場合はあるというのも認識しておりますけれども、その関係で外山先生にお聞きしたいと思っておりますのは、弁護士会に対する支援、司法アクセスを改善するための支援をされておられる中で、幾つかの国においては、弁護士会というのは、完全に独立せずに、司法省のコントロールの下に置かれていたりすることがあるかと思えます。そういった中で、それが具体的な障害になっていたりすることがあるのか。それに対する戦略として、弁護士会というのはできるだけ、やはり自治を、自立するように、それを一人でやるべきなのか、そこはあまり急がないほうがいいのか、そしてそういった司法省などそのコントロールするような組織があれば、そういったところのマインドを変えていくと、そういった働きかけも必要なのかなというふうに思っております。そのあたりについての戦略ですとか、あるいは我々のほうと、さらに連携をさせていただくようなものがあるかどうかといったところについて、簡単に結構ですので教えていただければと思います。

以上です。

○森永 はい、伊藤副部長、ありがとうございます。

それでは、外山先生、すみませんが、何かご回答がおありでしたらお願いします。

○外山 ありがとうございます。結論から申し上げますと、今の問題について回答は持ち合わせていませんが、常に意識はしているというふうなことが回答になってしまいます。それは、ちょっと言い方は悪いですけども、途上国の場合は弁護士会だけではなく裁判所だって、ある程度きちっとしたコントロールを受けている場合もあるでしょうし、法律上のコントロールはないにしても、もっとソフトな形でのコントロールを受けているケースも少なくないわけでありまして、まして弁護士会を置いてをや、であります。ですから、法律上はしっかりコントロールに置かれている場合が多いので、それを法律を変えてもらってくれとかということから始まっていたのでは支援はできませんので、そういうコントロールのもとにあるということ前提にしながら、しかし弁護士として、市民への司法のアクセスを確保するためにやるべきことってあるでしょというところから我々は始めているつもりです。

ただ、実はそういう支援をしていく中で、そういうコントロールが時々頭をもたげてくるということではございまして、例えば本邦支援に弁護士会の方をお呼びするときに、それがお目付役なのか何なのかはわからないんですけども、司法省の方もメンバーに入れてくれというふうに、司法省が言っているのか、弁護士会が言っているのか、よくわからないんですけども、来られることもあります。そういうリクエストを受け入れるかどうかということについても毎回議論をします。受け入れることもあるし、何とかうまくそうならないようにお断りをするようにすることもあるし、それはケース・バイ・ケースということでもあります。

○森永 はい、ありがとうございます。

すみません、佐藤先生、お待たせしました。

○佐藤 どうもすみません、東京大学の佐藤です。非常にいい議論だと思うんですが、私は、村上さん

と福島さん、澤田さんに特に質問とコメントということをお願いしたいと思います。

森嶋先生が、まさに非常に的確に法とは何かという点を言われたように、我々、とかくすると、近代法が法であって、そうでないものは法でないというような見方も失礼ですが、実はいわゆる慣習法というのがあるわけで、そこには歴史を紡いできた、そういう中で、しかも経済合理性もそこにあると思うんですね。日本でもそのギャップはあるわけですが、そのギャップを埋めるのが、ある意味、我々が汚職と言われているところであって、結局徴税もできない、要するに政府の予算もない、そういう中で裁判官とか警察官がちゃんとした仕事ができるわけではないわけだし、そういう意味でまさに包括性というのは非常に重要であると思うわけですが、ですから法遵守という、法文化というのもの、そういう意味での包括的な原因をやはりちゃんと分析していく必要があって、そういうところから始めていくことが大事だと思います。

だから、そういう意味で、大学に今いる身としては、例えば今、日越大学という形でJICAが絡んでいろいろやっている、私も関わっているんですけども、そこでは日本の法律を、日本法研究を教えるという中で教養科目として出していくと。そして重要なのは日本の法整備支援の専門家も育成すると。つまり双方向的に、我々はベトナムやカンボジアの歴史なり、言葉なり、現状というものをちゃんと理解して、彼らの慣習法を理解しない限り、やっぱりそこはいつまでも埋まらない。逆にそういう近代法を押し付けることは、植民地を経てきた彼らにとってみれば、まさに植民地主義でしかないわけで、そういう意味でそういうアプローチが大事だし、大学としてもそういうことで頑張っていかなきゃならないだろうなというふうに思っていますし、國分さんも名古屋大を代表されて来られていますが、日越大学の方は残念ながらまだ名古屋が入っていないので、いろいろカウンターパートの問題があると思うんですけども、是非入っていただきたいと思うわけですね。

それで、村上さんと福島さんに、いわゆる司法外交というところで、私は、2014年にベトナム、カンボジアに現地調査に行って、外務省のODA評価、法整備支援を担当して評価支援員としてやって、そこでいろいろ提言をしているわけですが、やはり思ったとおり全然その提言が生きていないということで、森嶋先生も含めて何度もそういうことを申し上げるのは恐縮なんですけれども、そういう観点からすると、私なりに、日本の戦略としては、多分、日本の企業支援というようなことが1つあり得るだろうと。

たまたま先週、外務省からの情報で、日弁連に回ってきた、在外公館における日本企業支援を行う法律事務所を募集しますというのが出ているんですね。1年間でベトナム、カンボジアを含めて10ぐらいの大使館で。ここでやることというのは、日本企業のいろいろ法的な問題についてアドバイスしたりということらしいんですけども。これは結構、ある意味、現地の日本企業が、お困り事を含めてフィードバックすることによって、我々が法整備支援の方の問題点というのを具体的にあぶり出していき、つまりケーススタディが今必要なんじゃないかと思うんですね。今、法律をつくって、お題目や理念はできたけれども現場はどうなっているのかと。そこがつながっていないわけですよ。2014年に調査したときも、日本企業は、ほとんどこの法整備支援のことも知らないし、とても裁判所には怖くて行けないと。けども大使館へ行くと大使はとてもお忙しいと。円借款での事業ですらなかなか政府が払ってくれないので大使館に駆け込まれると。本当ならば民事訴訟を起こしてやるべきことが実際には機能していないと。そういう中で、結局企業は、お金をちゃんと払ってもらうために賄賂を出す。それによってお縄になっちゃうという、こういうこともあったりとかして、まずはその、いろいろ持続可能性と考えたとき、日本企業だけというのは、日本はそれこそ国家資本主義をとっているわけじゃないですから、そうはいかないと思いますけれども、連携していく必要は大いにあるんだろうと。日本の持続

可能な企業活動というのは、その社会にいいインパクトもあるはずですし、日本企業がちゃんと仕事できないような環境では、やはり健全な経済成長もあり得ないと思いますので、そういう観点から、派遣された人たちは、是非、その中で出てきたいろんな問題点をフィードバックしていただくこと、それを任務に加えていただくことによって、単に日本企業の問題点だけでなく、そこから出てくる現地の企業活動を通じた、あるいは現地の人々を通じた実際の法の執行状況を確認していくと。問題点をフィードバックして、それに対してピンポイントでアドバイスしていくと。

そういうことで、本来ならこの弁護士の活動も、1年間の単なるコンサルティングだけじゃなくて、本来もう公使レベルのアタッシェかなにかで行って政策支援までしていくぐらいのつもりで、やはり最終的に、目的としては、日本の弁護士がまともに法律業務でちゃんと業務ができるようにしていく、そこになればもうODAは必要ないわけですから、そこにつなげていく、今が移行期だと思いますので、こういった外務省の取り組みについては、そういった部分につなげていって、まさに先ほど来、包括性というのは、こういう事業を含めて法整備支援、それから財務省なり、あるいは経産省による支援も含めて、全体的なネットワークを活用していくということが重要ではないかと思っておりますので、この点は特に外務省、あるいは法務省の方専門家の方、この日本企業、法的側面支援の在外公館への支援ということは、何らかそういう法整備支援との絡みというのは出てくるんでしょうか。それをちょっと確認したいと思っております。

○森永 はい、佐藤先生、ありがとうございました。

外務省の方から、それから法務省の方からちょっとお答えしていただく前に、ちょっと、若干気になりますので、私の方からもコメントさせていただきたいと思っておりますけれども、佐藤先生の今のご意見、それから先ほどのJICAの井上さんのご意見、もちろんベトナム、あるいはカンボジアはもっとよくないといいますが、ジュディシヤル コラプションコ

ラプションですね。司法の汚職が非常にひどいというような話は有名な話でして、これを私が頭から否定するつもりはないんですけれども、これを取り上げるについて、やはり本当に全ての裁判がコラプトなのか、本当に全てのジャッジがコラプトなのか、ここをやはり相当慎重に考えないといけないかと思っております。印象、確かにそういう場面が多いんですけども、そういう例が多いというだけで、全ての裁判がそうなっているという印象で物事を議論するのは、ちょっと危険かというふうに思っております。

先ほどもご意見のありましたコラプト、コラプトな裁判官を育てるようなものじゃないかというようなご意見がありましたけれども、逆に、だからといって放つとくわけにはいかないという部分もございまして、私は、過去に、随分前ですけども、私がまだ教官になったばかりのころでしたけれども、刑事法を支援するのをためらった時代がありました。これは要するに、そういう全体主義的な、あるいは社会主義的な国の刑事法にうっかり日本が手を出して、そしてそれが人権侵害の巣窟になって、日本がそれを支援していたということの対外的な評判はどうなるのかというようなことで、非常に刑事法支援には二の足を踏んだ時代がございまして。今はそういうことは全くないんですけども、これはやはり、だからこそ支援しなければいけないというところもございまして、やはりその辺に関してかなり議論を詰めて慎重に対応する必要があるかなというふうに思っております。

○佐藤 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、全部が悪いということを申し上げているわけじゃなくて、そういう問題も出てくるので、それを単なる例外なのか、それとも何か構造的な問題なのかも含めてちゃんと分析して、それに答えていくということが、今、一番大事じゃないかということです。

○森永 そうですね、はい。

それでは、外務省の方から、ちょっと時間が押しておりますので、一言ずつ外務省、法務省、お願いいたします。

○村上 佐藤先生，どうもありがとうございます。
民間企業が，途上国含めて安心して活動できるような環境づくりに資するためのリソースの投入ということについては，もちろん非常に外務省内部でも関心の高いところです。まさに先生ご指摘になったように，これは必ずしもODAマターということではなしに，経済局も含めて重要だというふうな認識を持って議論をしているところです。

他方で，現場で，現地レベルで相談を受けるということについて，担当ベースで，担当をきちっと任命して，受け皿になるような窓口的なところをセットするというところまで，いろいろ具体的な施策について議論は進んでいる一方で，残念ながらテクニカルエキスパティーズですとか人員面で不足しているというご指摘を受けることが多々あるという現状でございます。ここについては省，幹部レベルも含めて，外務省だけでなく，ほかの省庁とも連携しながら取り組んでいくという方針自体はあるということでございます。

以上です。

○福島 ありがとうございます。

まず，日本企業の海外展開という点に関しましては，その関係でやはり法制度整備支援，非常に重要であるというのは，様々な政府の方針からも，例えば骨太の方針もそうですし，経協インフラのインフラシステム戦略などでも明らかに明記されておりでございます。そういった文脈でも法制度整備支援，非常に重要であるという認識は持っております。

先生のご指摘にもありましたように，在外公館などに法律の専門家を派遣して，そういったルートを通じて情報収集をしたり今後の政策を考えていくというのは，まさに先生のおっしゃるとおりで非常に重要だと考えておりました。法務省でも司法外交にカウントしまして，そういった在外公館に法務アタッシュェを派遣したり，国際機関に法律の専門家を派遣すると，まさにUNDPに派遣しておりますけれども，そういったのも司法外交の重要な一つの柱として考えているところでありまして，現在それを

推進しているというところでございますし，現にミャンマーにつきましては，法務アタッシュェを1人派遣しております。かつ，JICAの長期専門家でもありましたので，そういったさまざまなマルチなチャンネルを今後構築していくというのは，非常に重要な課題であると考えております。

○森永 はい，ありがとうございます。

それでは，時間も大分押してまいりましたので，質疑応答，まだたくさんあろうかと思っておりますけれども，勝手ながらこの辺で打ち切らせていただきまして，この質疑応答の最後の部分で，お二方からちょっとコメントをいただきたいというふうに思っております。

まず横田先生，今日の議論をお聞きになって，何か我々に対するアドバイス等ございましたらお願いいたします。

○横田 ありがとうございます。法務省の顧問をしております横田洋三でございますが，朝から非常に中身の濃い，しかも私にとっては，私は長い間，研究分野で大学で教育研究に携わってまいりましたので，現場から，今日いろんな方から法整備についての具体的な事例を，しかも理論に問題提起するような事例を出していただいて，大変私にとっては勉強になったし，刺激を受けました。皆さんに感謝したいと思います。

私がおもしここで何か言えるとすれば，今日のお話などをいろいろ考えながら，これまで私が経験してきたことの中から，2つ，法整備支援に多分関わるとは思うんですが，ほとんど触れられなかったことを2つだけ出して，これを今後，皆さんに考えておいていただければいいと思います。それを出させていただきます。

1つは，今，瀬戸さんがここにおられますけれども，UNAFEIというのは，1962年から非常にいい仕事をしてきて，6,000人を超える研修生が世界中に散らばっていて，それぞれの国で，もう初期に研修を受けた人が法曹界のトップに立っておるといって，そういう状況ですね。影響力もあるし，海外では恐らくUNAFEIのことは知っている人

がたくさんいるんです。ところが日本の国内での知名度が非常に低いんですね。

私は、これが残念というだけではなくて、日本の中からUNAFEIなどの活動に関心を持つ学生、もし知ればいるはずなんですけれども、知らないためにいないという状況ですので、ぜひ大学に働きかけをして、国際関係の大学院たくさんできていますし、それからもちろん法科大学院とか法学部がありますので、そういうところでUNAFEIだけではなくて、法整備に関連した科目をつくるか、あるいは、現在ある国際協力論とか開発援助論とか国際関係論の中で、そういう問題に触れてもらうような働きかけを何らかの形でしていったら、その中に今日登壇された方や専門の方に講師として出ていただくという、そういうことを働きかけていっていただきたい。そうすると若い学生の中には、必ずこの問題に関心を持って、そういう人たちの中から、例えば新聞社に入れば、当然その人が新聞に何らかの形で記事にする場合も出てくるという形で広がっていきますので、私は大学が長かったものですから、大学での講義を通じて知ってもらうということを働きかけていただきたい。これが1つです。

もう一つは、私は、この数年、法務省の刑事司法の通訳人の研修というのを1年に1回やっていて、それに携わっているんです。これ、非常に専門性も高いです。刑事法の知識を持ってないとできない。しかも言語として2つの言語を最低持ってないと。日本語と英語なり、ベトナム語なり、タガログ語なり、中国語なり。非常に高い専門性を求めるために、きちっとできる通訳人というのが数が限られています。ところが、外国人被疑者を取り調べたり、それから裁判をする場合には、これは自由権規約で必ず日本政府がお金を出して通訳人を入れなければいけない。そうすると、その裁判がいかにか公正に行われるか、あるいは取り調べが公正に行われるかということ、通訳人の技量にかかってくるんです。それから倫理観にかかってくるんですね。

ところが、今のところ日本語と英語のできる人、あるいは日本語と中国語のできる人を探して、その

中で多少そういう問題に関心のある人を頼むという形で広がって集めている。いい人たちが集まっています。私は通訳人の研修に行きますと、彼らの熱心さとその知識の量に驚きますが、依然として探すのは手探りなんです。ようやく、もう少しきちっとそういう人たちを訓練しなければいけないということになって、たしか今年からでしょうか、東京外国語大学と手を組んで、英語、フランス語、中国語、韓国語というようなメジャーなところだけではなくて、特殊言語についても通訳人の養成を大学の協力を得てやるということ、法務省が進めるということ、新聞で読みましたけれども、これは私、ぜひ進めていっていただきたいと思うんですが、法整備支援との関係では、こういうニーズは実は途上国にもたくさんあって、途上国で日本人が関わる、あるいは外国人が関わるのもいいんですけれども、要するに通訳人を必要とする刑事事件があるはずなんです。そこで日本が抱えているのと同じような問題、あるいはひょっとしたらもっと深刻な事態があって、いい通訳人がいないために公平な、公正な裁判ができていない可能性もあるということ、考えると、このあたりに法整備支援の一つの活動の枠を広げていってはどうかということ、ちょっと考えていましたので、私の方からは、今の2点ですね、大学で法整備支援のことを何らかの形で学生に伝える方法を考えていただきたいということ、それから通訳人の養成を法整備の中に加えてほしいという、この2点を指摘させていただきます。

ありがとうございました。

○森永 先生、どうもありがとうございました。

それでは、はるばるバンコクから来ていただいて、今日一日おつき合いいただきましたニコラス・ブースさんにも、この会議の印象なり何なり、お聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ブース 議論は非常に潤沢なものでした。これらの問題は非常に難しい問題です。誰もここでナイーブになっている人はいないと思います。我々がうまくやっているのかどうか、いろいろ害を逆に与えて

いるかもしれないという問題は、非常に難しい問題です。よい議論ができました。私が感じているのは、もっともっと議論する必要があるということです。私たちは同じような問題に接しています。同じ国々で同じ目的のために仕事をしているからです。非常に難しいことで、誰もはっきりと何がベストかよくわかりません。ですからもっと頻繁に議論し、一緒にぜひ進めていきましょう。それによって私たちお互いが恩恵を受けると思います。これが1つのコメントです。

もう一つのコメントは、法遵守の文化についての非常によい議論を今日聞きました。法遵守の文化がどのような意味なのか、どのような問題があるのかを聞いていました。私が考えていたのは、このような議論を私たちが活動している国々で行ってはどうかということです。私たちが活動している国々では、今、司法の汚職の問題がありますし、法の支配の問題もあります。ただ、希望となるのは、これらの国々には多くの人たちがいるということです。司法の中にもいますし、政府の中にもいます。我々が知っている人たちで、非常に啓蒙された考えを持った人たちもいます。彼らは私たちや私たちの同僚から多くを学んでいます。そして彼らは、少しずつですが、そのような法遵守の文化の背景にあるアイデアを広げようとしています。法遵守の文化という言葉がベトナム語やそのほかの言語にもうまく翻訳されることを望みますけれども。ただ彼らは変えようという努力をしています。

このような原則が、その国にいる主体者によって使われる際に、もちろん、今はなかなかうまくいかないかもしれませんが、今後、ちゃんと説得できる部分も出てくると思います。ですから、勇気を持ってこうした議論を続けていきましょう。私たちは、SDGsによって、今このような議論を行うことができます。なぜなら、SDGsは私たちのアジェンダの全てだからです。ベトナムのアジェンダであり、日本のアジェンダでもあります。ですから、もはや、議論することが政治的に機微なことではありません。是非、私たちが関わっている国々でも、是

非議論を続けていきましょう。これによって私たちはもっと強くなれると思います。一緒にやっていきましょう。

あと手短かにコメントをしてもらいますけれども、今日一緒にやってきて、UNDPと日本の両方に、素晴らしい貢献してくださる方がいます。

○稲垣 UNDPでニックと同じチームで勤務しています検事の稲垣と申します。ちょっとずるをして、1分だけくれというふうに言ってしまいました。というのは、1つだけ、今日あまり触れられてなかったことがあって、それがすごく残念だなと思ったのでなんですけれども、それは今回の法整備支援連絡会が20回記念だということで、つまり20年以上ですけれども、この日本の法整備支援が歴史を積み重ねてきて、森嶋先生一人から始まった支援が、これだけのコミュニティになって、これだけいろんな方が関わるようになった。そして、いまだにこれだけ熱い熱気も維持しているというのは非常に素晴らしいことで、これはもう祝うべきことではないかというふうに思いましたので、私も、ニューヨークにいるUNDPの同僚たちや皆さんと同じ理想を持って、法の支配の実現に向けて取り組んでいますし、そのUNDPの仲間たちを代表しても、大変僭越ながらお祝いを申し上げたいと思いますし、次の世代を担う者としても、先輩方の努力に敬意を表したいと思います。

その上で、今日の議論というのは、でもこのままでいいのかということがあったと思うんです。つまり、このままのアプローチで掲げていた理想が本当に達成できるのか。そのカルチャー・オブ・ローfulnessというのは、それをひとつ体現するもので、つまり、これまでの法や制度を重視するアプローチでは欠けていた視点があるんじゃないかという、その一つのチャレンジを突き付けているカウンターアプローチじゃないかというふうに思っております。

SDGsというのは、今日もサックス教授が言っていたように、全てがインターディペンデントだと。ゴール16だけ見ても達成できない。全ての17のゴールを、全て関連し合うものとして達成を

目指さなければいけないという点で、やはり従来の思考を解き放って、英語ではシンク・アウトサイド・ボックスと言いますけれども、これまでとは違った見方をすることを促しているものだと思うんです。ですので、私が何か答えを出せるものではありませんけれども、SDGsは日本の法整備支援にとって、そういう新たなチャレンジの機会になるのではないかとこのように思っております。

ありがとうございました。

○森永 はい、どうもありがとうございました。

ブースさん、稲垣君、UNDPチームの今後のグッドトラックをお祈りしたいと思います。ぜひ、今後と一緒に日本と活動をしてください。

最後に、私に締めろという話なんですけれども、今日はSDGsと法整備支援という大きなテーマでお話をさせていただきました。いろんなご意見を賜りまして、それぞれいろんな角度から実りのある議論になったのではないかと思います。

私自身は、どちらかという、現場でやっている人間の方に属する者ですけれども、私どもにとりましては、SDGsというのは、それ自体を目標としてもいいようなものであると同時に、逆に我々の活動の後押しをしてくれる追い風になるような気がします。といいますのは、SDGsでは、これはルール・オブ・ローだとか、アクセス・トゥ・ジャスティスというのは、あんまり正面から掲げられていなかった。それがSDGsになったときに、少なくとも16.3には、はっきりとルール・オブ・ローと、それからアクセス・トゥ・ジャスティスが明記されたということで、まさにルール・オブ・ロー、アクセス・トゥ・ジャスティスが我々が法整備支援の目標とする部分であります。それがあのような大きな国連の、全世界が同意した目標の中にしっかりと明文で定められたということは、まさに我々の今までやっておった活動が、日本式に言うとお墨付きを得たというんですかね、英語で何て言うんですかね、オフィシャルエンドースなんですかね、そういった思いがしまして、我々にとっては非常に、ある意味心強い柱が立ったという感じがいたしております。

ただ、追い風だからといって、追い風があればずっと進むかということではありませんで、現場サイドでは、日々、いろんな問題を抱えておりまして、それを地道に一つ一つ解決しながら進んでいかなければならないというのも、この仕事の厄介なところがあります。

ただ、確かに日本の法整備支援、いろいろ紆余曲折がございましたし、それからまだ、もちろんこれから改善すべき点もたくさんあるんでしょうけれども、ただ、少なくとも国内でもこれだけの理解していただける方々、お声をかければこれだけの方々が集まってくださる、あるいはブースさんもわざわざバンコクから来てくださる。少なくともブースさんがバンコクから来てくださるだけの価値はある活動を我々はしているんだなと思って、今日は特に、それからジェフリー・サックスさんもわざわざニューヨークから参加していただける、こういう方々がちゃんと参加していただけるだけのことはやっているんだという、そういう変な自信を持ちまして、この4部は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

○鈴木 パネリスト、モデレーターの皆様、ありがとうございました。

それでは、公益財団国際民商事法センター理事長、大野恒太郎様より、閉会のご挨拶をいただきます。

大野理事長、よろしくお願ひいたします。

○大野 国際民商事法センター理事長の大野恒太郎です。

本日は、「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」をテーマに、法文化にもわたります、長時間の大変熱の入った充実した会議が行われました。遠く海外から基調講演をされたサックス教授、それから昭島の会場にまでお越しになった国連開発計画のブースさん初め、報告や発言をされた方々、そして東京会場と大阪会場にお集まりになった皆さん、本当にありがとうございました。

法整備支援連絡会は、今回でちょうど20回目を迎えました。その間、我が国は、ベトナム、カンボジアを初めとするアジアの開発途上国に対し、相手

国の文化や歴史、オーナーシップ等を尊重しながら、法律の制定、司法制度の運営の向上、法曹人材育成等に取り組んでまいりました。先ほどもお話にございましたけれども、昨年暮れには長く支援を続けてきたラオスにおいて民法典が成立したところであります。一方、アジア諸国は、この間、技術革新の効果もあって目覚ましい経済的な発展を遂げ、我が国との間の人的、経済的な関係は一層緊密なものとなっております。

こうした状況の変化を受けて、法整備支援も、相手国の実情に寄り添いながら、足が地についた実効性のある支援を行うという基本的な姿勢を堅持する一方で、それに加えて、より実務的な、今日的なテーマに対しても積極的に取り組むことが求められております。それはまた東西間の会員の多くを占める企業の側も強く期待するところでありまして、先ほどお話のありました司法外交の中身とされているところとも重なり合うところがあるだろうというふうに考えております。

ところで、本日の会議のテーマのSDGsであります。国連が2030年を目標に、国際社会が力を合わせて取り組むべき目標・課題等を明らかにしたものでありますが、その中には法の支配の促進も明記されております。したがって、本日の会議がそのテーマとしてこれを取り上げたことは、誠に時宜を得たものだと思います。

法整備支援がこのSDGsの中にどのように付け位置付けられるのかという点につきましては、本日の会議でもさまざまな意見が述べられたところであります。ただ、いろいろな考え方があにいたしましても、このSDGsによって、法整備支援の果たす基盤的な役割に改めて光が当てられたことには異論がないだろうというように考えます。そして、法整備支援は専門的、技術的な側面を有するわけですが、今回、このSDGsという、より大きな視点からこれを捉え、先ほど森永部長は追い風という表現を使われました。旗印ということになるのかもしれませんが、法整備支援の意義を訴えて、広く理解と協力を獲得していくことが、この事業に

取り組む私どもとしては大変重要なことだろうというように考えております。

それから、議論の中で強調された点であります。このSDGsの中では、単に政府の役割だけではなく、プライベートセクターの役割、企業の責任についての言及もございます。したがって、今後、コンプライアンス、あるいは環境問題、ビジネスと人権との関係等についても、一層関心を持って取り組んでいく必要があるだろうというように考えております。

国際民商事法センターといたしましては、引き続き、法務省、JICAを初めとする関係諸機関、弁護士、専門家の方々、学者の先生方、諸外国関係機関等と協力いたしまして、これらの間のハブというんでしょうか、触媒のような役割を担ってまいる所存です。

それでは、我が国の法整備支援事業のますますの息長い発展と、皆様のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

○鈴木 大野理事長、ありがとうございました。

最後に、来年度の法整備支援連絡会のご案内です。第21回法整備支援連絡会は、2020年2月14日金曜日の開催を予定しております。どうぞ来年もよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第20回法整備支援連絡会を終了いたします。皆様、本日は長時間にわたり、ご参加、ありがとうございました。(拍手)

大阪会場の皆様も、本日はありがとうございました。

○高木 東京会場の皆様、どうもありがとうございました。(拍手)